第 25 章　　サービス委譲契約

概　要 4
1　序　説 6
1.1　サービス委譲契約の会計処理に対する解釈指針委員会のアプローチ 7
1.2　本章で使用される用語 8
2　IFRIC 第 12 号の適用範囲 10
2.1　義務の公共サービスとしての性質 10
2.2　IFRIC 第 12 号の適用範囲ではない契約 11
2.2.1　アウトソーシング契約 12
2.2.2　料金規制対象活動 13
2.3　IFRS 第 16 号と IFRIC 第 12 号の相互関係 15
2.4　民間部門同士の契約 16
2.5　委譲者の会計処理 16
3　支配要件 17
3.1　サービスに対する規制 17
3.1.1　サービスの部分的な規制 18
3.2　残余持分の支配 18
3.3　適用対象となる資産 21
3.3.1　インフラ資産を委譲者以外の者からリースするサービス委譲契約の会計処理 22
3.3.2　資産を使用する権利に対する委譲者への定期的な支払い 24
3.3.3　委譲契約に使用される以前から所有していた資産 25
3.4　部分的に規制された資産 25
4　営業者の会計処理：金融資産モデルと無形資産モデル 29
4.1　提供されるサービスの対価及び適切なモデルの決定 30
4.1.1　対価の配分 31
4.1.1.A　顧客との契約の識別 32
4.1.1.B　契約における履行義務の識別 32
4.1.1.C　契約に基づく取引価格の決定 34
4.1.1.D　取引価格の契約における各履行義務への配分 36
4.1.2　建設フェーズ後の会計モデルの決定 36
4.2　金融資産モデル 38
4.3　無形資産モデル 43

4.3.1 無形資産の償却 46
4.3.2 建設フェーズ中の減損テスト 49
4.4 2 つのモデルにおける収益認識の意味 50
4.5 「分離処理」-単一の契約に金融資産と無形資産の両方が含まれるケース 51
4.6 残余持分の会計処理 56
4.7 営業者から委譲者への契約上の支払いの会計処理 58
4.7.1 サービス委譲契約における変動支払の会計処理 60
4.7.2 金融資産モデルに基づく契約上の支払いの会計処理 60
4.7.3 無形資産モデルに基づく契約上の支払いの会計処理 62
4.8 契約獲得及び動員コスト 63
4.8.1 契約獲得コスト 63
4.8.2 契約前コスト 64
4.8.3 動員コスト 64
4.8.3.A 動員コストの契約の進捗度に関するインプット測定値からの除外 65
4.9 契約に含まれる不利な履行義務 65
5 委譲契約の運営フェーズ中の収益と支出 66
5.1 追加的な建設及び改修サービス 66
5.1.1 当初無形資産の一部である事後的な建設又は改修サービス 67
5.1.2 当初無形資産への追加となる事後的な建設サービス 67
5.2 運営フェーズ中の会計処理 68
5.3 （対価の一部として）委譲者から営業者に付与される資産が存在するケース.....72
6 IFRIC 第 12 号の適用と IFRS 第 15 号及び IFRS 第 9 号との相互関係を説明する追加の設例 73
7 開示規定：SIC 第 29 号 90
付録 A - よくある質問 96

設例一覧

設例 3-1: 残余に関する取決め 19
設例 3-2: 部分的に規制された資産- 空港.....26
設例 3-3: 部分的に規制された資産- 鉄道輸送 27
設例 4-1: サービス委譲契約の支払メカニズム 30
設例 4-2: 金融資産モデル 41
設例 4-3: 無形資産モデル－建設資産の計上 45
設例 4-4: 産出量ベースの償却と収益ベースの償却（価格が変動する場合）.....48
設例 4-5: 金融資産モデル及び無形資産モデルの下での収益.....50
設例 4-6: 分離モデル 51
設例 4-7: 契約終了時において現金を受領する契約上の権利 57
設例 4-8: 金融資産モデルに基づく委譲者への契約上の支払い 61
設例 5-1: 未履行契約、ならびにインフラ資産を保守及び原状回復する契約上の義務 69
設例 5-2: 無形資産モデル_運営フェーズ中の会計処理 69
設例 6-1: 金融資産モデル－建設工事が完了した時点で債権を認識し、債権の認識時に
割引率を変更しない 73
設例 6-2: 金融資産モデル－工事が完了した後に認識される債権及び債権認識時の割引
率の変動 81
設例 6-3: 金融資産モデル－建設サービスに関連する契約資産は、契約に含まれる他の
履行義務が充足される期間にわたって債権に振り替えられる 83
設例 6-4: 無形資産モデル 85

概　要

一部の国では、政府が公共サービスに関する社会基盤（インフラ）の開発、資金繰り、運営及び保守に対して民間からの参加を招くようなサービスの契約による取決め（サービス契約）を導入している。IFRIC第12号「サービス委譲契約」は、「官から民」方式のサービス委譲契約における民間部門の営業者による会計処理に関するガイダンスを提供するために策定された。本解釈指針は、営業者がインフラによってどのようなサービスを、誰に対して、どのような価格で提供しなければならないかについて、公共部門の委譲者が支配又は規制しており、かつ契約期間の終了時点において委譲者が、所有権、受益権又はその他の権利を通じて、インフラに対する重大な残余持分を支配している官から民へのサービス委譲契約に適用される。本解釈指針は、委譲者による会計処理については規定していない。

IFRIC第12号の適用範囲に含まれるインフラは、営業者がインフラの使用を支配する権利を持たないため、営業者の有形固定資産として認識されない。その代わりに、営業者はサービスの提供者の役割を果たし、実施するサービスに対してIFRS第15号「顧客との契約からの収益」に従って収益を認識する。受け取る対価の性質によって、その後の会計処理が決まることとなる。

本章では、IFRIC第12号の適用範囲と、IFRIC第12号の適用範囲に含まれるサービス委譲契約の会計処理について説明している。また、SIC第29号「サービス委譲契約:開示」で要求される開示についても取り扱っている。IFRS第15号に基づく収益認識については、第27章で説明している。

重要ポイント

- IFRIC第12号は、以下の官から民へのサービス委譲契約に適用する。
  - 公共部門の委譲者が以下を支配又は規制をしている。
    - 営業者が社会基盤によってどのようなサービスを提供しなければならないか
    - 誰に対して提供しなければならないか
    - どのような価格で提供しなければならないか
  - 委譲者が契約期間の終了時点において社会基盤に対する重大な残余持分を支配している。
- IFRIC第12号は委譲者による会計処理を規定していない。
- 契約がIFRIC第12号の適用範囲に含まれるサービス委譲であるか、あるいはアウトソーシング契約であるかの評価により、民間部門の企業の会計処理に差異が生じる可能性がある。
  - 社会基盤が、委譲者自身の利益のためではなく、公共の利益を目的としたサービスを提供するために営業者によって使用されているかどうかを考慮することが重要である。
- IFRIC第12号の適用範囲に含まれる社会基盤は、営業者の有形固定資産として認識されない。その代わりに、営業者は、提供される建設又は改修 サービスの対価として、金融資産、無形資産又はその双方を認識する。
- IFRIC第12号では、IFRS第15号に従って、建設又は改修サービス及び運営サービスを会計処理することが営業者に求められている。
- 金融資産モデルでは、委譲期間にわたって認識される合計収益は、契約に基づくキャッシュ・インフローの合計額と同額になる。無形資産モデルに基づいて認識される合計収益には無形資産の公正

価値も含まれるため、その金額分だけ高くなる。

- サービス委譲契約の開示要件はSIC第29号に規定されている。

1 序 説

サービス委譲契約は、政府が民間の資本及び経営の専門知識を利用して公共サービスを調達するための仕組みとして開発されてきた。サービスを調達する公的部門とサービスを提供する民間部門の権利及び義務は契約で定められており、サービス委譲契約の内容によっては契約条件が複雑になりうる。最も一般的な契約形態は以下のとおりである。

- 「建設 - 運営 - 譲渡(Build-operate-transfer:BOT)」方式のサービス委譲契約:民間部門の事業体が、道路、橋、鉄道、病院、刑務所、発電所及び学校等のインフラ資産の建設及び運営の責任を負い、その対価として、公的部門が事業体に当該インフラ資産を利用する社会一般へのサービスに対して料金を請求する権利を長期契約により付与する。
- 「改修- 運営 - 譲渡(Rehabilitate-operate-transfer:ROT」方式のサービス委譲契約:民間部門の事業体が、既存の施設又は公共サービスを合意された水準に達するまで修復又は改良し、契約期間中は関連インフラの保守及び運営を継続する。この種類の契約には、公共住宅や街灯の改装から、都市の地下鉄道システムを改修する大規模な土木工事まで、さまざまなプロジェクトが含まれる。
- 「運営のみ(Operate-only)」方式のサービス委譲契約:民間部門の事業体が、社会一般へのサービスの提供に使用される既存のインフラ資産の運営管理及び保守の責任を負う。この種類の契約については、民間部門の間でも類似の契約がみられるようになってきていることから、サービス委譲契約と外部委託契約とを明確に区別しにくい場合が生じてきている(下記セクション2.2.1を参照)。

ここで、こうした契約の実質を、いかにして契約の両当事者の財務諸表に適切に反映させるかが、会計上の問題となる。なぜなら、サービス委譲契約における当事者間のさまざまな取引は、以下を含む多数の会計基準書に跨るからである。

- インフラ資産に係る当事者の権利の会計処理(IAS第16号「有形固定資産」及びIFRS第16号「リース」)
- インフラ資産の建設又は改装(IFRS第15号)
- サービス委譲契約における運営期間中のさまざまな履行義務の会計処理(IFRS第15号及びIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」)
- サービス委譲契約に基づく受取額又は支払額の認識及び測定(IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」、IAS第23号「借入コスト」、IAS第32号「金融商品:表示」、IAS第37号、IAS第38号「無形資産」、IFRS第9号「金融商品」)

このように多数の会計基準書が関係するため、サービス委譲契約のあらゆる特性を同時に検討し、かつ民間部門(すなわち「営業者」)と公的部門(すなわち「委譲者」)の双方の状況を斟酌する首尾一貫した会計モデルを策定するのは困難である。さらに、IFRIC第12号が公表される前に各国で用いられてきた独自の実務の影響は根深く、それぞれの国の会計基準における根拠の有無にかかわらず、各国で異なる会計処理が採用されてきた。また、ほぼ類似するサービス委譲契約に対して、複数の会計処理を認めている国もあった。そうした会計処理は、その国の税務当局により適用される課税基準に影響された処理であることも多

い。これらの要因により、一見類似する契約であってもIFRS適用企業の会計処理にかなりのばらつきが生じていた。

2001年に、SIC第29号が公表された。SIC第29号は会計上の問題を解決することを意図したものではなく、サービス委譲契約における「営業者」及び「委譲者」が、財務諸表の注記において開示しなければならない情報を示している*[SIC-29.4]*。この規定については、下記セクション7で論じている。

IFRIC第12号は、営業者の視点から会計上の問題を扱っており、2006年11月にIASBによって承認された。IFRIC第12号の開発に3年超を要したという事実は、この問題は複雑であり、解決策を既存の会計フレームワークに当てはめるにあたって、解釈指針委員会が困難に直面したことを示している。

IFRIC第12号はコンバージェンス（収斂）が図られた基準書ではなく、本トピックに関するIFRS会計基準と米国会計基準（US GAAP）のガイダンスの間には、本章では説明されていない方法論に関する相違点が存在する。

2021年1月、IASBは「規制資産及び規制負債」に関する公開草案を公表した。[1] これは、顧客との契約に適用される規制料金を決定する規制上の合意の影響を考慮して会計処理する際に、企業がIFRS会計基準を適用することですでに提供している情報を補完する会計モデルを提案している。規制上の合意の例として、サービス委譲契約が挙げられる。[2] 料金規制対象活動に関するこれらの提案とIFRIC第12号の要件との相互関係については、下記セクション2.2.2で説明している。

1.1 サービス委譲契約の会計処理に対する解釈指針委員会のアプローチ

解釈指針委員会は、営業者の主たる会計処理は、インフラ資産に対する支配が営業者に移転しているかどうか、又は委譲契約の対象である新規又は既存の資産が委譲者に支配されているかどうかにより決定されると考えている*[IFRIC 12.BC11]*。

解釈指針委員会は、営業者が提供するサービスを委譲者が支配又は規制していない契約や、委譲者が認識の中止を行う資産又はサービス委譲のために建設されたが委譲者が支配しない資産については、他の会計基準書又は解釈指針によって適切に取り扱われることを決定している*[IFRIC 12.BC12, BC13]*。他の IFRSとの関係については、下記セクション2.2でさらに検討している。

委譲者によって支配されているインフラ資産は、IFRIC第12号の適用対象となる。すなわち、サービス委譲のために営業者により建設される、もしくは営業者が第三者から取得する資産で、委譲者が支配しているため当該委譲者の所有物となる資産、又は委譲者の支配下に残る既存の資産で、営業者にアクセスが認められる資産に対してIFRIC第12号が適用される*[IFRIC 12.7]*。

そのため、「支配」はIFRIC第12号において非常に重要な概念である。支配は、インフラ資産の「所有者」を識別する目的で、リスク及び便益の帰属によって判断されるわけではない。その代わりに、IFRIC第12号は、委譲契約期間中に資産をどのように使用するのか、また、それをどのように実行に移すのかを決定しうる営業者の能力（又は営業者の能力の欠如）の観点から、支配の有無を判断している。「支配」の定義及び論点については、下記セクション3で詳述している。

上記のとおり、営業者はIFRIC第12号を用いて、委譲者が支配するインフラ資産について会計処理する。解釈指針委員会は、適用対象となる委譲契約に係る営業者側の会計処理の原則を、以下のとおり定めている。

- 営業者はインフラ資産を有形固定資産として認識してはならない*[IFRIC 12.11]*。
- 営業者は、委譲契約期間中に資産を建設又は改修する場合、当該サービスに関する収益を認識する*[IFRIC 12.14]*。
- 営業者が契約に基づき建設等のサービスの対価を受領する方法により、サービスの対価として、金融資産又は無形資産が認識される*[IFRIC 12.15]*。
- しかし、両方の形式の対価（金融資産又は無形資産）はともに、建設又は改修の期間中は、IFRS第15号に従って契約資産として分類される*[IFRIC 12.19]*。
- 運営サービスの提供に係る収益及び費用は、委譲契約期間にわたって認識される*[IFRIC 12.20]*

建設サービスの対価として資産を認識するという規定により、「金融資産」モデル、「無形資産」モデル、及び両者の混合モデルの3つのサービス委譲モデルが生じる。詳細は下記セクション4で検討している。ただし、すべてのモデルにおいて、建設又は改修の期間中、営業者はIFRS第15号に従って契約資産を認識することを求められる。また、運営フェーズ中の収益及び費用の認識は、下記セクション5で説明している。

1.2 本章で使用される用語

本章で用いられる次の用語の定義を以下に示す。

用語	定義
委譲者	サービス契約を委譲する公的部門の事業体（行政組織又はサービスに関する責任が委譲されている民間部門の事業体を含む）*[IFRIC 12.3]*。
営業者	公的部門の事業体に代わって、社会一般にサービスを提供するために使用されるインフラの建設及び／又は改修、運営、保守を行う契約上の義務を負う民間部門の事業体。営業者は、少なくともインフラ資産及び関連するサービスの管理の一部について責任を負い、単に委譲者のために代理人として行動するだけではない*[IFRIC 12.2, IFRIC 12.3]*。
サービス委譲契約	委譲者に代わって社会一般にサービスを提供するために使用されるインフラ資産の建設及び／又は改修、運営、保守を行うことを営業者に義務付ける契約。契約により、営業者が徴収する最初の価格が設定され、契約期間中の価格改定が規制されている*[IFRIC 12.3]*。
インフラ資産	社会一般へのサービスの提供に使用される資産。例として、道路、橋、トンネル、刑務所、病院、空港、水道施設、電力供給及び電気通信網などが挙げられる*[IFRIC 12.1]*。インフラ資産には、営業者がサービス契約のために営業者が建設するか又は営業者が第三者から取得するインフラ資産もあれば、またサービス契約のために委譲者が営業者にアクセスを認める既存のインフラ資産もある*[IFRIC 12.7]*。

支配要件	(a) 営業者がインフラ資産によってどのようなサービスを、誰に対して、どのような価格で提供しなければならないかについて、委譲者が支配又は規制をしている。 (b) 契約期間の終了時点において、委譲者が、所有権、受益権又はその他の権利を通じて、インフラ資産に対する重要な残余持分を支配している*[IFRIC 12.5]*。
社会基盤に対する残余持分	社会基盤がすでに一定の年数経過しており、契約期間の終了時点の状況にあると仮定した場合の現在価値の見積りとなる*[IFRIC 12.AG4]*。
政府	地方、国家又は国際機関のいずれかを問わず、政府、政府機関及び類似の機関をいう*[IAS 20.3]*。

2 IFRIC 第 12 号の適用範囲

IFRIC第12号の適用範囲は具体的であり比較的狭い*[IFRIC 12.5]*。

IFRIC 第 12 号からの抜粋	
5	本解釈指針は、次に該当する官から民へのサービス委譲契約に適用する。 (a) 営業者が社会基盤によってどのようなサービスを、誰に対して、どのような価格で提供しなければならないかについて、委譲者が支配又は規制をしている。 (b) 契約期間の終了時点において委譲者が、所有権、受益権又はその他の権利を通じて、社会基盤に対する重大な残余持分を支配している。

耐用年数全体を通じてサービス委譲契約に使用されるインフラ資産は、重要な残余持分がないため、上記の2つ目の条件(委譲者が重大な残余部分を支配している)を満たしているとみなされる*[IFRIC 12.6]*。

また、解釈指針委員会は、IFRIC第12号のガイダンスを、公的部門から民間部門へのサービス委譲契約における営業者の会計処理に限定することも決定した*[IFRIC 12.4]*。そのため、IFRIC第12号では委譲者の会計処理については定めていない*[IFRIC 12.9]*。

解釈指針委員会は、このような制限を設けることによって、民間部門による公共サービスの提供において実務上見られる多くの契約が除外されることを認めている。しかし、同委員会は、ガイダンスが求められている公的部門から民間部門へのサービス委譲契約の大半において上記の条件が満たされる可能性が高く、また、契約が上記の条件を満たさない場合には他の会計基準書が適用されると結論付けた*[IFRIC 12.BC11, IFRIC 12.BC13]*。IFRIC第12号の適用範囲外の契約に適用される可能性があるIFRS会計基準書について、下記セクション2.2で説明している。

2.1 義務の公共サービスとしての性質

公開草案D12[3]で説明されているように、解釈指針は当初、「公共サービス義務」、すなわち営業者が「インフラ資産を社会一般がいつでも利用できるようにする」という契約上の義務を伴う契約に対してのみ適用されることを意図していた。

解釈指針委員会は、「公共サービス義務の概念は、それ自体では、適用範囲の基礎となるほど強固なものではない」[4]ことに同意し、この条件を維持しなかった。これは、国が提供すべき活動については、政府ごとにさまざまな政治的又はイデオロギー上の見解があり、また「公共サービス義務」の定義は国によって異なり、場合によっては同じ国においても、時間の経過とともに変化する可能性があるいった点を考慮すると理解できる。

そのため、「営業者が引き受ける義務の公共サービスとしての性質」への言及は、現在では、解釈指針の「背景」のセクションで、サービス委譲契約に共通する特性として登場するだけであり、この用語の意味は定義されていない*[IFRIC 12.3]*。その代わり、解釈指針委員会はサービス委譲契約の例に言及している。IFRIC第12号は、公共サービスに使用されるインフラ資産の例として、道路、橋、トンネル、刑務所、病院、

空港、水道施設、電力供給、電気通信網を挙げている*[IFRIC 12.1]*。なお、SIC第29号では、サービス委譲契約の例として、水処理や上水施設、高速道路、駐車場、トンネル、橋、空港や通信ネットワークに言及している*[SIC-29.1]*。同基準ではまた、サービス委譲契約は一般的に、委譲期間にわたる、委譲者から営業者への、主要な経済的・社会的施設への公的なアクセスを与えるサービスを提供する権利の移転を伴うと述べられている*[SIC-29.2(a)]*。

少なくとも、「一般の患者を治療するために委譲者が使用している病院」という適用指針における解釈の例から、運営者が社会一般との直接的な関わりを持つ必要はないことは明らかである*[IFRIC 12.AG7]*。

2.2 IFRIC 第 12 号の適用範囲ではない契約

解釈指針委員会は、実務上、IFRIC第12号の適用対象とならない公的部門と民間部門の間の契約が存在することを認識していた。一方、ガイダンスが求められてきた公的部門から民間部門へのサービス委譲契約の大半に対してIFRIC第12号が適用されると確信していた。それにもかかわらず、解釈指針委員会は典型的な契約の範囲について検討し、適用に関するガイダンスを提供することなく、IFRIC第12号の適用範囲に含まれない契約に適用される会計基準書への参照を提供することを決定した*[IFRIC 12.BC13]*。

この参照は、IFRIC第12号の情報としての注釈2において提供されており、公的部門と民間部門との間で取り決められる契約の類型を示している。解釈指針委員会は、どのIFRS会計基準が適用されるのか以前は不明確であった、この類型の中間に位置する取引に関して、IFRIC第12号が解釈を行っていると述べている。これらについては、「改修-運営-譲渡（Rehabilitate-operate-transfer：ROT）」及び「建設-運営-譲渡（Build-operate-transfer：BOT）」契約として以下の情報としての注釈2で説明している。この情報としての注釈2では、たとえば、IFRS第16号、IFRS第15号及びIAS第16号などの他の会計基準書が、解釈指針に定義されるような公的部門から民間部門へのサービス委譲の支配要件を満たさない契約に、どのように適用されるかについても示している。

IFRIC 第 12 号からの抜粋

情報としての注釈 2

官から民への契約の典型的な類型に適用する IFRS の参照

この注釈は IFRIC 第 12 号に付属しているが、その一部を構成するものではない。

下記の表は、公的部門のサービスの提供に民間部門が参加する場合の典型的な類型の契約について示しており、そうした契約に適用するIFRSを記載している。この契約類型の一覧は網羅的ではない。この表の目的は、契約の連続性について説明することにある。官から民への契約に関する会計処理の要求事項の間に明確な境界線が存在するという印象を与えることはIFRICの意図するところではない。

カテゴリー	借手	サービス提供者			所有者	
典型的な契約類型	リース（例：営業者が委譲者から資産をリースする）	サービス及び／又は保守契約（債権回収など特定の業務）	リハビリテート・オペレート・トランスファー（ROT）	ビルド・オペレート・トランスファー（BOT）	ビルド・オウン・オペレート（BOO）	100% 売却 民営化 法人化
資産の所有権	委譲者				営業者	
資本投資	委譲者		営業者			
需要リスク	共有	委譲者	営業者ないしは委譲者		営業者	
典型的な期間	8-20年	1-5年			25-30年	無期限（又はライセンスによって制限される場合もある）
残余持分	委譲者				営業者	
関連する IFRS	IFRS第16号	IFRS第15号	IFRIC第12号		IAS第16号	

2.2.1 アウトソーシング契約

サービス委譲は、公的部門の機関と民間部門のサービス提供者との契約上の取決めだけではない。たとえば、公的部門の機関が自己で使用するために、民間部門の事業体から建物や有形固定資産をリースするケースがある。公的部門の事業体が使用する前に、民間部門が建物又は他の不動産の建設に関与するケースもある。また、公的部門が、調達サービスの履行や、内部活動や業務の運営をアウトソーシングするために、独立の下請業者と契約を交わす場合もある。

インフラ資産が、委譲者自身の利益のためではなく、公益の利益を目的としたサービスを提供するために運営者によって使用されているかどうか（たとえば、水処理施設の場合など）を検討することが重要である。

SIC第29号は、サービス委譲契約に該当しない活動の例として、従業員カフェテリア、ビル・メンテナンス、会計機能や情報技術機能などの内部サービス業務のアウトソーシングをしている企業を挙げている*[SIC-29.1]*。

解釈指針委員会は2005年9月に、政府部門のための情報技術のアウトソーシング契約は、インフラ資産が社会一般がいつでも利用できるものではないことから、IFRIC第12号で取り扱うことは想定していないと述べた。[5]

契約がIFRIC第12号の適用対象となるサービス委譲契約に該当するか、アウトソーシング契約に該当するかの評価によって、民間部門の事業体の会計処理に違いが生じる可能性がある。契約をアウトソーシング契約として扱う結果、民間部門の事業体は、契約の対象となる資産について、財務諸表上で有形固定資産を認識するであろう。契約がIFRS第15号に従って財又はサービスの提供として会計処理される場合が、これに該当する。民間部門の事業体がリースの貸手とみなされる場合、典型的なサービス委譲契約の期間を前提とすると、IFRS第16号に従ってファイナンス・リースに関する債権が認識される可能性が高い*[IFRS 16.63, IFRS 16.67]*。IFRIC第12号に従って会計処理される契約では、民間部門の事業体（営業者）は通常、このような場合においては金融資産を認識するが、重要な違いは、IFRIC第12号のサービス委譲契約では、民間部門の事業体はインフラ資産の建設期間中に収益を認識する点である*[IFRIC 12.14]*。リースの貸手は、IAS第16号に基づき建設中の資産を計上し、リース条件により当該資産の認識の中止を求められる場合にのみ収益を認識する。

2.2.2 料金規制対象活動

多くの国では、消費者への公共事業（水、天然ガス、電気など）の提供は政府機関（規制機関）によって規制されている。規制は国によって異なるが、多くの場合、規制機関はコストプラスシステムを運用しており、その下で電力会社は一定の投資収益率を得ることができる。将来の価格を調整するための料金調整メカニズムがある場合、電力会社は、料金計算への見積りのインプットと実際のインプットとの間の差額を顧客に請求することが認められている。したがって、サービスの将来の価格は過去のコスト水準や投資水準の影響を受ける可能性があるため、この調整により時期の差異が生じる。IASBはこれまで、料金規制対象活動の会計処理と開示に取り組むため、料金規制対象活動プロジェクトに取り組んできた。現在のところ、IFRS第14号「規制繰延勘定」は規制繰延勘定の会計に関する暫定基準書であり、適用対象となるのは、料金規制対象活動（本基準書で定義されている）を行っており、かつ、従前の会計原則に従った財務諸表において、規制繰延勘定残高としての要件を満たす金額を認識していたIFRS会計基準の初度適用企業である*[IFRS 14.5]*。本基準書は他のIFRS報告企業（IFRS reporters）には適用されない。

2021年1月、IASBは「規制資産及び規制負債」に関する公開草案を公表した。本提案では、企業が将来の期間に顧客に請求される規制料金を決定する際に増額するという、規制上の合意によって生み出された強制可能な権利を有する場合、企業はこれを関連する規制上の資産とともに規制上の収益として認識しなければならない。逆に、企業が将来の期間に顧客に請求する規制料金を決定する際に減額するという、規制上の合意によって生み出された強制可能な現在の義務を負っている場合、規制費用及び関連する規制負債を認識しなければならない。[6] 本公開草案では、規制上の合意の例としてサービス委譲契約を挙げている。[7]

本公開草案では、「（中略）IFRIC第12号の範囲に含まれる契約の中には、本基準書[案]の範囲に含ま

れる規制資産又は規制負債を生じさせるものがある。企業は、それらの規制資産又は規制負債をIFRIC第12号の範囲に含まれる資産及び負債とは区分して会計処理しなければならない」と規定している。[8] 提案されたガイダンスに関するほとんどのコメント提出者は、サービス委譲契約が規制上の資産と規制上の負債を生み出す可能性があることに同意したが、本公開草案で提案されたガイダンスでは不十分であると感じており、企業がIFRIC第12号の3つの財務報告モデル（金融資産モデル、無形資産モデル及びハイブリッドモデル）のすべてにおいて規制資産と規制負債を会計処理する方法に関してIASBが詳細なガイダンスと設例を提供するよう提案した。[9]

本公開草案に書かれているように、企業は「規制資産又は規制負債をIFRIC第12号の範囲に含まれる資産及び負債とは区分して会計処理しなければならない」という記述は、[10] 現在認識されている資産及び負債にはいかなる新しい会計基準も適用されないと考えられることを示している。ただし、インフラ資産の営業者は、ある期間に顧客に提供するサービスの規制料金が別の期間に提供するサービスを参照して設定される場合、及びその範囲で、新たな規制資産及び規制負債の認識が必要になる可能性がある。[11]

そのため、本公開草案に含まれる提案は、サービス委譲契約の建設フェーズの会計処理を大きく変えるものではないと考えられる。IFRIC第12号は、建設又は改修サービスの収益がIFRS第15号に従って認識されること*[IFRIC 12.14]*、及びその対価を受け取る権利が契約の条件に応じて金融資産、無形資産又はその両方として認識されることを要求している*[IFRIC 12.15, IFRIC 12.18]*。金融資産モデルと無形資産モデルの双方において、我々は、委譲者が建設又は改修サービスの顧客として特定されると考えている（下記セクション4.1.1.Aを参照）。委譲者に提供される建設サービスの価格に関する契約は、（顧客としての）委譲者と営業者との間の契約上の合意によって規定されるため、完全にIFRS第15号の範囲内に含まれる。さらに、我々は、この提案が、IFRIC第12号の金融資産モデルに基づくサービス委譲の運営フェーズにおける営業者による会計処理に重大な影響を与えるとは予想していない。これは、本公開草案が規制上の合意によって生み出された規制資産及び規制負債に適用されるためである。[12] 規制上の合意は、顧客との契約において適用すべき規制料金を決定する1組の強制可能な権利及び義務として定義されている。[13] 金融資産モデルでは、建設サービスと運営サービスの双方において委譲者が顧客となり、営業者が委譲者に請求する価格は、別個の規制上の合意ではなく、営業者と委譲者（顧客としての）との間の契約上の合意によって支配される。したがって、営業者と委譲者との間の契約は、完全にIFRS第15号の適用範囲に含まれる。一方、無形資産モデルまたはハイブリッドモデルの下では、運営サービスの顧客は委譲者ではなく、それらのサービスの個々のユーザーである可能性があると我々は考えている（下記セクション4.1.1.Aを参照）。営業者がインフラ資産のユーザーにサービスを提供する条件は、IFRS第15号の範囲内の顧客契約となるが、営業者が個人のユーザーに請求する価格は、営業者と（規制機関として行動する）委譲者との間の、規制資産又は規制負債を生み出す可能性のある個別の規制上の合意の影響を受ける可能性がある。

本書の執筆時点において、IASBは本公開草案の提案を再審議中である。[14] IASBは2022年9月の会合で、IFRIC第12号との相互関係を明確にするため、企業がIFRIC第12号を最初に適用し、その後、残りの権利と義務に本基準の要件を適用して規制資産又は規制負債を保有しているか否かを判断することを暫定的に決定した。また、IASBは、その相互関係を説明するための例を含めることも暫定的に決定している。[15]

弊法人のコメント

IFRIC第12号と規制資産及び規制負債に関する最終的な会計基準書との間の相互関係から起こり得る影響については、IASBが策定した特定のガイダンスや例に照らして、最終的な会計基準の発効時にさらに評価する必要がある。しかしながら、これらの提案は、顧客が委譲者ではなくサービスのユーザーである無形資産モデルに基づいて会計処理されるサービス委譲契約の運用フェーズにおける活動の会計処理に影響を与える可能性がより高いと思われる。我々は、本公開草案によって、サービス委譲契約の建設フェーズや、IFRIC第12号の金融資産モデルを使用して会計処理されるサービス委譲契約の運営フェーズにおける会計処理が大幅に変更されることは予想していない。

料金規制対象活動プロジェクトについては、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第32章「引当金、偶発負債及び偶発資産」セクション5.4及び第27章セクション2.6.4で詳しく説明している。

2.3 IFRS 第 16 号と IFRIC 第 12 号の相互関係

IFRIC第12号の適用範囲に含まれるサービス委譲契約は、IFRS第16号の適用範囲から明確に除外されている*[IFRS 16.3(c)]*。

IFRS第16号では、契約が、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースを含んでいるとされる*[IFRS 16.9]*。その上で、特定された資産の使用を支配する権利を、特定された資産の使用を指図する権利の観点から説明している*[IFRS 16.B9]*。IFRS第16号もIFRIC第12号と同様、支配モデルを明確に適用するようになったため、IFRIC第12号第5項の支配要件を満たす契約は、IFRS第16号のリースの定義を満たさない*[IFRS 16.BC69]*。これは、営業者がインフラ資産によってどのようなサービスを、誰に対して、どのような価格で提供しなければならないかについて、委譲者が支配又は規制している*[IFRIC 12.5]*という判断は、民間部門の事業体がIFRS第16号に基づき同じ資産に対する貸借権を有するという主張とは相容れないためである。IFRIC第12号の支配要件については、下記セクション3で説明している。

これを踏まえ、IASBは、IFRS第16号の範囲からIFRIC第12号の範囲に含まれるサービス委譲契約を明確に除外することが必要かどうかを検討した。この点につき、利害関係者はIASBに、IFRS第16号にサービス委譲契約についての範囲除外を記載することで、この点が明確になると伝えた*[IFRS 16.BC69]*。

弊法人のコメント

IFRS第16号の経過措置における実務上の便法は、従前にリースと判断されているIFRS第16号の適用開始日前に締結された契約が、IFRIC第12号の適用対象となるか、それともIFRS第16号の適用対象となるかを、企業が再評価する必要がないことを意味する。ただし、企業は、IFRIC第12号の適用対象となる可能性のある、IFRS第16号の適用開始日以降に締結された契約を評価し、そのような契約をリースとして取り扱う過去の慣行が従来どおり適切かを判断しなければならない。

IFRS第16号の経過措置については、第23章セクション10.2で説明している。

2.4 民間部門同士の契約

解釈指針委員会は、IFRIC第12号が主に公的部門から民間部門への契約に適用される ことを想定しているが、IFRIC第12号の原則を民間部門同士の契約に適用することは要請も禁止もされていない。結論の根拠では、契約が上記セクション2の支配基準を満たしている場合には、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の規定するヒエラルキーに従って、類推適用が適切となると述べられている *[IFRIC 12.BC14]*。したがって、他の契約に対するIFRIC第12号の適用は、個々に適用するか否かを選択できるわけではなく、会計方針の選択とみなされることになる。しかし、契約がIFRS第15号やIFRS第16号などの他の会計基準の適用対象であると判断された場合、この選択は認められない。

2.5 委譲者の会計処理

IFRIC第12号は、営業者の会計処理にのみ適用され、委譲者には適用されない *[IFRIC 12.4, IFRIC 12.9]*。解釈指針委員会は、委譲者が必ずしもIFRS会計基準を適用しているとは限らない政府機関であることに留意し、委譲者の会計処理は同委員会の優先事項ではないと判断した *[IFRIC 12.BC15]*。国際公会計基準審議会（IPSASB）によって承認されたIPSAS第32号「サービス委譲契約：委譲者」は、そのような契約における委譲者の会計処理を取り扱っている。IPSAS第32号のアプローチは、IFRIC第12号において営業者の会計処理に用いられている方法と整合的であり、委譲者は、インフラ資産と、営業者に対する金融負債又は繰延収益残高（営業者に現金を支払う無条件の義務が契約にない場合）のいずれかで構成される債務を認識する。[16] 本章では、委譲者の会計処理については取り扱っていない。

3 支配要件

IFRIC第12号の適用対象となる契約は、一般的に「支配要件」とよばれる次の両方の特徴を含む*[IFRIC 12.5]*。

(a) 営業者がインフラ資産によってどのようなサービスを、誰に対して、どのような価格で提供しなければならないかについて、委譲者が支配又は規制をしている。

(b) 契約期間の終了時点において、委譲者が、所有権、受益権又はその他の権利を通じて、インフラ資産に対する重要な残余持分を支配している。

解釈指針委員会は、上記の要件により、その経済的耐用年数にわたって委譲者がインフラ 資産を支配しているかを判断することができ*[IFRIC 12.AG6]*、その場合、営業者は委譲者に 代わってインフラ資産を管理しているにすぎないと考えている。したがって、委譲者によって支配されているインフラ資産は、営業者の有形固定資産にはなり得ない*[IFRIC 12.11, IFRIC 12.BC21, IFRIC 12.BC22]*。支配は管理と区別されなければならない。委譲者が、上記(a)に説明される支配と、インフラ資産に対する重要な残余持分の両方を持ち続ける場合には、(多くの場合、広範な経営の裁量を有しているにもかかわらず)営業者は委譲者の代理としてインフラ資産を管理しているにすぎない*[IFRIC 12.AG5]*。

3.1 サービスに対する規制

サービスに対する支配又は規制は、契約によるものとは限らず、業界の規制当局を通じた支配も支配又は規制に該当する可能性がある。支配は、他の利用者が成果物を購入する状況のみならず、委譲者がすべての成果物を購入するような状況にも及ぶ。

また、委譲者とその関連当事者は、一体として考慮しなければならない。委譲者が公的部門の事業体である場合には、公共の利益のために活動する独立の規制当局を含めた公的部門全体が委譲者に関係するとみなさなければならない*[IFRIC 12.AG2]*。「価格」は、委譲者がサービスを購入する際の金額又は営業者が公衆に請求する金額、もしくは両者の組合せとなる。

これは、規制を受ける公共事業(水道、下水、電気の供給など)の多くが、上記セクション3で示した(a)の「委譲者が支配又は規制をしている」という要件に該当することを意味している。(a)に該当するその他の契約としては、利用者が無料で利用することができる公共の健康施設や補助金の支給を受けている交通機関(鉄道、有料道路及び橋梁)などが挙げられる。これらの交通機関の利用料金は、一部は公的部門からの補助金により賄われ、一部は乗客や通行人の料金により支払われる。もちろん、取決めに関して委譲者と営業者との間に契約が交わされ、重要な残余持分が上記(b)に基づいて委譲者によって「支配」されている場合にのみ、これらはIFRIC第12号の適用対象となる。

解釈指針委員会は、委譲者が価格を完全に支配している必要はないという点を強調している。価格は規制されていれば十分であり、上限を課す方法によることも可能である(たとえば、規制対象事業であっても、規制よりも低い価格であれば通常は自由に設定できる)。また、「上限」がそれほど明白でない場合もある。契約によっては、営業者は価格を自由に設定できるが、(たとえば、インフラ資産に対する所定の投資額か

ら生じる収益の上限を設定することによって、その上限の）超過部分がある場合には、その部分が委譲者によって回収されることもある。このような場合、営業者の収益には上限が決められており、支配基準の判定における価格に関する規定は、実質的に満たされているといえる*[IFRIC 12.AG3]*。

ただし、契約の実質に着目し、非現実的な状況においてのみ適用されるような上限の設定は考慮しない。

委譲者が価格を審査又は承認するという契約上の要件も、基本的に委譲者が価格を支配していると判断するのに十分である。そのような承認が実質的ではない、又は営業者が無視できるような「十分に考慮せずに行われた承認（判で押したような形式的な承認：rubber stamps）」であると考えるのは適切ではない可能性がある。[17]

3.1.1 サービスの部分的な規制

一部の契約では、委譲者はインフラ資産の耐用年数の一部に関してのみしか価格を支配できないことがある。たとえば、営業者が医療施設を建設し、当該施設が政府の医療サービス提供者（委譲者）により契約期間5年（つまり、インフラ資産の残りの耐用年数より短い期間）で使用されるとする。契約期間の終了時点において、営業者に対して、医療サービス提供者は再交渉により契約を延長することを要請することができる（が要求することはできない）。契約を延長しない場合には、営業者は当該施設を民間の医療機関として運営することができる。最初の5年間について価格は支配されているものの、この契約は上記セクション3で示した（a）の支配条件を満たす可能性は低い。

また、契約により、インフラ資産で提供されるサービスの全部ではなく一部の価格が規制される場合もある。部分的に規制対象となる資産が含まれる契約が、IFRIC第12号の適用対象となるか否かを決定するには、判断が必要となる（下記セクション3.4を参照）。

3.2 残余持分の支配

契約がIFRIC第12号の適用対象となるには、委譲者はインフラ資産によって提供されるサービスだけでなく、サービス委譲期間の終了時点において、所有権、受益権又はその他の権利を通じて、インフラ資産の重要な残余持分を支配していなければならない*[IFRIC 12.5（b）]*。この条件のためには、委譲者が重要な残余持分を支配することにより、営業者がインフラ資産を売却又は担保提供で きる可能性は制限されるべきである*[IFRIC 12.AG4]*。下記で説明しているように、残余持分の支配には、インフラ資産を委譲者に返還することが必要とはされていない。営業者のインフラ資産へのアクセスが契約期間終了後にどのように付与されるかを、委譲者が支配していれば十分である。

支配アプローチでは、インフラ資産を全体として検討する必要があり、それにより、IAS第16号で要求されているような、インフラ資産のさまざまな構成要素に対する断片的な会計処理を回避することができる。営業者が契約期間中にインフラ資産を構成する資産の一部（道路の表層部分や建物の屋根など）を交換する必要がある場合、委譲者が最終的な交換部分についての残余持分を有しているのであれば、インフラ資産は交換部分を含めて全体として検討されるため、インフラ資産全体について条件（b）が満たされることになる*[IFRIC 12.AG6]*。

IFRIC第12号には、何が「重要」とみなされるかについてさらなる説明は示されていない。有料の道路や

橋などのインフラ資産は、直接キャッシュ・フローを生み出すため、委譲者が資産の返還後にも料金を徴収するかどうかにかかわらず、営業者は、残余価値の重要性を判断する際に、見積将来キャッシュ・フローを利用することが可能な場合もある。営業者が資産を委譲者に返還する際に受領するキャッシュ・フローは通常名目額であり、委譲者は一切支払いを行わない場合もあるため、このようなキャッシュ・フローを「重要性」の評価の基礎とすることはできない可能性もある。資産の返還時点での当該資産の残存耐用年数が適切な指標となる場合（たとえば、病院が20年の残存耐用年数を残して公的部門に返還される場合）、この残余持分はおそらく重要であるといえよう。

他にも、 委譲者が残余持分を支配しているかどうかを示す特徴は数多く存在する。営業者に2期目のサービス委譲期間が与えられる、新しい営業者に資産の取得が認められる、又は委譲者が資産を取得し契約を内製化するなど、委譲者には、通常、複数の契約上のオプションが存在する。委譲者がこれらのどのオプションを選択するかを決定するため、委譲者が残余持分を支配していることになり、（委譲者と新しい営業者のどちらがインフラ資産を取得しようとも）オプションの行使価格は関係がない。

一部の契約では、委譲者はサービス委譲契約期間の終了時点でしか資産を再取得できない場合がある。営業者は、委譲者がそのオプションをどうするか決定するまでインフラ資産を支配することはできない。行使日時点の公正価値で取得するオプションは、インフラ資産を売却又は担保提供する営業者の能力を十分に制限できる場合、それ自体がIFRIC第12号に基づく残余に対する支配を委譲者に付与するものであるかもしれない。これは、他の当事者が公正価値で資産を取得する権利を有している場合、営業者は所有に関するリスクと経済価値を留保するとみなされる「リスクと経済価値」モデルと「支配」モデルの明確な違いである。

設例 3-1: 残余に関する取決め

あるガス輸送システムは、国のガス当局との委譲契約に基づき運営されている。サービス委譲期間の終了時点で、委譲者は、インフラ資産に関して契約に基づき算定された正味帳簿価額で取得するか、競争入札により新しいサービス委譲契約を認めるかを決定する（この場合、現在の営業者は除外される）。委譲者が後者を選択する場合、営業者は、以下のうちいずれか低い方の金額を受け取ることができる。

(a) 契約に基づき算定されたインフラ資産の正味帳簿価額

(b) 新規契約を獲得するための競争入札手続から生じる受取金

営業者は、競争入札に参加することはできないが、新しいサービス委譲期間を締結することができる。ただし、そのためには競争入札での最も有利な条件と同じ条件を提示しなければならない。営業者は委譲者に対して、上記（b）の最も有利な価格が上記（a）の金額を上回った額を支払わなければならない。入札価格が（a）を下回る場合、営業者は（a）と入札価格の差額に相当する額の払戻しを受ける。

この契約では、委譲者が残余を支配することになる。委譲者は、サービス委譲契約の活動自体を引き受けるか、現在の営業者を含む営業者の候補に、2期目について入札を行わせるか、選択することができる。営業者から受領する金額、又は委譲者によって支払われる金額は、ここでは関係がない。

契約がインフラ資産の耐用年数全体にわたる場合には、どのように取り扱うべきなのであろうか。サービス委譲契約における資産が契約終了時に委譲者に返還される時点で、十分な残存耐用年数がないこともある。たとえば、近代的な建造物の多くは耐用年数が30年程度であり、これは一般的なサービス委譲契約の契約期間に相当する。したがって、耐用年数全体にわたってサービス委譲契約で使用されるインフラ資産(「耐用年数全体にわたるインフラ資産」)は、営業者がインフラ資産を使用して提供すべきサービスを、誰に、どのような価格で提供しなければならないかを、委譲者が支配又は規制している場合には、IFRIC第12号の適用対象となる*[IFRIC 12.6]*。

解釈指針委員会は、「重要な残余持分」についての条件が規定されている1つの理由は、民営化後もなお規制に服する産業(訳者注:たとえば、政府などの一部門が民営化後も独占事業となっているような場合)とサービス委譲契約とを区別することにあると述べており、それにより、規制産業を解釈指針の適用範囲に含める意図がないことを明確にしている。[18] 解釈指針委員会は、民営化された規制産業は一般に、当該解釈指針書の適用対象外とすることを意図している。なぜなら、こうした公的部門の分離・民営化の場合、分離・民営化後はインフラ資産を営業者の有形固定資産として扱うのがより適切であると解釈指針委員会は考えているためである。このことは、IFRIC第12号の情報としての注釈2(上記セクション2.2を参照)に含まれる表に示されている。民営化では通常、規制の枠組みにおける条件に著しく違反した場合にのみ、インフラ資産は委譲者に返還されるものであり、そうでない限りは、規制対象サービスを提供するという営業者の権利は無期限に更新される。また、資産を公的部門の支配下に戻すために、法改正が必要な場合がある。このような場合、委譲者は、IFRIC第12号で要求されるような資産の残余持分に対する支配を有していないことを意味する。

ENGIE社は、契約期間の終了時点で委譲者はインフラ資産に対する権利を有しないことから、一部のサービス委譲契約は、IFRIC第12号の適用対象とはみなされないと開示している。(ガス供給のための)これらの資産は、契約期間を大幅に超える耐用年数を有する可能性が高い。

開示例 3-1: ENGIE 社 (2022 年)	フランス

2022 年 経営者報告書及び年次連結財務諸表（抜粋）

03 連結財務諸表の注記（抜粋）

注記 13 有形固定資産（抜粋）

13.2 無形資産（抜粋）

会計基準（抜粋）

委譲契約から生じる無形の権利

IFRIC第12号「サービス委譲契約」は、特定のサービス委譲契約に関して、営業者が適用すべき処理を取り扱っています。

IFRIC第12号の適用対象となるサービス委譲契約では、委譲者がインフラ資産の使用を支配している必要があります。この要件を満たすのは、次の2つの条件を満たしている場合です。

- 営業者がインフラ資産によってどのようなサービスを、誰に対して、どのような価格で提供しなければならないかについて、委譲者が支配又は規制をしている
- 委譲者が、委譲契約の終了時にインフラ資産を引き取る権利を保持しているなど、委譲契約の終了時にインフラに対する残余持分を支配している

IFRIC第12号第17項に基づく無形資産モデルは、公共サービスの利用に応じて利用者又は委譲者に課金する権利（ライセンス）を営業者が受け取った場合に適用されます。金額は一般の人々般がサービスを利用する程度に依存するため、現金を受け取る無条件の権利は存在しません。

IFRIC第12号の要件を満たさない委譲契約におけるインフラ資産は、有形固定資産として表示しております。これにはフランスにおけるガス供給インフラが該当します。GRDFは長期委譲契約に基づきガス供給網を運営しておりますが、それらの契約の大半はフランス法第46-628号（1946年4月8日）に従って満了時に強制的に更新されるため、IAS第16号に基づき関連資産を認識しております。

3.3 適用対象となる資産

IFRIC 第 12 号からの抜粋

7 本解釈指針は、次の両方に適用する。

(a) サービス契約のために、営業者が建設するか又は第三者から取得する社会基盤

(b) サービス契約のために、委譲者が営業者にアクセスを許す既存の社会基盤

弊法人のコメント

一般的に「インフラ資産」の範囲は幅広く解釈されており、サービスを提供するために使用される「インフラ資産」に動産を含めることも許容されるであろう。

IFRIC第12号は「infrastructure（社会基盤）」（訳者注：本稿においては便宜上「インフラ資産」と訳している）という用語が使われており、道路、橋、病院、空港等、伝統的にインフラ資産とみなされている資産の例を挙げているが*[IFRIC 12.1]*、IFRIC第12号はIFRS会計基準における資産の定義に基づいている。「資産とは過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源をいう」*[CF 4.3]*とされていることから、委譲者から公共サービスの営業者に提供されているバスや鉄道車両を含むすべての資産に適用されると考えられる。

通常、上記（a）「サービス契約のために、営業者が建設するか又は第三者から取得する社会基盤（インフラ資産）」の適用は比較的単純である。インフラ資産を委譲者以外の者からリースするサービス委譲契約の会計処理については、下記セクション3.3.1を参照されたい。

一方、上記（b）「サービス契約のために、委譲者が営業者にアクセスを許す既存の社会基盤（インフラ資産）」に関しては、いくつか解釈上の問題が生じる。上記（b）の既存のインフラ資産には、委譲者からの資産に関するリースという形態での他の契約も含まれる。営業者は、サービス委譲契約の一環として、インフラ資産の建設や運営にあたり支払いを受けることに加えて（たとえば、施設を建設する土地に関して）、委譲者に支払いを行う場合がある。これらの論点については、下記セクション3.3.2で述べている。

前述の2つと異なる資産グループとして、以前から営業者が保有している有形固定資産であり、現在はサービス委譲契約の下でのサービスの提供に関連して使用されているものが挙げられる。解釈指針委員会の見解によれば、これらの種類の資産の会計処理に関しては現行のIFRS会計基準書、主にIAS第16号ですでに取り扱われているため、インフラ資産の一部を形成する既存の資産を営業者がどのように会計処理するのかについて、IFRIC第12号は定めていない*[IFRIC 12.8]*。既存の資産の会計処理については、下記セクション3.3.3で詳述している。

3.3.1 インフラ資産を委譲者以外の者からリースするサービス委譲契約の会計処理

上記セクション3.3で述べたように、IFRIC第12号の適用対象となる資産には、営業者がサービス契約のために建設又は第三者から取得したインフラ資産、及びサービス契約のために委譲者が営業者にアクセスを許可する既存のインフラ資産が含まれる*[IFRIC 12.7]*。場合によっては、リースしたインフラ資産を使用して公共サービスを提供する契約を営業者と委譲者が締結する ことがある。たとえば、社会一般に対して鉄道輸送サービスを提供するために営業者が車両を リースすることがある。インフラ資産を委譲者からリースする契約の会計処理については、下記セクション3.3.2を参照されたい。貸手と委譲者が同一の行政組織に支配される関連当事者である場合、営業者が貸手に支払うリース料は、実質的に、下記セクション3.3.2で取り上げるサービス委譲契約における委譲者への支払いである。[19] 解釈指針委員会は2016年9月に、この論点について検討している。

よくある質問

質問 3-1: インフラ資産が第三者からリースされるサービス委譲契約について、営業者はどのように会計処理するのか

そのような契約(リースされるインフラ資産を含む)はIFRIC第12号の適用対象となるのか

適用対象である場合、貸手との契約から生じる資産及び負債を、営業者はどのように会計処理するのか

解釈指針委員会は、インフラ資産が委譲者と無関係の第三者である貸手からリースされ、当該インフラ資産の建設又は改修サービスの提供を営業者が要求されない契約に関する論点について審議してきた。取り上げられた事例では、営業者はインフラ資産のリース料を契約に基づき貸手に支払う必要があるが、当該支払いの補填のために委譲者から現金を受け取る無条件の契約上の権利を有している。委譲者は貸手に対し、リース期間中に支払われるリース料及びリース期間終了時の残存価値の保証を提供する。解釈指針委員会は、次のように述べている。

(a) 契約(リースされるインフラ資産を含む)がIFRIC第12号の範囲に含まれるのかどうかを評価するには、特定の事実及び状況を考慮することが必要となる。特に、IFRIC第12号第5項の支配の条件を満たすかどうか(上記セクション3を参照)、及び、インフラ資産がIFRIC第12号第7項に記載されたグループの1つに該当するのかを評価する(上記セクション3.3を参照)。しかし、契約がIFRIC第12号の範囲に含まれるための条件として、営業者がインフラ資産に関する建設又は改修サービスを提供することは必要とされない。

(b) 契約がIFRIC第12号の範囲に含まれる場合には、営業者ではなく委譲者がインフラ資産を使用する権利を支配している。したがって、営業者は、当該リースに関して貸手にリース料を支払う義務を負うのか、それとも委譲者が義務を負うのかを評価しなくてはならない。

(i) 委譲者がリースの貸手にリース料を支払う義務を負う場合には、営業者は委譲者から現金を回収し、委譲者の代わりにリースの貸手に送金する。

(ii) 営業者がサービス委譲契約の一環としてリースの貸手にリース料を支払う義務を負う場合に、営業者が当該サービス委譲契約に関与していてインフラ資産がリースの貸手から営業者に提供されているときには、営業者は当該義務に係る負債を認識すべきである。営業者は、負債を認識する際に金融資産も認識すべきである。なぜなら、営業者は当該支払いの補填のために委譲者から現金を受け取る契約上の権利を有しているからである。IAS第32号における金融資産と金融負債の相殺の要件が満たされている場合にのみ、営業者は、リースの貸手に対する負債とそれに対応する委譲者からの債権を相殺する。[20] IAS第32号の相殺要件については、『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第11章「金融商品:表示及び開示」セクション7.4.1で説明している。

解釈指針委員会で取り上げられた事実パターンとは対照的に、営業者はインフラ資産のリース料を契約に基づき貸手に支払う必要があるが、当該支払いの補填のために委譲者から現金を受け取る無条件の契約上の権利を有していない場合、事実上、営業者は委譲者に代わってリース料を支払っていることになる。

したがって、営業者はこの義務に対する負債を認識し、この義務を、無形資産モデルにおける委譲契約に関する運営権の追加コストとして、又は金融資産モデルにおける対価全体の減額として処理する（下記セクション3.3.2を参照）。

3.3.2 資産を使用する権利に対する委譲者への定期的な支払い

IFRIC第12 号の適用対象となる資産には、営業者がサービス契約のために建設又は第三者から取得したインフラ資産及びサービス契約のために委譲者が営業者にアクセスを許可する既存のインフラ資産が含まれる*[IFRIC 12.7]*。IFRIC第12号には、資産を使用する権利に対する委譲者への定期的な支払いに関して、明確なガイダンスは存在しない。こうした費用を、IFRS第16号に従いリースに関連するコストとして扱うか、性質上未履行であるため発生時に費用処理するか、又は負債として認識するかどうかが問題となる。これがIFRIC第12号の適用対象とみなされた場合、会計処理はどのようなものになるだろうか。こうした費用は委譲者によって支払われる金額の一部を構成することになるだろうか、又は資産として認識されるだろうか。また、もし資産として認識される場合には、委譲開始時において、関連する支払いを行う義務を伴う「委譲資産」を構成するだろうか。

これは、解釈指針委員会が委譲者への支払い全般に関する質問の文脈で継続的に取り上げてきた論点である（下記セクション4.7を参照）。解釈指針委員会は2016年3月に、資産購入に係る変動支払の取扱い（購入者の将来の活動に関連して変動する支払いを含む）の論点は、同委員会が対処するには範囲が広すぎると判断し、したがってこの論点をアジェンダに追加しないことを決定した。[21]

また、解釈指針委員会は2016年7月に、営業者が委譲者に支払う固定支払いについては、次のいずれかの場合を除き、IFRIC第12号が適用されることを確認している。

(a) サービス委譲契約とは独立した財又はサービスに係る権利に対する支払い（これは他のIFRSに従って処理される）

(b) IFRIC第12号の対象範囲に含まれるインフラ資産とは独立した資産の使用権に対する支払い（この場合、営業者は契約がリースを含んでいるかどうかを評価する）。契約がリースを含んでいる場合には、営業者は当該支払いの会計処理にIFRS第16号を適用して行う[22]

このアプローチは、顧客に支払われる対価が、顧客との契約とは別個の財又はサービスを生じさせているかどうかを判断する際に使用されるIFRS第15号の規定と整合的である（第27章セクション5.7を参照）*[IFRS 15.70, IFRS 15.71]*。委譲契約全体の一部を構成するが、上記の2つの例外に該当しない支払いは、サービス委譲契約の一部として会計処理されることになる。この場合、会計処理は、サービス委譲契約が金融資産モデルか、無形資産モデルか、又は両者の混合モデルに該当するかによって異なる。金融資産モデルが適用される場合、委譲者に対する支払いは、受領する対価総額の減額として扱われ、サービス委譲契約の下での金融資産債権と相殺される。一方、無形資産モデルの下では、委譲者への支払いは負債として認識し、委譲権利資産のコストを増額させる。この点については、下記セクション4.7でさらに検討している。

3.3.3 委譲契約に使用される以前から所有していた資産

IFRIC第12号は、営業者が、サービス委譲契約締結前に有形固定資産として保有し、認識していたインフラ資産には適用されない。そのような営業者の資産がサービス委譲契約におけるインフラ資産の一部となる場合、営業者はIAS第16号の認識の中止の規定を適用し、これらの以前から保有していた資産の認識を中止するか否かを判断しなくてはならない*[IFRIC 12.8]*。解釈指針委員会の見解によれば、これらの資産の会計処理に関しては現行の会計基準書、主にIAS第16号ですでに取り扱われているため、インフラ資産の一部を形成する既存の資産を営業者がどのように会計処理するのかについて、IFRIC第12号が定める必要はない*[IFRIC 12.BC16]*。

弊法人のコメント

上記のガイダンスの規定によれば、営業者が契約により資産の利用に対する支配を委譲者に譲り渡し、それまで所有していた資産に対する支配を喪失する場合、この取引は IAS第16号の下での資産の処分に該当する可能性がある。

既存の資産の認識を中止し、IFRS第15号における取引価格の算定に関する規定に従って、処分に係る対価が算定されることになる*[IAS 16.72]*。すなわち、契約に基づき受領した対価の総額は、建設又は改修サービスに対して受領される対価と、既存の資産の支配を委譲者へ移転することに係る対価とに配分される。営業者が以前に有形固定資産として計上していた資産は、特定のサービス委譲契約に対して適切と判断された会計モデルに応じて、無形資産か金融資産に置き換えられる（下記セクション4.1.2を参照）。利得及び損失は、有形固定資産項目の処分に伴う正味受取額と帳簿価額の差額として算定し*[IAS 16.71]*、純損益に認識しなければならない。IAS第16号の適用対象である資産の認識の中止全般については、第18章セクション7で説明している。

営業者が自己の既存の資産のいくつかを、委譲者に支配を移転することなくサービス委譲契約のために使用していることもありうる。契約により既存の資産に対する残余持分が委譲者に移転する場合（及びそれにより上記セクション3で説明した支配基準の両者が満たされる場合）を除き、これらの資産はIFRIC第12号の適用対象とはならない。インフラ資産それ自体が適用対象外である場合、サービス委譲契約には、当該インフラ資産の増築及び改修、ならびに契約期間にわたる当該インフラ資産の使用に関する条項が含まれる可能性がある。この場合、サービス委譲契約に基づき支払われる対価総額は、IFRIC第12号の適用対象となる増築、改修、及び運営サービスに配分される。その結果、工事収益が増築や改修作業時に認識され、追加の金融資産又は無形資産（適切な方）が認識される。

3.4 部分的に規制された資産

IFRIC第12号では、インフラ資産の使用が一部は規制されているが、一部は規制されていないという状況は珍しいことではないと述べられている*[IFRIC 12.AG7]*。

IFRIC 第 12 号からの抜粋

AG7 時には、社会基盤の使用は、一部が第5項(a)に記載された方法で規制され、一部は規制されないことがある。しかしながら、こうした契約はさまざまな形式をとる。

(a) 物理的に分離可能であって、独立して運営することができ、IAS第36号に定義される資金生成単位の定義を満たす社会基盤は、規制以外の目的のためだけに使用される場合には、別個に分析しなければならない。例えば、病院のプライベート病棟（病院の他の部分は一般の患者を治療するために委譲者が使用している）がこれに該当する。

(b) 委譲者が第5項に記載されているような方法でサービスを支配する場合でも、付帯活動の存在により、委譲者の社会基盤に対する支配は損なわれないことから、純粋な付帯活動（病院 の売店など）が規制を受けない場合、こうしたサービスは存在していないかのようにして、支配に関する判定を行わなければならない。

IFRIC第12号AG7項で規定されているいずれのケースにおいても、委譲者は営業者に規制されない当該資産を利用する権利を与えることがある。この権利は、実質的には委譲者から営業者へのリースである可能性があり、その場合には、IFRS第16号に従って会計処理しなければならない*[IFRIC 12.AG8]*。当該権利が実質的にリースであるか否かの判断には、IFRS第16号の原則を用いる（第23章セクション3.1を参照）。IFRIC第12号とIFRS第16号の相互関係については、上記セクション2.3で説明している。

IFRIC第12号は、支配要件が満たされているか、又は資産に対する委譲者の支配が損なわれていると考えられるかを判断するにあたり、「純粋な付帯活動」が規制を受けない場合、こうしたサービスは存在していないかのように支配に関する判定を行うとしているが、何が「純粋な付帯活動」に該当するのかということに関して、これ以上のガイダンスを示していない。病院の売店は、病院全体に対する売店の規模、売店に帰属するキャッシュ・フローの割合、及び規制を受けるサービスの提供において売店の存在がインフラ資産の機能に直接影響しないという事実に鑑みると、明らかに重要ではないといえる。しかし、付随的な活動がどの時点で「純粋な付帯活動」となるのか、あるいは、ならなくなるのかは明確ではない。これは下記の設例3-2で説明しているように、判断の問題となろう。

設例 3-2: 部分的に規制された資産- 空港

企業Aは、地方空港の建設と25年間の運営を運輸省から委託されている。

A社は、着陸料、旅客料金、ターミナル料金、ゲート及び地上サービスの料金など、A社が提供する「航空サービス」について空港使用料を使用して航空会社に請求する権利を有している。これらの航空サービスと料金は運輸省の規制の対象である。A社は、契約期間中の空港からの収入の55%が航空サービスに関する料金から得られると予想し、契約期間中の収入の残りは、売店、小売り及び駐車場の賃貸料など、空港内の規制されていない非航空活動から生じると予想している。

売店、小売り及び駐車場サービスを提供するために使用される空港の一部のエリアは物理的に分離可能であるが、A社は、それらがIAS第36号「資産の減損」で定義されている資金生成単位の定義を満たしていないと結論付けている*[IFRIC 12.AG7(a)]*。これらのサービスの利用者は、A社が航空サービスを提供する航空会社の乗客でもあるため、これらの領域からのキャッシュ・インフローは空港インフラの他の部

分からのキャッシュ・インフローとはおおむね独立していないからである*[IAS 36.6]*。

空港インフラの使用は部分的には規制され、部分的には規制されていないため、A社は、非航空活動が純粋に付帯的なものであるかどうかを評価するために判断を下す必要がある。

A社は、定性的評価に基づいてこの判断を行うことができる。A社は、非航空サービスは空港インフラの主な目的から外れているものの、空港を通過する乗客の流れを管理する上で重要であり、規制された航空サービスの提供におけるインフラ資産の機能に重大な影響を与えるものではないとの見方をする可能性がある。したがって、A社は、非航空サービスは純粋に付帯的なものであると結論付け、あたかもそれらのサービスが存在しないかのようにIFRIC第12号第5項(a)の支配テストを適用することができる*[IFRIC 12.AG7(b)]*。

あるいは、A社は、契約期間中の規制対象のサービスからの収益合計の見積額と規制対象ではないサービスからの収益の見積額を比較することにより、定量的評価に基づいて判断することもできる。このアプローチの下では、A社は、規制されていない非航空サービスに起因するキャッシュ・フローの割合は明らかに重要ではないとはいえないため、それらのサービスは付帯的ではないと結論付けることができる。A社は、空港インフラを使用して提供される規制されていないサービスの程度は、委譲者がインフラ資産を支配しているとはみなされない程度であると結論付けることができる。

どのアプローチが使用されるか、あるいは企業が定性的要因又は定量的要因に重点を置くかに関係なく、非航空サービスが付帯的であるかどうかの決定には判断が含まれる場合がある。A社は、すべての同様の契約上の合意に対して一貫したアプローチを適用し、判断を下さなければならない。

また、規制を受けないサービスが純粋に付帯的でもなく、かつ、インフラ資産の物理的に分離可能な部分を使って提供されるものでもないサービスを含む委譲契約は多く存在し、IFRIC第12号AG7項に説明されていない状況もありうる。たとえば、委譲者が、スポーツ施設を使う子供、年金受給者及び失業者の料金を規制し、他の大人の料金は規制しない場合がある。支払う金額に関係なく、すべての人たちが、同じ施設を利用しているケースなども想定される。他の例としては、価格規制が利用者の種類によってではなく、一定の時間帯に提供されるサービスにのみ適用される場合がある。

設例 3-3: 部分的に規制された資産- 鉄道輸送

企業Bは、運輸省から10年間にわたって地域鉄道ネットワークの構築と運営を請け負っている。

B社は、地域ネットワーク全体で列車を運行し、必要なスタッフを雇用し、地域ネットワーク全体で鉄道の駅と車両基地を管理している。運輸省は、提供される列車サービスの水準を指定し、使用される列車について一定の仕様を定め、全体的な業績目標を設定する。B社が鉄道の乗客に請求する鉄道運賃は、規制運賃(ピークタイムの乗車券の場合)と規制されていない運賃(オフピークタイムの乗車券の場合)で構成される。B社は、契約期間中の鉄道運賃収入の60%が規制された運賃から、40%が規制されていない運賃から得られると予想している。

同じ鉄道インフラを使用して、ピークタイムとオフピークの双方のサービスが提供される。したがって、B社は、IFRIC第12号第5項(a)の支配要件を評価する際に判断を行う必要がある(「営業者が社会基盤によってどのようなサービスを、誰に対して、どのような価格で提供しなければならないかについて、委譲者

が支配又は規制をしている」）*[IFRIC 12.5(a)]*。

この場合、B社は、契約の存続期間にわたる規制された運賃からの収益合計の見積額と、規制されていない運賃からの収益の見積額を比較して、定量的な評価に基づいて判断を行うことができる。B社は、契約期間中の収益の40%が規制されていない運賃から得られると予想しているため、B社は、運輸省は営業者が鉄道インフラで提供しなければならないサービスを支配することはできるが、規制されていない鉄道運賃収入のかなりの部分がB社によって生成されることが見込まれることを踏まえ、価格を支配することはできないと結論付ける可能性がある。この場合、当該契約はIFRIC第12号の適用対象ではない。規制されていない鉄道運賃収入の割合が明らかに重大ではないことが見込まれる場合は、B社は異なる結論に達する可能性がある。

実務上、委譲者がインフラ資産を支配していないとみなされると結論付けるほど、十分にサービスやサービスのプロセスが規制されていないかどうかについて判断が求められる場合がある。我々は、この判断を行う際に明らかなカットオフとなるポイントや明確な方針があるとは考えていないが、企業はすべての同様の契約上の合意に対して一貫したアプローチを適用し、判断を下す必要がある。

弊法人のコメント

委譲契約に、純粋に付帯的でもなく、かつ、インフラ全体の物理的に分離可能な部分を使用して提供されているのでもない規制されていないサービスが含まれている場合、委譲者が当該資産を支配していないと結論づけるほど十分にサービスが規制されていないかどうかは判断の問題となるが、そのような場合、契約全体がIFRIC第12号の適用対象外となる可能性がある。我々は、企業が類似の契約に対してこれらの判断を一貫して適用することが望まれると考える。

委譲者が資産を支配していないと結論付けるほど十分なサービスが規制されていないかどうかの判断は契約開始時に行われ、当初の判断に誤りがない限り見直されることはない。実務上、部分的な価格規制が、契約がIFRIC第12号の適用対象とならない理由となっている場合が多い。

しかし、予想よりも規制を受けない利用者が極端に少ない事態が生じた場合には、契約が再交渉される可能性が高い。なぜなら、公共サービスに関する義務が存在するためであり、それは委譲者が新しい条件下でも一般社会に対するサービスの提供が継続されることを望むためである。その結果、新しい契約はIFRIC第12号の適用対象になる場合がある。一例として、有料の橋の利用者が予想より少ない場合、委譲者は、新しい契約の下で利用料を助成することがある。

4 営業者の会計処理：金融資産モデルと無形資産モデル

IFRIC第12号の情報としての注釈1において、公的部門から民間部門へのサービス委譲契約に関する会計フレームワークが以下の図表のように示されている*[IFRIC IG Information note 1]*。

IFRIC 第 12 号からの抜粋

情報としての注釈 1

官から民へのサービス契約に関する会計処理の枠組み

この注釈は、IFRIC 第12 号に付属しているが、その一部を構成するものではない。

次の図は、IFRIC第12号で定められているサービス契約の会計処理を約している。

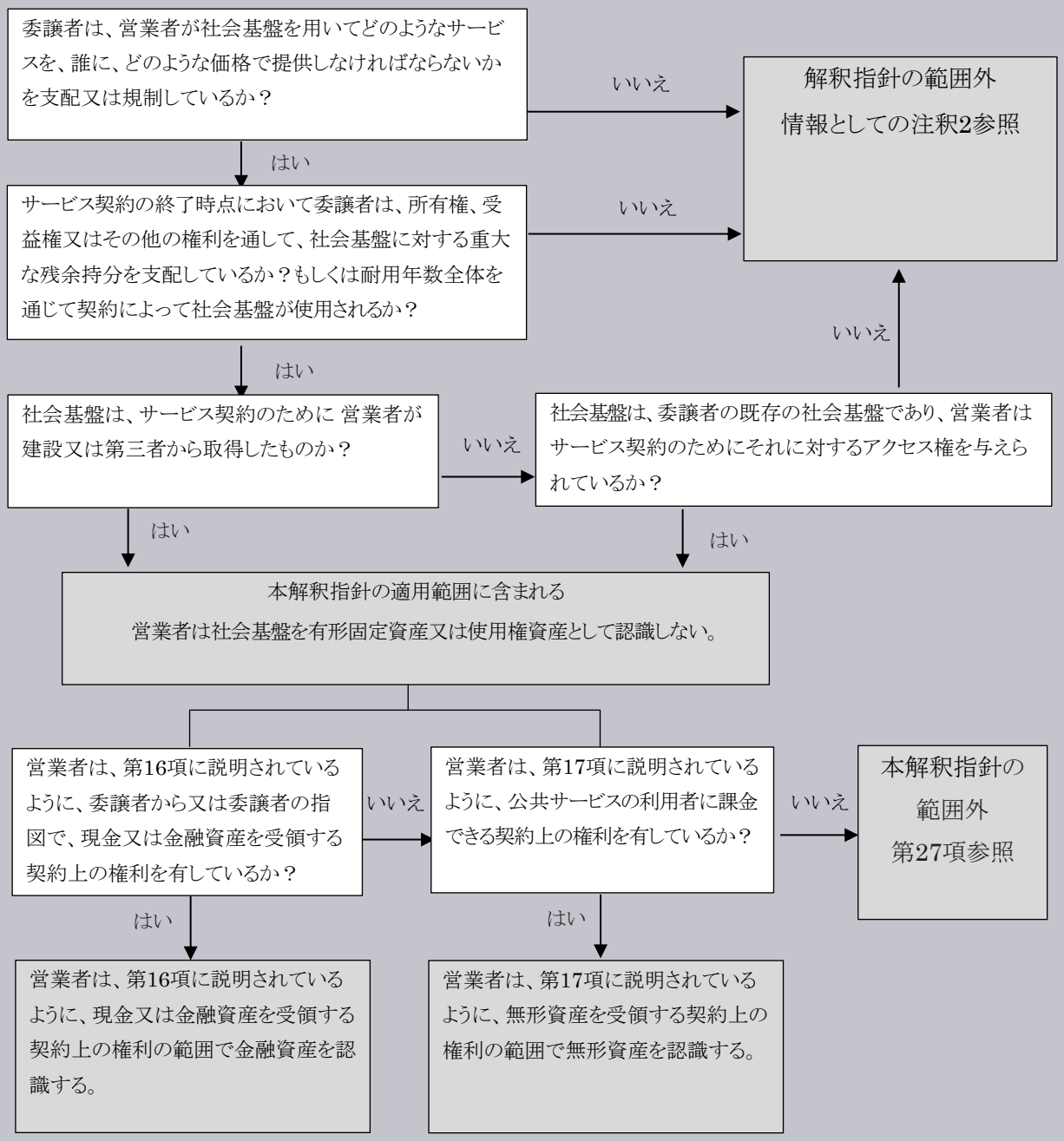

IFRIC第12号の2つの会計処理モデルでは、複数の原則に基づく判定が行われる。

- 支配モデルの適用については、上記セクション3で述べたとおりであり、これによると、営業者はインフラ資産を自己の有形固定資産として認識しない*[IFRIC 12.11]*。
- 営業者は「建設サービス」を提供しているのであって、たとえば、売却を目的として有形固定資産を建設しているのではない。建設サービスについては、契約の運営フェーズで提供される「運用サービス」とは区別して会計処理しなければならない*[IFRIC 12.14, IFRIC 12.20, IFRIC 12.BC31]*。

原則には、3つ目の重要なポイントがある。すなわち、対価の性質により事後の会計処理が決定される（下記セクション4.1.2を参照）が、対価がどちらの形態であっても建設又は改修期間中に契約資産を生じさせる*[IFRIC 12.19]*。その後、対価がどの時点で債権又は無形資産に分類されるかについては、下記セクション4.2及び4.3で説明している。

4.1 提供されるサービスの対価及び適切なモデルの決定

サービス委譲契約の大半は、建設（又は改修）サービスと運営サービスの両方である。ほとんどの場合、営業者は委譲者と単一の契約を取り交わしている。IFRIC第12号では言及されていないが、このような契約では通常、委譲期間を通じて一定の支払条件が適用される（「ユニタリー・ペイメント」とよばれることがある）。営業者が異なる活動に対して別個に報酬を受けることはあまりない。むしろ支払メカニズムは、下記のモデルのいずれかに該当することが多い。

設例 4-1: サービス委譲契約の支払メカニズム

(a) 支払いが病院全体の利用可能性に基づいている病院

ユニタリー・ペイメントは、規定されている収容設備の提供に基づいている。それらの設備は、病棟、診察室、手術室、共用部分及び受付といった異なるユニットに区分されている。「利用可能性」とは、利用可能であり、かつアクセスできることと定義されており、暖房、電力及びクリーニングサービスといった関連する主要サービスが含まれている。利用可能なユニットを提供できない場合、契約上の基準に従い、支払いが減額される。主要サービス以外のサービスに関しては個別の支払いは行われないが、サービスが基準に満たない場合、支払いが減額される場合がある。

P＝(F×I)－(D＋E)

P＝1日当たりのユニタリー・ペイメント

F＝規定される収容設備全体の1日当たりの価格

I＝小売物価指数に基づく物価スライド

D＝利用可能でないことによる支払いの減額

E＝サービスが基準に満たないことによる支払いの減額

(b) 支払いが収容率に基づいている刑務所

ユニタリー・ペイメントは、収容率に基づいている。「収容されている」とは、受刑者が物理的な空間に配置されているだけでなく、関連する主要サービスや暖房、手紙の配達及び食事といったサービスに関係する最低条件が満たされることである。受刑者が収容されていない場所については、支払いは行われない。主要サービス以外のサービス(すなわち、「収容されている」という定義に関係のないサービス)に個別の支払いは行われないが、これらのサービスが基準に満たない場合、支払いが減額されることがある。

ユニタリー・ペイメントは、以下の計算式に基づいている。

P＝(F×I)−Z

P＝場所当たりのユニタリー・ペイメント

F＝収容されている場所の1日当たりの固定金額

I＝小売物価指数に基づく物価スライド

Z＝サービスが基準に満たないことによる支払いの減額

どちらのモデルの支払いも、建設に起因する金額か又はその他のサービスに起因する金額か直ちに分離することはできない。

営業者はサービス提供者の役割を担う。営業者は、公共サービスの提供のために使用されるインフラ資産を建設又は改修し、一定期間の間、当該インフラ資産を運営及び保守する*[IFRIC 12.12]*。IFRIC第12号では、営業者は、履行したサービスについて、IFRS第15号に従って収益を認識、測定しなければならないことが明確にされている*[IFRIC 12.13]*。これにより、営業者は受領される対価を相対的な独立販売価格に比例して各履行義務に配分しなければならない。営業者が提供する別個のサービス(たとえば、改修又は運営サービス)に関して受領される対価の配分については、下記セクション4.1.1で詳しく説明している。その上で、下記セクション4.1.2で説明しているように、対価の性質により会計モデルが決定される*[IFRIC 12.13]*。

支払いは、インフラ資産が完成し、委譲者が目的に適合しているものとして検収した時点で開始されることが多い。営業者は通常、建設フェーズ中の支払いを求めるが、実際に支払いがなされるかどうかは当事者間の交渉の結果による。営業者が受領する金額は、通常、提供したサービスに対するものであり、直接的には建設費用には対応しない。受領金額の関連するサービス活動への配分については、以下に記載している。

4.1.1 対価の配分

IFRIC第12号では、サービス委譲契約に含まれる個別のサービス、すなわち、「建設サービス」、「改修サービス」又は「運営サービス」は、各サービスの個別のフェーズ又は要素には固有の技術、要件及びリスクが存在しているため、区別しなければならないとされている*[IFRIC 12.BC31]*。

個別サービスの提供に対する収益の配分は、IFRS第15号に従って決定される*[IFRIC 12.14, IFRIC 12.20]*。これには、サービス委譲契約の顧客が誰であるかの識別(下記セクション4.1.1.Aを参照)、顧客との契約に基づく履行義務の識別(下記セクション4.1.1.Bを参照)、契約に基づく取引価格の算定(下記セクション4.1.1.Cを参照)、及びその取引価格の契約に含まれる履行義務への配分(下記セクション

4.1.1.Dを参照）が含まれる。

4.1.1.A 顧客との契約の識別

IFRS第15号に従った対価の配分の最初のステップは、顧客との契約を識別することである。IFRS第15号において、契約は、強制可能な権利及び義務を生じさせる当事者間の合意と定義されている*[IFRS 15 Appendix A]*。サービス委譲契約の顧客がインフラ資産の委譲者及び／又は利用者であるかどうかは、サービス委譲契約の条件に基づき決定される。委譲者はインフラ資産に対する支配を保持しているため*[IFRIC 12.5]*、建設又は改修サービスについては委譲者が顧客として認識される可能性が高い。

営業者が負う義務が公共サービスの性質を有しているため、運営サービスは社会一般に対して提供される。このことは、社会一般が運営サービスの顧客である可能性を示唆している。顧客は、IFRS第15号において、企業の通常の活動のアウトプットである財又はサービスを対価と交換に獲得するために企業と契約した当事者と定義されている*[IFRS 15 Appendix A]*。IFRS第15号では書面による契約の存在は求められておらず、契約は口頭によるものでも黙示的なものでもよいが、法的に強制可能なものでなければならない*[IFRS 15.10]*。

弊法人のコメント

以下の場合、インフラ資産の利用者が運営サービスの顧客として識別されるであろうと我々は考えている。

- 営業者とインフラ資産の利用との間に書面又は暗黙の契約が存在する
- 営業者がインフラ資産の利用者から対価を受領している
- 営業者が（委譲者の代理人としてではなく）本人としてその対価を回収している

IFRS第15号に従った顧客との契約の識別については、第27章セクション3で説明している。

4.1.1.B 契約における履行義務の識別

サービス委譲契約の大半は、建設（又は改修）サービスと運営サービスの両方である。多くのサービス委譲契約では、営業者に対して、サービス委譲契約の期間にわたりインフラ資産の一定水準の保守も求めている。IFRS第15号では契約において約束した財又はサービスとなりうる項目が例示されている。その例示の中には、顧客のための契約上合意された作業の履行や財又はサービスを提供できるように待機するサービスがある*[IFRS 15.26]*。

次のいずれかに該当する場合、約束した財又はサービスは履行義務となる*[IFRS 15.22]*。

(a) 別個の財又はサービス

(b) ほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財又はサービス

約束した財又はサービスが別個のものとなるには、次の両方に該当しなければならない*[IFRS 15.27]*。

(a) 財又はサービス自体が別個のものとなりうる— それ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて顧客に便益を提供できる。
(b) 契約の観点において別個のものである— 財又はサービスを顧客に移転するという企業の約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能である。

約束した財又はサービスが別個のものではない場合、企業は、別個の財又はサービスの束を識別するまで、その財又はサービスを他の約束した財又はサービスと結合しなければならない*[IFRS 15.30]*。

弊法人のコメント

営業者が委譲者との契約を1件のみ識別した場合、営業者は通常、少なくとも建設サービス、改修サービス、運営サービスを別個の履行義務として識別することになる。インフラ資産の利用者を運営サービスの顧客とする契約を営業者が識別しているか否かは、顧客との契約における履行義務の識別に影響する。

大規模な保守サービスによって委譲者が所有する資産が増価するため、保守サービスは委譲者に便益を提供しているとの主張も考えられる。また、営業者に生じた保守サービスに関する支出が契約上で定められた水準を下回る場合、保守サービスに関して委譲者から前払いされた額の返還を求められることが多い。このことも、保守サービスが独立した履行義務であるとの主張を裏付けるものであろう。実務上は、契約において保守サービスがどのように定義されているかに基づいて、独立した履行義務であるかどうかの判断を行うことになる。改修サービスと性質が類似するインフラ資産を増価させるような大規模な保守サービスの提供が営業者に求められる場合には、保守サービスは独立した履行義務となりうる。しかし、運営サービスにおける安全確保のためにインフラ資産を保全することや、契約終了時に委譲者に所定の状態で返還するために必要な小規模な保守作業は、委譲者へ別個の財又はサービスを移転するものではないと主張することが可能であろう。その他の場合には、契約上の義務がIFRS第15号の履行義務を表しているのか、それともIAS第37号により会計処理する義務を表しているのかがそれほど明確でない可能性もある。たとえば、水の供給業者は、環境と健康上の理由から、すべての鉛管の交換を求められることがある。同様に、ガスの供給業者も、安全上の理由から、鋳鉄管の交換を求められる場合がある。大規模保守サービスが別個の履行義務であるか否かを判定するにあたって企業が重要な判断を行う場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」第122項の開示規定を考慮しなければならない。『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』上巻第3章「財務諸表の開示及び会計方針」セクション5.1.1.Bを参照されたい。

実務上、営業者は、サービス委譲契約における建設作業の一部又は全部を下請けに出すことが多い。このような場合、営業者はIFRS第15号のガイダンスを適用して、建設サービスの提供について本人として行動しているのか、又は代理人として行動しているのかを判断している。この判断は、契約に基づく営業者の履行義務が、建設サービスを提供することなのか、それとも他の当事者による建設サービスの提供を手配することなのかに影響を与える。IFRS第15号における本人なのか代理人なのかの検討については、第27章セクション4.4で説明している。

4.1.1.C 契約に基づく取引価格の決定

IFRS第15号によると、取引価格とは、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額である。これには、第三者の代わりに回収する金額は含まれない[IFRS 15.47]。

取引価格の決定には、変動対価の要素を考慮に含めなくてはならない。サービス委譲契約では、契約に基づく履行が所定の水準を満たさない場合、営業者はペナルティの支払いを求められることが多い。このような罰金の対象となる収益の要素は、IFRS第15号では変動対価の一形態とみなされることになろう[IFRS 15.51]。IFRS第15号は、契約において約束した対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、企業は、自らが権利を得ることとなる対価の金額を見積らなければならないと定めている[IFRS 15.50]。また、IFRS第15号は、変動対価を、どちらの方法が企業が権利を得ることとなる対価の金額をより適切に予測すると見込むのかに応じて、期待値又は最も可能性の高い金額のいずれかを使用して見積らなければならないと定めている[IFRS 15.53]。どちらのアプローチが最も適切かの評価は、サービス委譲契約の事実及び状況、ペナルティの制度によって異なる。実務上、多くのサービス委譲契約では、期待値アプローチの方が、営業者が権利を得ると見込まれる対価の金額をより適切に予測できる可能性がある。変動対価の見積額は、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含められる[IFRS 15.56]。

サービス委譲契約では、支払いは、インフラ資産が完成し、委譲者が目的に適合しているものとして検収した時点で開始されることが多い。そのような場合、営業者による建設サービスの提供に対して委譲者からの支払いの時期が遅れるため、取引価格の決定において、重大な金融要素を考慮しなければならない可能性がある。しかし、建設サービスの現金販売価格と約束した対価との差額の理由が、資金提供以外の理由で生じており、それらの金額の差額が相違の理由に見合っている場合、当該契約は重大な金融要素を含まない[IFRS 15.62]。これが該当するのは、営業者が建設サービスの対価として無形資産を受け取る場合など、建設サービスの対価の形態によってサービス提供と対価の受領との間に遅延が必然的に伴うような場合である。

契約に重要な金融要素が含まれていると判断される場合、契約開始時において委譲者と独立した金融取引を締結した場合に営業者が用いたであろう割引率で、約束した対価の金額を割り引く。割引率は、委譲者の信用特性を、契約で移転される資産を含む提供される担保又は保証とともに反映する[IFRS 15.64]。すなわち、契約に固有の割引率となる。またIFRS第15号は、契約上のキャッシュ・フローを約束した財又はサービスの現金販売価格 に割り引くことにより、割引率を算出することができるとしている[IFRS 15.64]。IFRIC第12号の設例1では（下記セクション4.2の設例4-2で再掲されている）、契約上の計算利率は、営業者と委譲者との間の金融取引に反映されるであろう利率と仮定されているが、サービス委譲契約では必ずしもそうではない可能性がある。

弊法人のコメント

サービス委譲契約に重要な金融要素が含まれている場合に使用される割引率を決定する際、IFRS第15号は、契約開始時において委譲者と独立した金融取引を締結した場合に営業者が用いたであろう割引率を優先することを要求していると我々は考えている。利率の決定に契約上の計算利率が使用される可能性があるが、当該利率の使用は、企業と顧客との独立の金融取引に反映される割引率を使用するというIFRS第15号第64項の目的とは必ずしも整合的でない。ただし、サービス委譲に参加しているほとんどの営業者は委譲者と独自の融資協定を結ぶ契約を締結していないため、適切な利率を特定することが困難である可能性があり、判断が必要になる場合がある。

使用する割引率を決定する際に、営業者が考慮に含める可能性のある要因は以下のとおりであるが、これらに限られない。

- サービス支払いに関して見込まれる期間及び返済のパターン（サービス委譲契約の支払いが国債の期間よりも大幅に長くなる可能性に注意）
- 政府機関の与信状況
- 政府の中央財務機能が提示する可能性のある借入金利
- サービス委譲契約の条件に固有の信用リスク（法令により明示されているか又は黙示的かを問わず、政府が提供する担保や保証を含み、それが当事者間で交渉される利子率に影響を与える範囲で）

金融要素が顧客契約にとって重要であると企業が結論付ける場合の割引率の決定については、第27章セクション5.5.3で説明している。

金融要素は、取引価格を契約における履行義務に配分する前に取引価格から除外される。

IFRS第15号は、企業が契約開始後の状況や市場金利の変動について割引率を見直してはならないことを明確にしている*[IFRS 15.64]*。しかし、IFRS第15号では、対価の受領と顧客への財及びサービスの移転との間の時期の差異に関して、契約開始後に見込みが変化する状況（たとえば、納品時期の変更）については説明されていない。企業が契約開始時に重要な金融要素を会計処理しており、その後、財又はサービスの移転の予想される時期が変更された場合、見込んでいた時期の変更理由を理解することが重要となる場合がある。これについては、第27章セクション5.5.3で詳しく説明している。

IFRS第15号に従った取引価格の決定については、第27章セクション5で説明している。

営業者も、契約上、委譲者への支払いを要求されることがあり、これはインフラ資産又はその他の資産にアクセスする権利に対する支払い、又は資産の建設に対する支払い、あるいは委譲契約を運営する権利に対する追加的な手数料の支払いなどの形態を取る。サービス委譲契約が金融資産モデルに該当する場合、支払いは、委譲者から受け取る対価を減額することがある。これについては、下記セクション4.7で詳しく説明している。

4.1.1.D 取引価格の契約における各履行義務への配分

IFRS第15号は原則として、取引価格を相対的な独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しなければならないと定めている*[IFRS 15.74]*。

観察可能な独立販売価格を容易に入手できない場合は、企業が合理的に入手可能なすべての情報を考慮して見積る必要がある*[IFRS 15.78]*。営業者は、予想コストにマージンを加算する方法を用いて独立販売価格を見積ることができるが*[IFRS 15.79]*、別の方法も認められる。

弊法人のコメント

大半のサービス委譲契約において単一の支払要件が適用されているが、実務では、当該契約に含まれる個々の活動に関するキャッシュ・フローを明確に識別できることが多い。これは、当初の契約交渉に基づく場合もあれば、契約に「市場調査」やベンチマーキングに基づく事後的な価格調整が可能である旨を示す条項が含まれていることによる場合もある。しかし、当該キャッシュ・フローは、サービスの独立価格を反映していない可能性もあるので注意しなければならない。契約の構成要素への契約対価総額の配分にあたっては、実務上の問題が生じる可能性があり、判断が必要となる。

IFRS第15号に従った取引価格の各履行義務への配分については、第27章セクション6で説明している。

4.1.2 建設フェーズ後の会計モデルの決定

IFRIC第12号によれば、営業者は建設サービスの対価として金融資産又は無形資産を受領することがあり、受領する資産によってその後の会計処理が決定される*[IFRIC 12.15, IFRIC 12.19]*。委譲者から営業者に与えられる対価の性質は、契約条件及び(存在する場合には)関連する契約法を参照して、判断しなければならない。しかし、IFRIC第12号では、両方の形態の対価はともに、建設又は改修の期間中は契約資産を生じさせるという点が明確にされている*[IFRIC 12.19]*。

解釈指針委員会は、金融資産モデルと無形資産モデルの境界線は、委譲者から又は委譲者の指図で現金を受領する営業者の無条件の契約上の権利に基づいているものであると決定した*[IFRIC 12.16]*。委譲者から直接現金を受け取る権利ではなく、委譲者からの指図で現金を受け取る権利も金融資産モデルに含まれる。利用者から報酬や通行料を受領する場合であっても、委譲者が最終的に責任を負う契約全体の一部としてこのような行為が行われる場合には、この行為は本質的には単なる委譲者のための回収行為とみなされる。委譲者が現金を支払うが、その金額は完全にインフラ資産の利用に基づくものであり、支払うことが保証される最低金額がない場合、営業者が受け取る金額は社会一般がサービスを利用する程度に左右されるため、企業は現金を受領する無条件の契約上の権利を有していないことになる。この場合、無形資産モデルが適用される。

営業者は、建設サービスと引換えに、委譲者から又は委譲者の指図で現金又は別の金融資産を受け取る無条件の契約上の権利を有する限りにおいて、金融資産を認識する。契約は通常、法律により執行可能なことから、委譲者には支払いを回避する裁量は(あったとしても)ほとんどないためである*[IFRIC 12.16]*。金融資産の認識は、上記セクション4.1の設例4-1における病院へのユニタリー・ペイメントの例のように、現

金を受領する営業者の契約上の権利、すなわち、支払いがサービスのパフォーマンス基準に基づき変動する可能性があることにより、影響を受けるものではない。解釈指針委員会は、これは、資産のその後のパフォーマンス次第で財及びサービスに対する支払額が変動するというだけで、他の状況や他の金融資産となんら異なるものではないと指摘している*[IFRIC 12.BC44]*。

一方、営業者は、公共サービスの利用者に課金する権利(ライセンス)を得る範囲で、無形資産を認識する*[IFRIC 12.17]*。

場合によっては、建設サービスに係るキャッシュ・フローに対する営業者の権利を金融資産と無形資産に「分離」し、営業者の受領する対価を構成要素ごとに個別に会計処理することが必要となる。この点に関し解釈指針委員会は、営業者が提供するサービスに対して、一部を金融資産、一部を無形資産により支払いを受ける場合があるためであると論じている*[IFRIC 12.18]*。

下記の表は異なるモデル間の分析を示したものである。

	契約	適用されるモデル
(1)	委譲者が固定金額を支払う。	金融資産
(2)	委譲者が需要に応じた金額を支払う。	無形資産
(3)	委譲者が需要リスクを留保する(利用者は支払いを行うが、委譲者が金額を保証する)。	金融資産、又は(一部を金融資産、一部を無形資産として)分離
(4)	委譲者が需要リスクを留保する(一定の利益を得るまで、営業者が利用者から収益を回収する)。	無形資産
(5)	利用者が支払いを行う(委譲者による保証がない)。	無形資産

上記設例4-1の2つの契約のうち、病院の例は上記(1)に該当する。すなわち、すべての義務及びサービスが提供される場合、支払い金額は契約上固定となっている。上記の設例4-1で説明した刑務所に関しては(2)に該当し、無形資産として会計処理される。しかし、刑務所の営業者は異なる基準により支払いを受ける可能性がある。たとえば、1,000の「収容可能な場所」に関して支払いを受け、暖房と食事を提供できる限り、この支払いを受け続けるケースである。この場合、上記の病院のケースと違いはなく、金融資産となる。当然のことながら、さまざまなバリエーションが存在する可能性があり、固定需要と変動需要の組合せにより分離が行われる可能性がある。

上記(3)に該当する契約の一般的な例として、営業者が利用者から利用料を回収するものの、インフラ資産に投資した資本に対して合意した収益を受領する権利を有する公共交通の委譲契約を挙げることができる。つまり、当該金額に達するまでの通行料は委譲者に代わって回収しているものとみなされる。このとき、保証されている収益に関しては、金融資産が存在することになるが、金融資産の価値が建設サービスの公正価値を下回る場合には、無形資産も存在することになる可能性がある。

営業者が一定の利益を得られないリスクが全体として非常に低い場合でも、上記(4)のタイプの契約は従来どおり無形資産として処理される。

弊法人のコメント

合意した収益率に達した場合に、利用者から回収される収益を実質的に制限する取決めは、現金に対する契約上の権利ではなく、利用者から収益を回収する権利を表している。この際、リスクが低いこと、又は営業者が実質的に一定の利益を得ることは、こうした判断とは無関係である。

以下は、無形資産モデルを使って会計処理される契約の例である。

(a) 自治体が、すべての廃棄物収集を行う契約を営業者と締結する。当該契約に基づき、営業者には処理した単位ごとに支払いが行われる。契約では、営業者により処理される廃棄物の量に関する保証はなく（すなわち、テイク・オア・ペイ契約ではない）、委譲者によるその他の保証もまったく定められていない。しかし、これまでのところ、年間の廃棄物の量は40,000トンを下回ったことはなく、20年間の廃棄物の年間平均量は75,000トンとなっている。

(b) ある営業者が有料橋に関してサービス委譲契約を締結する。営業者は、事前に合意されたインフラ資産のための支出に対して6%の利益を確保するまで、利用者又は委譲者から収益を回収することが認められており、6%に達した時点で契約は終了する。

取引条件をみると、有料橋のサービス委譲契約は、上記（3）のタイプの取引と同じように見える。たとえば、利用者が料金を支払うが、営業者が最低でも6%の利益を確保するまでサービス委譲契約を続けることができる点である。上記（3）と（b）の決定的な違いは、委譲者による保証である。金融資産を含む保証付きの契約は、6%の利益を超える便益を営業者に与えるため、無形資産として処理される（b）の契約よりも多くの所有に伴う経済価値を通常、営業者に与える。このことは、金融資産モデルと無形資産モデルとの区別は、商業リスクの移転の有無よりも、キャッシュ・フローに対する無条件の契約上の権利の存在の有無との関連性が高いことを示している。

一部の国では、公的部門と民間部門との間の契約を規定する法律又は委譲契約自体により、営業者の実際の収益が当初予測を下回る場合には、営業者が委譲者に公共サービス料金の改定を求めることができる。サービス委譲契約のこの特性は、営業者のリスクを減らすために盛り込まれるものではあるものの、営業者は再交渉をする権利を与えられるだけであり、その結果は確実ではない。したがって、営業者は現金を受領する無条件の権利を有することにはならず、このような特徴があったとしても、営業者は金融資産モデルを適用できない。

多くの支払いメカニズムには、サービスが基準に満たない場合の減額が含まれている。しかし、これは金融資産か無形資産かに関する契約の分析には影響しない（下記で詳しく説明している）。

4.2 金融資産モデル

営業者は、インフラ資産の建設に関連するサービス要素（建設サービス）と引換えに、委譲者から又は委譲者の指図で現金又は別の金融資産を受け取る無条件の契約上の権利を有する限りにおいて、金融資産を認識する*[IFRIC 12.16]*。このモデルの下では、建設サービスはIFRS第15号に従って会計処理される

[IFRIC 12.14]。念のためであるが、資産はサービス委譲契約に基づき委譲者によって支払われるすべての金額の割引現在価値で認識されるわけではない。営業者は、報告日までに実施した建設サービスについて資産を認識し、事後的に改修サービスについても同様に資産を認識することがある。資産の帳簿価額には、まだ実施していない将来のサービスや費用として会計処理する保守サービスを含めない。その他のサービスに対して営業者が受領する対価については、下記セクション5で解説している。

IFRIC第12号は、建設期間中、営業者に支払われる対価は、債権ではなく契約資産として分類されるとしている*[IFRIC 12.19]*。IFRS第15号は、営業者が対価を受け取る無条件の権利を有している場合にのみ、債権を認識するとしている。これが該当するのは、対価の支払期限が到来するまでに、時の経過だけが要求される場合のみである*[IFRS 15.108]*。顧客から支払いを受ける権利を獲得する前に、営業者がまず契約における別の履行義務を充足しなければならない場合、対価の権利は無条件とはならない。

弊法人のコメント

営業者は、支払いが将来の運営サービスの提供を条件としていない場合、また、その範囲内でのみ、IFRS第9号の適用対象となる債権を認識すべきであると我々は考えている。

サービス委譲契約で課される契約上のペナルティの性質上、実務において、建設サービスの対価として営業者に支払われる金額は、工事活動が完了した時点ではなく、契約上の他の履行義務を営業者が充足する期間にわたって、契約資産から債権へと振り替えられるのみである場合がある。ただし、契約上のペナルティの性質によっては、営業者が対価を受け取る無条件の権利を有し、したがって債権を認識する時点を識別するために判断が必要となる場合がある。

IFRS第15号は企業に「契約資産」又は「契約負債」という用語を使用することを要求していないが、財務諸表の利用者が、対価に対する無条件の権利（債権）と対価を受け取る条件付きの権利（契約資産）を明確に区別できるように、企業は十分な情報を開示する必要がある*[IFRS 15.109]*。契約資産と債権の区別の詳細については、第27章セクション10.1.1を参照されたい。

IFRS第9号は、当初認識時に、金融資産を公正価値（純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産については取引コストを加算した金額）で測定することを求めている*[IFRS 9.5.1.1]*。その結果、当該債権は公正価値で当初認識される。公正価値測定の説明については第14章を参照されたい。

弊法人のコメント

我々は、IFRS第9号に従って公正価値で債権の当初測定値を算定するのに使用する割引率は、支払期限までの時の経過及び取引先の信用リスクを考慮して決定されると考えている。割引率は、運営期間中に受領する支払いがペナルティの対象となるリスクを反映してリスク調整されない。

適切な割引率の決定、したがって債権の公正価値の測定には、重大な見積りの不確実性が伴う可能性がある。この場合、IAS第1号の第125項の開示要件を考慮する必要がある。

これは、「対価に対する無条件の権利がある場合、すなわち支払期限までに時の経過のみが必要な場合

にのみ、債権を認識する」というIFRS第15号の要求と整合的である[IFRS 15.108]。支払いに対する権利が営業者の将来の業績に左右される場合、営業者は対価に対する無条件の権利を有しておらず、したがって、債権ではなく契約資産を認識し続ける。金融資産の公正価値は市場金利の変動の影響を受ける。(多くのインフラ関連のプロジェクトでよく見られるように)建設又は改修活動に相当の時間がかかる場合、建設サービスの開始日から債権を当初認識する時点までに市場金利が変動し、IFRS第9号に従った債権の当初測定値と、IFRS第15号に従った契約資産の金額との間に差異が生じる可能性がある。また、IFRS第9号に従った公正価値が市場金利を基礎とするのに対して、IFRS第15号に従って契約資産の一部として認識される発生利息は、「契約開始時における企業と顧客との間での独立した金融取引に反映されるであろう割引率」[IFRS 15.64](すなわち、契約に固有の割引率)を用いて算定される。このことも、IFRS第15号に従って契約資産として認識される金額と、IFRS第9号に従った金融資産の当初測定値に差異が生じる原因となりうる。IFRS第15号は、IFRS第9号に従った金融資産の当初測定値と、それに対応するIFRS第15号に従って認識した収益の金額との間に差額があれば、費用として表示しなければならないと定めている[IFRS 15.108]。

IFRS第9号が定めているとおり、債権は事後的に、IFRS第9号の分類に応じて、償却原価、その他の包括利益を通じた公正価値、又は純損益を通じた公正価値で認識されることになる[IFRIC 12.24]。償却原価での測定には、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で金融資産を保有することを目的とするビジネスモデルに基づいて、債権が保有されることが必要であり、その契約上のキャッシュ・フローが、元本及び利息の支払いのみであることが求められる[IFRS 9.4.1.2]。基本的な貸付契約に関連していない、僅少とはみなせない程度のリスク又はボラティリティーに対するエクスポージャーを契約上のキャッシュ・フローにもたらす特性がある場合、その債権は償却原価で測定されない[IFRS 9.B4.1.7A, B4.1.18]。委譲者に対する債権の金額が償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値で会計処理される場合、実効金利法を使用して計算された利息収益が認識される[IFRIC 12.25]。金融資産の分類については、金融資産の分類については,『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第5章「金融商品:分類」セクション2で説明している。

営業者が認識した金融資産は、IFRS第9号の減損に関する規定の対象となる。IFRS第15号においても、契約資産に対しIFRS第9号に従った減損による評価が求められている[IFRS 15.107]。IFRS 第9号の減損規定については,『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第8章「金融商品:減損」で説明している。

建設フェーズで営業者に生じた借入コストは、金融資産モデルでは資産化できない[IFRIC 12.22]。

下記の設例4-2は、IFRIC第12号の設例1に基づいたものであり、金融資産モデルの適用方法について説明している。ただし、本設例が取り上げているのは実務でみられる多くの契約の1つにすぎず、複雑でない事実関係に基づいたものであることに注意しなければならない。適切な会計処理を決定するためには、自らのサービス委譲契約に関するすべての事実及び状況を企業が理解し評価することが重要である。

この設例では、営業者は、建設サービスが完了した後に債権を認識する。上述したように、IFRS第15号は、営業者が対価を受け取る無条件の権利を有している場合にのみ債権を認識することを求めているが、これに該当するのは、対価の支払期限までに時の経過以外に何も要求されない場合に限られる[IFRS 15.108]。この設例では、建設サービスの完了時にこのような状態になっているとの暗黙の仮定が含まれている。しかし、実務において必ずしもそうであるとは限らない。

設例 4-2: 金融資産モデル

表1 契約条件

契約条件により、営業者は、道路を建設（2年以内に竣工）し、一定の水準で8年間（すなわち、3年目から10年目）道路を保守及び運営することが求められる。また委譲条件により、営業者は、8年目の終了時点で、道路の再舗装をしなければならない。10年目の終了時点で契約は終了する。営業者が、建設サービス、運営サービス及び道路の再舗装の3つの履行義務を識別していると仮定する。営業者は、この義務を履行するために発生する原価を次のように見積る。

	年度	CU
建設サービス（年額）	1-2	500
運営サービス（年額）	3-10	10
道路の再舗装	8	100

契約条件により、委譲者は営業者に対し、一般の人々が道路を利用できるようにする対価として、3年目から10年目にかけて、毎年CU200を支払わなければならない。

この設例では、すべてのキャッシュ・フローは年末に発生すると仮定する。

表2 契約上の収益

営業者は、IFRS第15号に従って、契約上の収益を認識する。収益、すなわち、営業者が提供したサービスに対して委譲者から受け取ることができると見込む対価の金額は、履行義務が充足される時に（又は充足されるにつれて）認識される。

対価の合計金額（3年目から8年目までの各年につきCU200）は、建設サービス、運営サービス及び道路の再舗装の相対的な独立販売価格（重大な金融要素を考慮に入れる）の比率に基づいて、次のように履行義務に配分される。

	取引価格の配分（重大な金融要素の影響を含む）
	CU
建設サービス (a)	1,050
運営サービス(b)	96
道路の再舗装 (c)	110
合計	**1,256**
計算上の利率 (d)	年利6.18%

(a) 営業者は、予想原価に5% を加算した金額を参照して相対的な独立販売価格を見積る。

(b) 営業者は、予想原価に20% を加算した金額を参照して相対的な独立販売価格を見積る。

(c) 営業者は、予想原価に10% を加算した金額を参照して相対的な独立販売価格を見積る。

(d) 計算上の利率は、営業者と委譲者との間の金融取引に反映されるであろう利率であると仮定する。

金融資産

最初の2年間に、企業は、IFRS第15号に従って契約資産を認識し、契約における重大な金融要素を会計処理する。建設が完了した後は、委譲者に対する債権金額を、IFRS第9号に従って債権として会計処理する。

表3　契約資産／債権の測定

	CU
1年目の建設に対して支払われる金額	525
1年目の年末時点の契約資産 *	525
1年目の年末時点の契約資産に対する2年目の実効金利 (6.18% × CU525)	32
2年目の建設に対して支払われる金額	525
2年目の年末時点の債権	1,082
2年目の年末時点の債権に関する3年目の実効金利 (6.18% × CU1,082)	67
3年目の運営に対して支払われる金額 (CU10 × (1 + 20%))	12
3年目における現金収入	(200)
3年目の年末時点の債権	961

* キャッシュ・フローは 1 年目の年末時点で発生すると仮定しているため、1 年目には実効金利は生じない。

キャッシュ・フロー計算書、損益計算書及び貸借対照表の概要

この設例では、営業者は、当該契約に必要な資金を全額、借入金及び留保利益（利益剰余金）により調達・充当していると仮定する。営業者は、借入金残高に対し年利6.7%の利息を支払っている。キャッシュ・フロー及び公正価値が予測どおりとなる場合、契約期間における営業者のキャッシュ・フロー計算書、損益計算書及び貸借対照表は次のとおりとなる。

表4　キャッシュ・フロー計算書（CU）

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
収入	-	-	200	200	200	200	200	200	200	200	1,600
契約上のコスト (a)	(500)	(500)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(110)	(10)	(10)	(1,180)
借入コスト (b)	-	(34)	(69)	(61)	(53)	(43)	(33)	(23)	(19)	(7)	(342)
正味キャッシュ・インフロー（キャッシュ・アウトフロー）	**(500)**	**(534)**	**121**	**129**	**137**	**147**	**157**	**67**	**171**	**183**	**78**

(a)　表1

(b)　借入金の期首残高（表6）×6.7%

表5　損益計算書 (CU)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
収益	525	525	12	12	12	12	12	122	12	12	1,256
契約上のコスト	(500)	(500)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(110)	(10)	(10)	(1,180)
金融収益 (a)	-	32	67	59	51	43	34	25	22	11	344
借入コスト (b)	-	(34)	(69)	(61)	(53)	(43)	(33)	(23)	(19)	(7)	(342)
純利益	**25**	**23**	**-**	**-**	**-**	**2**	**3**	**14**	**5**	**6**	**78**

(a)　委譲者に対する債権の期首残高（表 6）× 6.18%

(b)　現金 /（借入金）（表 6）× 6.7%

表6　貸借対照表 (CU)

年度末	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
委譲者に対する債権金額 (a)	525	1,082	961	832	695	550	396	343	177	-
現金／（借入金）(b)	(500)	(1,034)	(913)	(784)	(647)	(500)	(343)	(276)	(105)	78
純資産	**25**	**48**	**48**	**48**	**48**	**50**	**53**	**67**	**72**	**78**

(a)　委譲者に対する債権の期首残高に、期中に稼得した収益及び金融収益（表5）を加算し、期中の現金収入を減算（表4）

(b)　借入金の期首残高＋年間の正味キャッシュ・フロー（表4）

4.3　無形資産モデル

金融資産モデルが適用されない場合（すなわち、現金又はその他の金融資産に対する無条件の契約上の権利が存在しない場合）、営業者の建設サービスに対する対価は、無形資産として扱われることになる[IFRIC 12.15]。金融資産モデルと同様、物理的なインフラ資産は委譲者が支配しているため、営業者は有形固定資産項目を計上することはできない[IFRIC 12.11]（上記セクション3を参照）。したがって、解釈指針委員会は、営業者が公共サービスの利用者に対して料金を請求できる権利（たとえば、道路や橋の通行料を徴収する権利）は無形資産の定義を満たしており、IAS第38号に従って会計処理されるものであると結論付けている。すなわち、これを建設サービスと交換で「購入した」ライセンスとみるわけである[IFRIC 12.17]。

対価は、建設又は改修期間中は契約資産に分類され[IFRIC 12.19]、建設又は改修に対する収益がIFRS第15号に従って認識される[IFRIC 12.14]。

無形資産モデルでは、建設期間中の借入コストは資産化しなければならない[IFRIC 12.22]。しかし、前述のようにIFRIC第12号は、建設期間中の対価を無形資産ではなく契約資産に分類することを求めている[IFRIC 12.19]。解釈指針委員会は2019年3月、一定の期間にわたり収益が認識される建築物に係る借入コストの資産化に関するアジェンダ決定を公表した。解釈指針委員会は、アジェンダ決定の中で、検討した特定の事実パターンにおいて、契約資産の意図した使用が、それが可能となるまでに相当の期間を要する

使用に該当しないため、契約資産は適格資産ではないと指摘した。[23] IAS第23号は、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当な期間を要する資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストを資産化することを要求している *[IAS 23.8, IAS 23.5]*。無形資産モデルでは建設フェーズ中の利息を資産化するというIFRIC第12号の要求に、今回のアジェンダ決定との間には対立関係があると主張する人がいるかもしれない。

弊法人のコメント

我々は、上述の2019年3月のアジェンダ決定は、無形資産モデルの下では建設期間中に借入コストを資産化しなければならないというIFRIC第12号第22項の要求を覆すものではないと考えている。

IFRIC第12号は、建設期間又は改修期間中は対価を契約資産として分類することを要求しているが、IFRIC第12号の設例2(これは、以下の設例4-3及びセクション5.2の設例5-2で再掲されている)では、建設フェーズ中、契約資産は無形資産として表示されることが示されている*[IFRIC 12.IE15]*。

また、IFRIC第12号では、無形資産モデルを適用する結果、必然的に、営業者が建設サービスと引換えに無形の権利を取得する交換取引が行われることになる、と述べられている*[IFRIC 12.BC32]*。当該取引は、異種資産どうしの交換取引に該当することから、IFRS第15号に従い収益を認識しなければならない。すなわち、収益の認識は、譲受資産の公正価値を合理的に見積ることができない場合を除き、譲受資産の公正価値に基づくこととなる*[IFRIC 12.BC33, IFRS 15.66, IFRS 15.67]*。すなわち、営業者は、受領する無形資産の公正価値と、建設サービスの独立販売価格のいずれかを測定しなければならない*[IFRS 15.67]*。

IAS第38号によると、無形資産の償却は、当該資産が使用可能となった時点、すなわち、当該資産が経営者の意図した方法で稼働可能となるのに必要な場所及び状態に置かれた時に開始する*[IAS 38.97]*。

弊法人のコメント

工事が完了し、収益を上げるために建設サービスと交換で受け取ったライセンスを営業者が使用できるようになれば、建設サービスと引き換えに営業者が認識した無形資産の償却は開始される可能性が高いと我々は考えている。

以下の設例では、IFRIC第12号の設例2に基づき、営業者は提供される建設サービスの独立販売価格を参照して無形資産の公正価値を決定している。上記の設例4-2と同様に、この比較的単純な例は、実務でみられる多くの契約の1つにすぎないことに注意しなければならず、企業は、適切な会計処理を決定するためには自らのサービス委譲契約に関する事実及び状況を理解し評価することが重要である。

設例 4-3: 無形資産モデル－建設資産の計上

契約条件

契約条件により、営業者は、道路を建設（2年以内に竣工）し、一定の水準で8年間（すなわち3年目から10年目）道路を保守及び運営することが求められる。また契約条件により、営業者は、当初の表面が劣化し、一定水準以下となったときに、道路の再舗装が求められる。営業者は、8年目の年末時点で再舗装を実行しなければならないと見積っている。10年目の年末でサービス契約は終了する。営業者は、この義務を履行するために発生する原価を次のように見積る。

表1　契約上のコスト

	年度	CU
建設サービス（年額）	1-2	500
運営サービス（年額）	3-10	10
道路の再舗装	8	100

契約条件により、営業者は、道路を使用するドライバーから料金を受け取ることが認められる。営業者は、車量通行台数は契約期間にわたり一定であり、3年目から10年目の各年につき、CU200の通行料を受け取ると予測している。

この設例では、すべてのキャッシュ・フローは年末に発生すると仮定する。

無形資産

営業者は、無形資産（すなわち、3年目から10年目にかけて道路利用者から通行料を受け取る権利）と引換えに、委譲者に建設サービスを提供する。営業者は、IFRS第15号に従ってこの現金以外の対価を公正価値で測定する。この場合、営業者は引き渡される建設サービスの独立販売価格を参照して、公正価値を間接的に決定する。

契約の建設フェーズの期間においては、営業者の契約資産（建設サービスの提供に対して支払いを受ける権利を累積したものを意味する）は無形資産（インフラ資産の利用者に課金するライセンス）として表示される。営業者は、建設サービスの独立販売価格を、工事原価の予想額に5%のマージンを加算した金額と見積る。これは、市場参加者が建設サービスの提供及び工事原価に関するリスクの引受けに対する報酬として要求するであろう利益率と整合的であると営業者が判断しているものである。営業者は、IAS第23号の要求に従い、見積利率6.7%で建設フェーズ中の借入コストも資産化する。

表2　無形資産の当初測定

	CU
1年目の建設サービス（CU500 × (1 + 5%)）	525
借入コストの資産化	34
2年目の建設サービス（CU500 × (1 + 5%)）	525
2年目の年末時点の無形資産	1,084

無形資産は、営業者による使用が可能と見込まれる期間、すなわち3年目から10年目にわたり償却する。この場合、経営者は、無形資産の償却可能金額（CU1,084）を定額法で配分することが適切と判断する。したがって、年間の償却費用は、CU1,084を8年で除した値、すなわち1年当たりCU135となる。

建設費用及び収益

営業者はIFRS第15号に従って建設サービスを会計処理する。収益は受領した又は受領する現金以外の対価の公正価値で測定する。したがって、1年目と2年目のそれぞれについて、CU500の建設費用、CU525の建設収益（費用に5%を加算）、それによる建設利益CU25を純損益に認識する。

通行料収益

道路の利用者は、公共サービスを受ける、すなわち道路を利用すると同時に、公共サービスに対して支払いを行う。したがって営業者は、通行料を受け取ったときに通行料収益を認識する。

本設例のサービス委譲契約における運営フェーズの会計処理については、下記セクション5.2の設例5-2で説明する。

4.3.1 無形資産の償却

無形資産は、その後IAS第38号に従って会計処理され*[IFRIC 12.26]*、当初（すなわち、交換取引後）測定される金額がその取得原価となる*[IAS 38.45]*。無形資産の原価は、「資産の将来の経済的便益を企業が消費すると予測されるパターン」を反映した方法により、耐用年数にわたって規則的に償却される*[IAS 38.97]*。すなわち、IAS第38号で認められている方法（定額法、定率法又は生産高比例法）が利用可能である*[IAS 38.98]*。IAS第38号の規定については、第17章「無形資産」で詳しく説明している。なお、利息法による償却は禁止されている*[IFRIC 12.BC65]*。

解釈指針委員会は、一定の状況では生産高比例法が適切な場合があることを明確化した。2006年3月に公表されたIFRICアップデートでは、生産高比例法が認められていないという印象を避けるため、公開草案D14 Service Concession Arrangements - The Intangible Asset Model（サービス委譲契約－無形資産モデル）に対する結論の根拠を改訂したと述べられている。[24] 生産高比例法では資産運営の初期段階の償却額が少額になるのではないかとの懸念が残っていたため、IAS第38号自体が修正され、そのような結果となる可能性のある方法を推奨しない旨の記述が削除された。[25] これにより、償却パターンがどのようなものになろうとも、それが最も適切な償却方法である場合には、どのような償却方法も禁止されないことが明確にされた。

生産高比例法は一般に、有料道路や橋梁の場合に検討される。サービス委譲契約により定められた一定の利用者数に対してのみ料金を請求する権利があるような場合には、当然に当該方法が適切となるであろう。また、委譲期間中に特定の道路を使用する可能性のある車両の数など、ユーザー数の見積りを基礎として適用されることも考えられる。

償却方法に関して残る論点は、資産から創出される収益に基づく償却方法が認められるのかどうかという

ものであるが、これは耐用年数が有限の無形資産について「経済的便益の消費」の意味をどのように捉えるかによる。IAS第38号には無形資産の使用を含む活動から生じると期待される収益に基づく償却方法は適切ではないとする反証可能な推定が含まれている。これはそうした方法には、一般的に資産に具現化された経済的便益の消費と直接関連しない要因が反映されるためである*[IAS 38.98A]*。この点については、第17章セクション9.2.2を参照されたい。

下記の設例4-4では、サービス委譲契約に関する償却を収益に基づき行うことにより生じる歪みを示している。

ただし、IASBは、以下のいずれかの「限定的な状況」において、無形資産の償却を収益に基づき行うことができるとしている*[IAS 38.98A]*。

- 無形資産に具現化された権利が収益の測定値として表現されている場合
- 収益と経済的便益の消費との相関が高いことが立証できる場合

IASBは、この「相関が高い」の意味を定めていないが、無形資産が「収益の測定値として表現されている」ような状況と説明している。「相関が高い」とされるのは、収益に基づく償却方法による償却額が、IAS第38号が認める他の方法のいずれかを用いた場合の償却額と同じと予想される場合に限られるであろう。たとえば、収益が資産の予想耐用年数にわたって均等に稼得される場合、償却パターンは定額法に類似すると考えられる。

弊法人のコメント

一定の単価ですべての生産物が販売されるような状況では、収益ベースの償却パターンは生産高比例法を用いた場合と同じになるであろう。しかし、単価が一定ではない場合、収益に基づく償却方法では類似の結果が得られないため、それを使用するのは適切ではないということになる。

以下の設例では、単位当たり価格が一定でない場合、収益に基づく償却方法と生産高比例法がどのように異なるのかを示している。

設例 4-4: 産出量ベースの償却と収益ベースの償却（価格が変動する場合）

Z社は、有料橋に関する25年のサービス委譲契約を締結する。Z社は200億円の無形資産を認識しており、当該有料橋について、1年当たり100,000台の使用を見込んでいる。通行料は当初、1台10千円であるが、サービス委譲契約の条件に基づき、5年ごとに10%引き上げることが認められている。これに基づくと、生産高比例法による償却パターンと収益ベースの償却パターンは以下のようになる。

	台数	生産高比例法による償却費	収益	収益ベースの償却費
		千円	千円	千円
1-5年目	500,000	4,000,000	5,000,000	3,276,000
6-10年目	500,000	4,000,000	5,500,000	3,604,000
11-15年目	500,000	4,000,000	6,050,000	3,964,000
16-20年目	500,000	4,000,000	6,655,000	4,360,000
21-25年目	500,000	4,000,000	7,320,500	4,796,000
合計	2,500,000	20,000,000	30,525,500	20,000,000

上記の設例では、資産の消費水準は一定であると予想されているにもかかわらず、収益ベースの償却方法を採用した場合、資産の使用期間の後半になるまで償却は繰り延べられることになる。この歪みは、無形資産の使用に関する要因ではなく価格の上昇によって生じる。

IASBは、収益が「無形資産に固有の支配的な限定要因」である場合に、収益ベースの償却の使用を認めている*[IAS 38.98C]*。つまり、たとえば年数や生産単位数ではなく、収益が資産の耐用年数を決定する場合である。

稼得した収益を無形資産の消費の尺度とみなすことが可能な場合として、IASBは以下の2つの例を示している*[IAS 38.98C]*。

(a) 契約によって、金の販売による収益の累計がCU20億に達するまで、鉱山から金を採掘することが認められている場合

(b) 有料道路を運営する権利が、課された料金の累計額に基づき生み出される収益の固定された合計額を基礎としている場合

(b)の例には、上記セクション4.1.2で取り上げたサービス委譲契約が該当する。このケースでは、営業者は有料橋に関する委譲契約を締結するが、当該契約上、営業者は、事前に合意されたインフラ資産のための支出に対して6%の利益を確保するまで、利用者又は委譲者から収益を回収することが認められており、6%に達した時点で契約は終了する。上記セクション4.1.2で説明しているように、営業者が需要リスクを負担し、収益目標に達しない可能性があることから、この権利は無形資産として会計処理される。この場合、営業者は、合計収益に対する収益累計額の割合に基づき償却額を計算することができる。

償却方法の選択は判断の問題である。下記の開示例は、ENGIE社の会計方針の抜粋である。ここでは、

無形資産を主に定額法で償却していると説明されている。

開示例 4-1: ENGIE 社 (2022 年)　フランス

2022 年経営者報告書及び年次連結財務諸表（抜粋）

03 連結財務諸表の注記（抜粋）

注記 13 固定資産（抜粋）

13.2 無形資産（抜粋）

会計基準（抜粋）

償却

無形資産は、資産に具現化される将来の経済的便益の予想消費パターンに基づき償却しております。償却は、以下の耐用年数に基づき、主に定額法により計算しております。

	耐用年数	
主な償却期間（年数）	最低	最高
事業運営権	10	30
顧客ポートフォリオ	3	20
その他の無形資産	1	50

耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、毎期減損テストを実施しています。

4.3.2 建設フェーズ中の減損テスト

上記セクション4.3で述べたように、IFRS第15号では、営業者は建設フェーズ中において、委譲者から与えられた対価を契約資産に分類することが求められている*[IFRIC 12.19]*。契約資産は、IFRS第9号の減損の要求事項の対象となる*[IFRS 15.107]*。

弊法人のコメント

契約資産は債権又は現金ではなく、無形資産の形態で実現されると見込まれることから、営業者は契約資産の減損テストをどのように行うかの決定にあたり、判断の行使が必要となる可能性がある。これには、契約資産の予想信用損失を算定するために、権利を有する原資産の価値をキャッシュ・フローの代替として使用できるかどうか、またそれをどのように使用するかについての検討が含まれる可能性がある。

IFRS第9号の減損の要求事項については『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第8章で、IFRS第9号における金融資産の分類については『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第5章セクション2で説明している。

4.4 2 つのモデルにおける収益認識の意味

IFRIC 第 12 号からの抜粋	
12	本解釈指針の範囲に含まれる契約上の取決めの条件の下では、営業者はサービスの提供者の役割を果たす。営業者は、公共サービスの提供のために使用される社会基盤を建設又は改修し（建設又は改修サービス）、一定期間の間、当該社会基盤を運営及び保守する（運営サービス）。

IFRIC第12号は、営業者は、履行したサービスについてIFRS第15号に従って収益を認識して測定することを求めている*[IFRIC 12.13]*。

対価の性質（つまり、金融資産、無形資産、又は両者の組合せ）によって、運営フェーズで収益をどのように認識するかが決定されるが*[IFRIC 12.13]*、どちらのモデルでも、建設サービス又は改修サービスに対して営業者が認識する収益は同じであり、これらの建設サービスの公正価値と等しい。

それにもかかわらず、この2つのモデルは、運営フェーズでの収益の測定方法に大きな違いがある。金融資産モデルの下では、サービス委譲契約期間にわたる収益総額は、当該契約に基づくキャッシュ・インフロー合計と同じになる。一方、無形資産モデルの下では、無形資産の公正価値を収益として認識するため、このモデルを用いて測定する収益総額はこの金額の分だけ高くなる。2つのモデルに関しては、以下のような単純な設例で説明することができる。

設例 4-5: 金融資産モデル及び無形資産モデルの下での収益

営業者が、工事原価CU100で道路を建設する。工事利益はCU10で、委譲期間にわたるキャッシュ・インフローの合計はCU200である。契約に重大な金融要素は存在しないと仮定する。

金融資産モデルでは、営業者は、工事収益CU110及び債権CU110を認識する。将来キャッシュ・インフローCU200のうち、CU110は債権の回収に充当され、残りCU90はサービス期間にわたり収益として認識される。よって、収益の合計はCU200となる。

無形資産モデルでは、営業者は、工事収益CU110及び無形資産CU110、工事利益CU10を認識する。無形資産CU110は、サービス期間にわたり収入CU200（このケースでは利用者から受領することになる）に対して償却していくことになる。純額ベースであれば金融資産モデルと同額になるが、収益の総額はCU200ではなくCU310となる。

上記の結果には、大いに議論の余地があったといえるだろう。実際に、2004年9月のIFRICアップデートでも、「解釈指針委員会のメンバーの大半は、この結果に満足していない」旨の記述がある。[26] しかし、解釈指針委員会は、これが当該契約に対する適切な会計基準の適用を示したものであり、一般的な交換取引の処理と整合するとの考えを支持した*[IFRIC 12.BC35]*。もっとも、交換取引が契約上の重要な要素となっているような業種は他に存在しない。

4.5 「分離処理」-単一の契約に金融資産と無形資産の両方が含まれるケース

解釈指針委員会は、一定の状況においては、営業者のキャッシュ・フローに対する権利を金融資産と無形資産に分ける必要があると結論付けた*[IFRIC 12.18]*。2006年3月のIFRICアップデートでは、「この変更により、改訂案は、委譲契約の経済的実態をより忠実に反映することになる。すなわち、営業者が建設サービスについて委譲者から又は委譲者の指図で現金を受領する契約上の権利を取得する場合には、その範囲で営業者は金融資産を認識し、営業者が利用者に料金を請求する認可(ライセンス)のみを受ける場合には、その範囲で営業者は無形資産を認識することになる」と述べられていた。[27]

この点に関し、IFRIC第12号の結論の根拠では、より多くの理由及び潜在的影響について述べられている。契約によっては、プロジェクトから生じるキャッシュ・フローにより営業者の投下資本を十分に回収できないリスク(需要リスク)が存在し、契約の両当事者がこのリスクを分担することもある。このような事態を発生させる一般的なメカニズムは、委譲者が一部を金融資産で支払う(すなわち、委譲者が提供されたサービスに対して現金を支払う)一方で、営業者に対してサービスの料金を徴収する権利を与える(すなわち、営業者が無形資産を保有する)というものである。このような場合には、営業者のインフラ資産が金銭によって保証されている部分を金融資産に、残りを無形資産に区分する*[IFRIC 12.18, IFRIC 12.BC53]*。

これは、交通機関サービスの委譲(たとえば、一部が委譲者からの助成金により、一部が利用料金により支払われる鉄道システム)において、一般的である。これにより、難しい判断を要求されることになる。契約のどの部分が金融資産であり、2つの資産の境界がどこにあるのかが明確ではないケースが存在するためである。

次の設例は、IFRIC第12号の設例3に基づいたものであり、企業がどのように分離モデルに基づいてサービス委譲契約を会計処理すべきかを示している。上記の設例4-2及び4-3と同様に、この設例は、実務でみられる多くの契約の1つにすぎないことに注意しなければならず、企業は、適切な会計処理を決定するためには自らのサービス委譲契約に関する事実及び状況を理解し評価することが重要である。この設例では、営業者は、建設サービスが完了した後に、債権及び無形資産を認識する。上記セクション4.2で述べたように、IFRS第15号は、営業者が対価を受け取る無条件の権利を有している場合にのみ債権を認識することを要求しているが、これに該当するのは、対価の支払期限までに時の経過以外に何も要求されない場合に限られる*[IFRS 15.108]*。したがって、この設例では、建設サービスの完了時にこのような状態になっているとの暗黙の仮定が含まれている。しかし、実務において必ずしもそうであるとは限らない。

設例 4-6: 分離モデル

契約条件

契約条件により、営業者は、道路を建設(2年以内に竣工)し、一定の水準で8年間(すなわち3年目から10年目)道路を保守及び運営することが求められる。また契約条件により、営業者は、当初の表面が劣化し、一定水準以下となったときに、道路の再舗装が求められる。営業者は、8年目の年末時点で再舗装を実行しなければならないと見積っている。10年目の年末時点でサービス契約は終了する。営業者は、この義務を履行するために発生する原価を次のように見積る。

表1　契約上のコスト

	年	CU
建設サービス（年額）	1-2	500
運営サービス（年額）	3-10	10
道路の再舗装	8	100

営業者は、建設サービスに関する対価を、当該サービスの独立販売価格（予想原価に5%をプラスした金額）を参照してCU1,050と見積る。契約条件により、営業者は、道路を使用するドライバーから料金を受け取ることが認められる。さらに、委譲者は、営業者に対して、最低金額CU700と、現金を受け取る時期を反映させるために6.18%という一定の利率による利息を保証する。営業者は、車量通行台数は契約の期間にわたり一定であり、3年目から10年目の各年につき、CU200の通行料を受け取ると予測している。すべてのキャッシュ・フローは年末に発生する。

契約の分割

サービスに関して委譲者から現金を受け取る契約上の権利と、公共サービスに関して利用者に課金する権利は、IFRSの下では2つの別個の資産として扱わなければならない。したがってこの契約では、建設フェーズの間の営業者の契約資産を、2つの構成要素（保証された金額に基づく金融資産の要素と、残りの無形資産）に分割しなければならない。建設サービスが完了した時点で、契約資産のこの2つの構成要素は、それに応じて金融資産及び無形資産として分類され測定されることになる。

表2　営業者が受け取る対価の分割

年度	合計	金融資産		無形資産
1年目の建設サービス	525	350		175
2年目の建設サービス	525	350		175
建設サービスの合計	1,050	700		350
	100%	**67%**	(a)	**33%**
債権に対する6.18%の利率による金融収益（表3を参照）	22	22		-
資産化された借入コスト（1年目及び2年目に支払われる利息×33%）（表7を参照）	11	-		11
営業者の対価の公正価値の合計	**1,083**	**722**		**361**

(a)　建設サービスのうち、委譲者により保証される金額の割合

金融資産

最初の2年間に、企業は、IFRS第15号に従って契約資産を認識し、契約における重大な金融要素を会計処理する。建設が完了した後は、建設サービスと交換に委譲者から支払われる金額又は委譲者の指図により支払われる金額は、IFRS第9号に従って債権として会計処理する。本設例では、建設フェーズ中に市場金利の変動はなかったものとする。

表3　契約資産/債権の測定

	CU
契約資産/債権の測定契約資産に配分される1年目の建設サービス	350
1年目の年末時点の契約資産	**350**
契約資産に配分される2年目の建設サービス	350
1年目の年末時点の契約資産に対する2年目の利息 (6.18% × CU350)	22
2年目の年末時点の債権	**722**
2年目の年末時点の債権に対する3年目の利息(6.18% × CU722)	45
3年目の現金収入（表5を参照）	(117)
3年目の年末時点の債権	**650**

無形資産

IAS第38号に従い、営業者は、無形資産を原価、すなわち受け取ったか又は受け取る対価の公正価値で認識する。契約の建設フェーズの期間においては、営業者の契約資産のうち、建設サービスの提供に対して保証された金額を超えて支払いを受ける権利を累積したものを表す部分は、インフラ資産の利用者に対する課金を認めるライセンスを受け取る権利として表示される。営業者は、建設サービスの独立販売価格を、工事原価の予測額に5%をプラスしたものに等しいと見積る。これは、市場参加者が建設サービスの提供及び工事原価に関するリスクの引受けに対する報酬として要求するであろう率と整合的であると営業者が判断しているものである。また、営業者は、IAS第23号に従って、建設フェーズの期間において6.7%で見積られた借入コストを資産化するものと想定する。

表4　無形資産の当初測定

	CU
1年目の建設サービス	175
借入コスト（1年目及び2年目に支払われる利息×33%）（表7を参照）	11
2年目の建設サービス	175
2年目の年末時点の無形資産	**361**

IAS第38号に従い、無形資産は、営業者による使用が可能と見込まれる期間、すなわち3年目から10年目にわたり償却する。無形資産の償却可能金額（借入コストを含むCU361）は、定額法で配分される。したがって、年間の償却費は、CU361を8年で除した値、すなわち1年当たりCU45となる。

収益及び原価

営業者は、金融資産及び無形資産と引換えに、委譲者に建設サービスを提供する。金融資産モデルと無形資産モデルのいずれにおいても、営業者は建設サービスをIFRS第15号に従って会計処理する。したがって、1年目と2年目のそれぞれにおいて、CU500の工事原価とCU525の工事収益を純損益に認識する。

通行料収益

道路の利用者は、公共サービスを受ける、すなわち道路を利用すると同時に公共サービスに対して支払いを行う。この契約の条件の下では、キャッシュ・フローは金融資産と無形資産に比例して配分されるため、営業者は、通行料からの収入を金融資産の返済と無形資産から稼得される収益に配分する。

表5　通行料収入の配分

年度	CU
委譲者からの保証された収入	700
金融収益（表8を参照）	237
合計	**937**
金融資産に対応する、1年当たりの現金の回収額（CU937 ／ 8年）	117
無形資産に帰属する収入（CU200×8年−CU937）	663
無形資産からの1年当たりの収入（CU663 ／ 8年）	83

再舗装の義務

営業者が再舗装を行う義務は、運営フェーズ中の道路の利用の結果として生じる。再舗装の義務は、IAS第37号に従い、認識及び測定される。すなわち、報告期間の末日時点の現在の義務を決済するために必要となる支出の最善の見積りにより測定される。営業者の契約上の義務は、任意の日において現在の義務を決済するのに必要な支出の最善の見積額であり、その日までに道路を利用した車両の台数に比例し、毎年CU17増加すると仮定する。営業者は、IAS第37号に従い、引当金を現在価値に割り引く。各期間の純損益に認識される費用は次のとおりとなる。

表6　再舗装の義務　（単位：CU）

年度	3	4	5	6	7	8	合計
各年度に生じる債務（CU17を6%で割り引く）	12	13	14	15	16	17	87
時間の経過によって生じる過年度の引当金の増加	0	1	1	2	4	5	13
純損益に認識される費用の合計	**12**	**14**	**15**	**17**	**20**	**22**	**100**

キャッシュ・フロー計算書、損益計算書及び貸借対照表の概要

この設例では、営業者は、当該契約に必要な資金を全額、借入金及び留保利益（利益剰余金）により調達・充当していると仮定する。営業者は、借入金残高に対し年利6.7%の利息を支払っている。キャッシュ・フロー及び公正価値が予測どおりとなる場合、契約期間における営業者のキャッシュ・フロー計算書、損益計算書及び貸借対照表は次のとおりとなる。

表7　キャッシュ・フロー計算書　（単位：CU）

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
収入	-	-	200	200	200	200	200	200	200	200	1,600
契約上のコスト (a)	(500)	(500)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(110)	(10)	(10)	(1,180)
借入コスト (b)	-	(34)	(69)	(61)	(53)	(43)	(33)	(23)	(19)	(7)	(342)
正味キャッシュ・インフロー（キャッシュ・アウトフロー）	**(500)**	**(534)**	**121**	**129**	**137**	**147**	**157**	**67**	**171**	**183**	**78**

(a)　表1

(b)　借入金の期首残高（表9）×6.7%

表8　損益計算書　（単位：CU）

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
工事収益	525	525	-	-	-	-	-	-	-	-	1,050
運営サービスに配分される収益	-	-	83	83	83	83	83	83	83	83	663
金融収益 (a)	-	22	45	40	35	30	25	19	13	7	237
償却費	-	-	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(46)	(361)
再舗装費用	-	-	(12)	(14)	(15)	(17)	(20)	(22)	-	-	(100)
工事原価	(500)	(500)	-	-	-	-	-	-	-	-	(1,000)
その他の契約上のコスト (b)	-	-	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(80)
借入コスト (c)（表 7）	-	(23)	(69)	(61)	(53)	(43)	(33)	(23)	(19)	(7)	(331)
純利益	**25**	**24**	**(8)**	**(7)**	**(5)**	**(2)**	**-**	**2**	**22**	**27**	**78**

(a)　債権に係る利息

(b)　表1

(c)　2 年目に関しては、借入コストは無形資産に資産化された金額を控除した金額で表示している（表4参照）

表9　貸借対照表　（単位：CU）

年度末	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
債権 (a)	350	722	650	573	491	404	312	214	110	-
無形資産 (a)	175	361	316	271	226	181	136	91	46	-
現金／（借入金）(b)	(500)	(1,034)	(913)	(784)	(647)	(500)	(343)	(276)	(105)	78
再舗装の義務	-	-	(12)	(26)	(41)	(58)	(78)	-	-	-
純資産	**25**	**49**	**41**	**34**	**29**	**27**	**27**	**29**	**51**	**78**

(a)　資産は、工事が完了するまで、1年目及び2年目の契約資産である

(b)　借入金の期首残高＋年間の正味キャッシュ・フロー（表7）

上記の設例は、道路を再舗装する営業者の契約上の義務は、IAS第37号に基づき認識及び測定されることを示している。運営フェーズ中に生じる保守費用の会計処理については、下記セクション5.2を参照されたい。

4.6 残余持分の会計処理

サービス委譲契約におけるインフラ資産が耐用年数全体にわたり使用される場合（これはIFRIC第12号の適用対象となる。上記セクション3.2を参照）を除き、契約の終了時点では、委譲者が支配する残余持分が生じることになる。委譲者が残余持分をどのように支配するかは、営業者による残余持分の会計処理に影響を及ぼす。営業者が、インフラ資産の残余持分に関し、現金（又は他の金融資産）を受け取る無条件の契約上の権利を有する場合、この権利は金融資産であり、これは、対価を計算する際の基礎には影響されない。

サービス委譲契約期間終了時点のインフラ資産に対する残余持分に関しては、以下のようにさまざまな取決めが数多く存在する。委譲者は以下を通じて残余持分を支配する場合がある。

(a) 価格条件（公正価値、正味帳簿価額、名目金額又はゼロ）にかかわらず、営業者からインフラ資産を購入する義務

(b) (a)に類似する条件に基づき資産を取得するオプション

(c) 他の権利（たとえば、委譲者、あるいは委譲者の指図により支払いが行われるかどうかに関わらず、営業者に延長期間を与える、あるいは資産を引き受ける新しい営業者を選ぶかのいずれかにより、当初のサービス委譲契約の終了時点で残余持分を運営する者を決定する権利）

(d) 委譲者は、資産を取得するオプションを有しているが、委譲者が当該オプションを行使しない場合には営業者が資産を保持できる。

委譲者のオプション及び残余持分に対する支配の影響については、上記セクション3.2で説明している。

契約終了時の取決めが上記(a)に該当する場合、営業者は現金を受け取る無条件の 契約上の権利を有していることになる。営業者は、金融資産を当初公正価値で認識し、その後、IFRS第9号に基づく適切な分類に従って会計処理する（上記セクション4.2を参照）。金融資産がIFRS第9号に従って償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合、利息は実効金利法を用いて計算される。契約の終了時点で、残余持分に係る金融資産は、営業者が受領する金額の最善の見積りで計上される。

上記(b)のように委譲者が他の取決めを定める権利も有する場合、営業者が現金を受け取る無条件の権利（すなわち、金融資産）を有することになるのは、委譲者が（契約を失効させたり、当該資産を引き受ける新たな当事者を選定したりすることによって）営業者の委譲契約への関与を終了させ、その結果として営業者への支払いが生じる場合に限られる。委譲者が、委譲契約期間の延長を認めることにより現金を支払う義務を回避できる場合には、営業者は無形資産を有する。そのような延長権は、委譲契約期間の決定にあたって考慮する必要があろう。

取決めが上記(c)で説明されている種類に該当する場合、営業者の残余持分は金融資産とはならない。また、営業者は有形固定資産に対する残余持分も有しない。というのも、これはIFRIC第12号の適用対象となる取決めであり、企業は原資産の全部又は一部を認識することはできないからである*[IFRIC 12.11]*。営業者がとりうる唯一の方法は、現金又は資産に対する残余持分を受領する無形の権利を認識することである。残余持分が金融資産に該当する場合とは対照的に、営業者がサービス委譲期間にわたって、当該権利の価値を、契約の終了時点で受領する金額の最善の見積りで再評価できる可能性は非常に低い。というのは、IAS第38号は、無形資産の再評価モデルの適用を非常に限定的な状況でのみ認めているからである（第

17章セクション8.2を参照)。

弊法人のコメント

営業者は、建設サービスにどのモデルを適用しているかに関係なく、契約上の権利に基づき、金融資産又は無形資産として残存持分を会計処理しなければならない。これは、IFRIC第12号第15項での規定及び下記セクション5.1で説明している改修 サービスに関する明示的な規定と類似している。

下記セクション5.1で説明しているように、IFRIC第12号では、企業はIFRS会計基準に従って改修サービスを会計処理するとしており、これは、改修サービスを、適用される会計処理モデルを含む建築サービスに関してどのような決定がなされたかにかかわらず、当該サービスの提供に関連する契約条件に基づき収益が認識されなければならないことを意味している*[IFRIC 12.14]*。我々は、同じ原則が営業者の残余持分の会計処理にも適用されると考える。そのため、建設サービスの大半について無形資産を認識した企業であっても、残余持分について金融資産を認識しなければならない場合がある(その逆の場合もありうる)。この会計処理は、金融資産が、インフラ資産全体に対して受領する対価の一部ではなく、インフラ資産に対する残余持分にのみ対応するという点を除き、上記セクション4.5で説明している分離処理の一種である。残余持分に対する権利は、契約に基づき受領する対価を計算する際に考慮される。

契約終了時の取決めは複雑な場合があるため、その影響が十分に把握されるよう留意しなければならない。

設例 4-7: 契約終了時において現金を受領する契約上の権利

サービス委譲契約の事実関係は、上記の設例3-1と同じとする。サービス委譲期間の終了時点で、委譲者は、インフラ資産に関して契約に基づき算定された正味帳簿価額を支払うか、競争入札により新しいサービス委譲契約を認めることを決定する(この場合、現在の営業者は除外される)。委譲者が後者を選択する場合、営業者は、以下のうちいずれか低い方の金額を受け取ることができる。

(a) 契約に基づき算定されたインフラ資産の正味帳簿価額

(b) 新規契約を獲得するための競争入札手続から生じる受取金

営業者は、競争入札に参加することはできないが、新しいサービス委譲期間を締結することができる。ただし、そのためには競争入札での最も有利な条件と同じ条件を提示しなければならない。営業者は委譲者に対して、上記(b)の最も有利な価格が上記(a)の金額を上回った額を支払わなければならない。入札価格が(a)を下回る場合、営業者は(a)と入札価格の差額に相当する額の払戻しを受ける。

この契約において、営業者は、金融資産として認識される現金を受領する契約上の権利を有する。営業者は、(a)と(b)のどちらか低い方の金額を受領する権利を有する。営業者は、新規サービス委譲契約の価格の一部又は全部を決済するために、現金を受領する権利を使用することを選択できるが、これは現金に対する権利を有するという事実に影響しない。金融資産の契約上のキャッシュ・フローは元本と利

息の支払のみを表すものではないため、金融資産は当初は公正価値で測定され、その後、純損益を通じて公正価値で測定される*[IFRS 9.4.1.2]*。IFRS第9号に基づく金融資産の分類については、『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第5章セクション2で説明している。

上記の設例は、現金を受領する契約上の権利の公正価値の計算は、インフラ資産の契約終了時点の正味帳簿価額や契約の当事者に与えられるオプションなど、さまざまな見積りを考慮しなければならないため、複雑になりうることを示している。

4.7 営業者から委譲者への契約上の支払いの会計処理

契約の多くは、企業に対して、委譲契約期間中に委譲者に支払いを行うことを要求している。これらの支払いは、主に2つの形態を取る。

(a) 以下を含む、有形固定資産の使用に関連する支払い
  (i) 委譲契約により要求されるサービスを提供するために、(電車やバスなどの)資産を利用させてもらうための委譲者又は第三者への支払い
  (ii) 契約終了時に委譲者に譲渡される、(車両などの)資産を建設したり利用したりするための第三者への支払い
  (iii) インフラ資産が建設される又は据付けられる土地を利用させてもらうための委譲者への支払い
(b) 委譲料、開発費、又はアクセス料等の、委譲契約を運営する権利のために委譲者に支払われる手数料

これらの支払いの中には、営業者自身が支配する資産の使用権に対する支払いや、委譲手数料が委譲契約とは区分された別個の財又はサービスの支払いに関係するものが含まれる可能性がある。解釈指針委員会は、2016年7月に、このような支払いの会計処理方法について検討するようよう要請された。

よくある質問

質問 4-1: IFRIC 第 12 号の適用対象のサービス委譲契約に関して、営業者は委譲者への支払いをどのように会計処理するのか

解釈指針委員会は、営業者が委譲者に代わって代金（売上税など）を回収し、委譲者に送金している場合以外の状況において、以下のことを確認した。

(a) 営業者から委譲者に対する支払いが、サービス委譲契約とは独立した財又はサービスに対する権利についてのものである場合には、営業者は、それらの支払いの会計処理を適切なIFRSを適用して行う。

(b) 支払いが、IFRIC第12号の範囲に含まれるインフラ資産とは独立の資産を使用する権利についてのものである場合、営業者は、当該契約がリースを含んでいるのかどうかを評価する。契約がリースを含んでいる場合には、営業者は当該支払いの会計処理をIFRS第16号を適用して行う。

(c) 支払いが、サービス委譲契約とは独立した財又はサービスに対する権利、又はリースに該当する資産を使用する権利のいずれについてのものでもない場合には、当該支払いの会計処理は、サービス委譲契約が、金融資産モデルか、無形資産モデルか、又は両者の混合モデルに該当するかによって異なるべきである。すなわち、当該支払いはそれぞれのモデルにおいて適切な委譲資産の帳簿価額に反映されることになる。

(i) サービス委譲契約が金融資産モデルにより会計処理される場合、委譲契約に係る支払いは、下記セクション4.7.2に示されるようにIFRS第15号第70項から第72項の要件を適用し、取引価格の減額となる。

(ii) 無形資産モデルが適用される場合、委譲契約に係る支払いは、サービスの利用者に課金する契約上の権利として認識される無形資産の取得原価の一部となる。

(iii) 営業者が、公的サービスの利用者に課金する権利と、委譲者から現金を受領する契約上の権利の両方を有する場合、企業は、委譲に係る支払いのどこまでが受領対価の調 整とされるのか、又はそれが無形資産の要素に対する対価であるのかどうかを判断しなければならない。[28]

IFRIC第12号の適用指針AG7項及びAG8項は、ある資産がIFRIC第12号の適用対象であるインフラ資産から独立しているかについて営業者の評価に関連している可能性がある。この適用指針については、上記セクション3.4において、部分的に規制された資産に関連して考察されている。

推奨された金融資産モデルによる処理は、営業者が委譲者から現金を受領する契約上の権利を有していること、及び、どのように説明されようとも、当事者間の支払いはすべてこの単一の関係の一部であることに基づいている。この点に関して、委譲者への支払いは、サービスに関する責任が委譲されている民間部門の事業体への支払いを含むことになる*[IFRIC 12.3]*。

無形資産モデルに対する解釈指針委員会のアプローチの下では、委譲者に対する支払いは、サービス委譲契約とは独立した財又はサービスに対する権利についてのものではなく、リースに含まれるものでもない場合、委譲契約の対価、すなわち無形資産の取得原価の一部として認識される。

4.7.1 サービス委譲契約における変動支払の会計処理

契約上の支払い、特に委譲料の中には、委譲契約に関連する資産の使用量、又は契約の他の特性によって変動するものがある。上記セクション4.7で説明しているように、解釈指針委員会は、将来の活動に影響されない委譲料の会計処理については合意に達することができたが、変動支払の問題はより課題が多いと認識されている。

資産購入の変動支払に関するテーマは、2011年から2016年にかけて解釈指針委員会で議論され、2016年3月にアジェンダ決定が公表されている。解釈指針委員会の議論では、資産購入日とその後の会計処理の双方が考慮され、購入者の将来の活動に依存する変動支払とそうでない変動支払の間で区別された。解釈指針委員会は、この論点は既存の基準の適用範囲内で対処するには広すぎると判断し、IASBが変動支払の会計処理に包括的に対処するよう勧告している。2016年5月、IASBは、この論点が2017年から2021年までのリサーチ・パイプラインに含まれることに暫定的に同意した。本書の執筆時点で、本論点はIASBの作業計画のアクティブなリサーチ・プロジェクトとしてリストにあげられていない。

弊法人のコメント

解釈指針委員会で行われた議論を踏まえ、最終的なアジェンダ決定に明確な指針がない場合、企業は、条件付支払の義務を負債として認識すべきかどうか、またいつ認識すべきかについて会計方針を策定し、適用する必要がある。その際、企業はIAS第8号のヒエラルキーを適用すべきである。選択された方針は、特定の状況において目的適合性があり信頼性のある情報を提供する必要があり、類似の取引に一貫して適用されなければならない。支払が異なれば、変動の種類も異なる場合がある。したがって、企業が異なる取引に対して異なる方針を持つことが適切である可能性がある。

選択された会計方針に関する情報が財務諸表の利用者にとって重要であると予想される場合、その会計方針の情報は開示されるべきである。

無形資産の個別取得に係る変動支払に関する解釈指針委員会の審議は、第17章セクション4.5でも取り上げている。サービス委譲の営業者は、将来の活動に関連して変動する支払いは未履行として発生時に費用化することが多い。

4.7.2 金融資産モデルに基づく契約上の支払いの会計処理

解釈指針委員会は、金融資産モデルが適用される場合、契約上の支払いは、営業者自身 が支配する資産を使用する権利やサービス委譲契約とは関係のない別個の財又はサービスに関連するものである場合を除き、受領する対価総額の減額として会計処理されること、すなわち、委譲者からの対価の公正価値の調整とすることに合意した（上記セクション4.7を参照）。[29] 言い換えれば、委譲者からの支払いは金融資産を減額し、委譲者への支払いは資産を増額させる。両者ともに、残高に係る利息の金額に影響を及ぼすことになる。これは、支払いが資産にアクセスする権利に対するものであろうと、委譲料と説明されるものであろうと適用される。

設例 4-8: 金融資産モデルに基づく委譲者への契約上の支払い

A社は、学校を建設し、運営サービス(保守点検、水道・電気の供給、清掃及び給食を含む)に関して責任を負う、10年間の委譲契約を締結する。契約開始から2年後の3年目から10年目は、資産の運営のために毎年CU 300を受領し、その後、委譲契約は終了することになる。A社は、学校が建つ土地の使用に対して、毎年CU30を支払わなければならない。A社は、土地使用料は、サービス委譲契約とは関係のない別個の財又はサービスに関連せず、インフラ資産とは関係のない資産を使用する権利を会社に与えるものではないと判断している。

A社の契約上の見積コスト及び契約上の支払額は、次のとおりである。

		年間使用量	合計
	年度	CU	CU
建設サービス	1-2	500	1,000
運営サービス	3-10	100	800
土地使用料	1-10	30	300
現金支払額合計	**1-10**		**2,100**

契約に基づく営業活動によるキャッシュ・フローは次のとおりである。

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU
委譲対価	-	-	300	300	300	300	300	300	300	300
建設及び運営コスト	(500)	(500)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
土地使用料	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)	(30)
正味キャッシュ・フロー	**(530)**	**(530)**	**170**	**170**	**170**	**170**	**170**	**170**	**170**	**170**

A社は、IFRS第15号に従い、サービスの独立販売価格及び当該サービスからの収益合計を次のように見積る。

	独立販売価格の見積り			合計
				CU
建設サービス	予想原価	+	5%	1,050
運営及び保守サービス	予想原価	+	15%	920
合計収益				1,970
委譲者に対する貸付利率	年利2.25%			

金融資産モデルの下では、土地使用料は取引価格の調整として扱われ、費用としては処理されない。したがって、委譲契約における総利益は次のように計算される。

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU
委譲収益*	525	525	115	115	115	115	115	115	115	115	1,970
建築コスト	(500)	(500)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(1,800)
金融収益	6	19	24	21	18	15	12	8	5	3	130
委譲利益	**31**	**44**	**39**	**36**	**33**	**30**	**27**	**23**	**20**	**18**	**300**

* 委譲収益は、建設及び運営サービスからの収益から土地使用料を差し引いたものである。

** 委譲利益合計CU300は、サービスの対価総額（CU2,400）から、土地使用料（300CU）及び建設コスト（CU1,800）を差し引いたものである。損益計算書において、次のように分析される。

	CU
委譲収益	1,970
建築コスト	(1,800)
金融収益	130
合計	300

契約資産／金融資産は、実効金利2.25%を適用して、以下のように計算される。

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU
期首残高	0	561	1,135	1,004	870	733	592	449	302	152
増加	525	525	115	115	115	115	115	115	115	115
正味キャッシュ・イン（アウト）	30	30	(270)	(270)	(270)	(270)	(270)	(270)	(270)	(270)
金融収益*	6	19	24	21	18	15	12	8	5	3
期末残高	**561**	**1,135**	**1,004**	**870**	**733**	**592**	**449**	**302**	**152**	**-**

* 金融収益は、金融資産の平均残高に基づいて計算されており、契約資産と債権の両方に同じ金利が適用されると仮定する。

4.7.3 無形資産モデルに基づく契約上の支払いの会計処理

無形資産モデルの下では、委譲に係る支払いは、無形資産の対価の一部として、IAS第38号に従い会計処理される。

リース型の費用及び土地使用料は、委譲契約の一部となりうるが、委譲料（名称は問わない）は、無形資産モデルを使用する契約の、より一般的な特徴である。これは、委譲料が、実質的に委譲資産の利用者に課金する権利に対する営業者の支払いであることからすると、当然のことである。

解釈指針委員会は、契約上の支払いは、営業者自身が支配する資産を使用する権利やサー ビス委譲契約とは関係のない別個の財又はサービスに関連するものである場合を除き、委譲契約における支払いは

運営権に対する追加の対価（すなわち、認識された無形資産の原価の一部）を表していることに着目した（上記セクション4.7を参照）。

4.8 契約獲得及び動員コスト

多くのサービス委譲契約の規模を考慮すると、営業者に多額の入札コスト、契約前コスト、動員コストが生じることが多い。

IFRS第15号は、顧客に財又はサービスを提供する契約を獲得し、履行するために発生するコストについて、それが他のIFRS会計基準書の適用対象でない場合における当該コストの会計処理を定めている*[IFRS 15.8]*。

4.8.1 契約獲得コスト

IFRS第15号は、顧客との契約の獲得のための増分コストについて、企業がそれを直接的に回収する（すなわち、契約に基づく返還）又は間接的に回収する（すなわち、契約から得られるマージンを通じた回収）ことが見込まれる場合、資産として認識することを求めている*[IFRS 15.91]*。契約獲得の増分コストとは、販売手数料のような、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうコストをいう*[IFRS 15.92]*。契約を獲得するために発生したコストのうち増分コストでないコストは、発生時に費用として認識しなければならない。ただし、それらのコストが、契約を獲得したかどうかに関係なく顧客に明示的に請求可能な場合は除く*[IFRS 15.93]*。入札書類の作成に関与する従業員の固定給や法的デュー・デリジェンス費用といった、営業者に生じるサービス委譲契約の入札コストの多くは、IFRS第15号の増分コストの定義を満たさない可能性がある。したがって、営業者がサービス委譲契約の入札に成功し、これらのコストを契約期間にわたってサービス委譲契約から得られるマージンを通じて間接的に回収できると見込んでいたとしても、発生時に費用計上しなければならない。

契約を獲得したかどうかに関係なく顧客に明示的に請求可能ではないサービス委譲契約の獲得コストについて適切な会計処理を決定する際の主要な判断は、以下の順序で行われる。

- 当該コストは他のIFRS会計基準書の適用対象か。その場合、当該他の基準書を適用する。
- 当該コストは増分コストに該当するか（すなわち、契約を獲得していなければ発生しなかったものか）。増分コストに該当しないコストは発生時に費用計上する。
- 増分コストは回収される見込みか。増分コストのうち回収が見込まれないものは、発生時に費用計上する。

顧客との契約を獲得するためのコストについては、第27章セクション9.3.1で説明している。

4.8.2 契約前コスト

サービス委譲契約の運営者に生じる契約前コストには、入札のための財務モデルの設計やインフラ資産の改修計画に生じるコスト、現地調査の実施にあたって生じるコスト及び類似の費用が含まれると考えられる。このようなコストは、契約が成立しない場合、営業者にとって将来の経済的便益につながらないことが多い。第27章セクション9.3.2で説明しているように、特定の契約を見越して発生する契約前コストは、まず、他の会計基準書(たとえば、IAS第2号「棚卸資産」、IAS第16号又はIAS第38号)に基づいて資産計上するかどうかを検討される。他のIFRS会計基準書で扱われていないコストは、以下に示された契約を履行するためのコストの要件をすべて満たす場合に限り、IFRS第15号に従って資産化される*[IFRS 15.95]*。

(a) 当該コストが、契約又は企業が具体的に特定できる予想される契約に直接関連している(たとえば、既存契約の更新に基づき提供されるサービスに関連するコストや、いまだ承認されていない特定の契約に基づき移転される資産の設計コスト)。

(b) 当該コストが、将来において履行義務の充足に使用される企業の資源を創出するか又は増価する。

(c) 当該コストの回収が見込まれている。

たとえば、他の基準書が類似する性質のコストの費用計上を要求している場合など、最初に他の関連するIFRS会計基準書の要求事項を検討することには重要な意味がある。下記セクション4.8.3で説明しているように、これらの要求事項は、当該コストがサービス委譲契約に関連して生じたものであることを理由として覆されることはない。

上記の要件(b)及び(c)は、資産の定義を満たすコストのみを資産として認識することを確保するものである*[IFRS 15.BC308]*。サービス委譲契約との関連では、委譲契約に使用される特注の設備又はインフラ資産(路面電車や電気バスの停留所など)の事前設計コストがその一例である。

4.8.3 動員コスト

営業者にはまた、サービス委譲契約を引き受ける際に、人員、設備及び消耗品を移動させるための多額の動員コストが生じる可能性もある。これらのコストは、財又はサービスの顧客への移転ではなく、契約における顧客との約束を企業が確実に履行できるようにするために発生する。つまり、これらのコストはそれ自体では約束した財又はサービスを表すものではない。動員コストを資産化できるか否かの評価は、特定の事実及び状況に左右されるとともに、重要な判断が求められる可能性がある。動員コストの資産化にあたり、企業は、資産化される当該コストがIFRS第15号の適用対象であり、上記セクション4.8.2で説明している契約を履行するためのコストの要件をすべて満たしていることを確認する必要がある。

サービス委譲契約で検討されているものと類似する性質のコストが他のIFRS会計基準書の適用範囲となるような場合には特に注意が必要である。たとえば、IAS第38号は、発生時にコストとして認識する支出の例として、訓練コスト、広告宣伝及び販売促進活動に対する支出、それ自体はIAS第16号に従って有形固定資産の取得原価に含めるのに適格ではない開業準備活動に対する支出を挙げている*[IAS 38.69]*。解釈指針委員会は2020年3月、顧客に外注サービスを提供するために従業員に施す訓練に関連して、上記の要件の相互関係に関する質問について検討した。同委員会は、要望書に記載された事実パターンにおい

て、企業は顧客との契約を履行するための訓練コストを発生時にコストとして認識すると結論付けた。委員会は、企業が訓練コストを顧客に請求できる能力はこの結論に影響を与えないことに留意した。[30]

動員コストについては、第27 章セクション9.3.2で説明している。

4.8.3.A 動員コストの契約の進捗度に関するインプット測定値からの除外

履行義務が一定の期間にわたり充足されると営業者が判断している場合、IFRS第15号は、収益認識に用いる進捗度を測定するための方法の選択を求めている*[IFRS 15.39]*。営業者が発生コストに基づく方法を選択する場合、財又はサービスを顧客に移転する際の企業の履行を描写していないコストは、進捗度の測定から除外しなければならない*[IFRS 15.B19]*。例として、財又はサービスを委譲者に移転せず、それによって委譲者がほとんどあるいはまったく便益を得られない動員活動で発生したコストが挙げられる。一定期間にわたり認識される収益の測定については、第27章セクション7.1.4で説明している。

4.9 契約に含まれる不利な履行義務

上記セクション4.1.1.Dで説明したように、IFRS第15号では基本的に、顧客との契約における取引価格を、相対的な独立販売価格の比率に基づいてそれぞれの履行義務に配分することを要求している*[IFRS 15.74]*。この配分は契約開始時に行われ、通常、契約開始後に取引価格に変更がない限り更新されない。営業者がサービス委譲契約の建設フェーズで予期せぬ費用を負担し、それらの追加費用を委譲者に転嫁できない場合、営業者は運営サービスの履行義務から生じる利益を見込みながらも、建設サービス履行義務に関して損失を被ることを見込む場合がある。IFRIC第12号は、営業者にIFRS第15号に従って建設、改修及び運営サービスを会計処理することを要求している*[IFRIC 12.14, IFRIC 12.20]*。IFRS第15号には、不利になった顧客との契約に対処するための具体的な要件が含まれていないため、IAS第37号がそのような契約に適用される*[IAS 37.5(g)]*。

弊法人のコメント

IAS第37号における不利な契約の定義は契約のみに言及しているため、不利な契約が存在するかどうかを判断する会計単位は、IFRS第15号に従って識別された履行義務ではなく、契約そのものである。その結果、営業者は残りの契約全体が不利でない限り、不利な契約の引当金は認識しない。

顧客との契約のうち不利なもの又は不利になったものについては、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第32章セクション6.2.2で説明している。

5 委譲契約の運営フェーズ中の収益と支出

これまでに、2つのモデルの下での営業者の会計処理におけるインフラ資産の認識と測定について述べてきた。ここで実務上大きな問題となるのが、サービス委譲契約は複合取引であるという点である。これらは通常、長期（25年から30年というものも珍しくない）にわたり、その間、営業者はさまざまな義務を負うことになる。当該義務はインフラ資産そのものに関連する場合もあり、さらに以下のようなものも含まれる。

- インフラ資産の改良又は新しいインフラ資産の建設
- インフラ資産の構成部分のうち、その全体を交換しなければならないもの
- 定期的に大規模修繕を要するインフラ資産
- 定期的な修繕及び保守

さらに、多くのサービス委譲契約は役務の提供を伴う。たとえば、病院の場合、公共サービス（水道や電気など）をはじめ、清掃、洗濯、食事、運搬、セキュリティ及び敷地整備など幅広い「ソフト」サービスが必要となる。上記の設例4-1のように、こうしたサービスの対価はすべて、その実績に応じて増減する単一のユニタリー・ペイメントとして支払われる場合もある。サービス委譲に関しては、これらの事柄すべてに対応できるモデルが適切なモデルといえるだろう。

IFRIC第12号は、サービス委譲契約における2つの主な収益創出活動、すなわち建設・改修サービスと運営サービスを識別し、その両方をIFRS第15号に従って会計処理することを求めている*[IFRIC 12.14, IFRIC 12.20]*。また、本解釈指針は、建設フェーズにおいては両方の会計モデル（無形資産及び金融資産）でIFRS第15号に準拠した契約資産が生じると述べている*[IFRIC 12.19]*。対価が事後的に債権又は無形資産に分類される時点については、上記セクション4.2及び4.3でそれぞれ説明している。本解釈指針には、これらの規定が比較的単純な一連の事実及び状況にどのように適用されるかを説明する例が含まれているが、サービス委譲契約にIFRS第15号をどのように適用するかに関して、特別な取扱いは定められていない。建設、改修もしくは運営サービスから生じる収益、又はサービス委譲契約の建設フェーズで発生する契約資産及び契約負債の会計処理にIFRS第15号をどのように適用するかという質問については、IFRIC第12号ではなく、IFRS第15号（第27章を参照）を参照して回答することになる。

5.1 追加的な建設及び改修サービス

委譲契約には、新しいインフラ資産を建設する義務（建設サービス）や、新規もしくは既存のインフラ資産を委譲開始時よりも良好な状態にするための義務（改修サービス）が含まれる場合がある。IFRIC第12号では、建設又は改修サービスに関連する収益及び原価をIFRS第15号に従い会計処理するという点以外には、適用すべき会計処理の詳細について触れられていない*[IFRIC 12.14]*。これは、建設又は改修サービスがいつ行われたかにかかわらず、これらはすべて該当するモデルに従って会計処理すべきであることを意味している。インフラ資産を保守又は原状回復する契約上の義務には、改修サービスも含まれる場合がある*[IFRIC 12.21]*。

改修又は建設サービスは独立した履行義務である。この場合、契約上、特定の時期に特定のサービスを

実施することが定められていなければならない。これは、資産を特定の状態に保つという一般的な要求事項と同じではない。

たとえば、有料道路のサービス委譲契約において、道路は利用状況（車両台数及び重量の両方に基づく）や天候に応じて劣化するものであるため、所定のスケジュールに沿って再舗装を要求することは一般的ではないと考えられる。しかし、特定の期間の経過後に、契約により新しい橋又は連絡道路の建設が要求されることがある。これはどちらも別個の改修サービスに該当するであろう。

改修サービスは、IFRS第15号に従って認識しなければならない*[IFRIC 12.14]*。IFRS第15号については、第27章で説明している。

企業は改修サービスに対して受領する対価を決定しなければならない。これは、契約収益の一部が道路再舗装に帰属する上記の設例4-2のように、契約開始時の対価の配分の一部である可能性がある。あるいは、改修が行われる時に契約により別個の支払いが決められている場合もある。いずれの場合においても、企業はIFRS第15号に従って、契約全体の取引価格を独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分することになる*[IFRIC 12.14]*。企業は改修サービスを提供する義務を履行した場合にのみ、それに対する収益を認識する。

5.1.1 当初無形資産の一部である事後的な建設又は改修サービス

状況によっては、「改良」支出は、当初の無形資産の構成要素であり、上記セクション4.3で述べた利用者に課金する権利を保証するための交換取引の一部として認識される。例として、既存の配水網に追加の水処理施設を建設し、営業者が水の供給に対して利用者に即時に課金できるようにする場合が挙げられる。

無形資産モデルが適切であると仮定すると、そのような建設又は改修サービスと引換えに受け取る無形資産は、財又はサービスの交換に適用される一般的原則に従って認識する*[IFRIC 12.BC66]*。したがって、サービス委譲契約は一般的に契約締結時がそうであるように、未履行な状態が続く限り認識されない*[IFRIC 12.BC68]*。契約が未履行でなくなるのは以下のいずれかの場合である。

- 営業者が、公共サービスに課金する権利から便益を得る権利を付与される前に、当該インフラ資産の建設又は既存のインフラ資産の改良により、契約上の義務の履行を開始している場合
- 営業者が，義務を履行する前に公共サービスに課金する権利から便益を得始める場合（たとえば、委譲期間の開始に先立ち新規の物件を建設することが契約で定められている場合）

したがって、改修サービスが実施される前に営業者がユーザーへの課金を開始した場合、無形資産の帳簿価額に改修サービスの公正価値を含め、契約負債として認識する。

5.1.2 当初無形資産への追加となる事後的な建設サービス

営業者は、契約上、ライセンスが付与されているインフラ資産を追加することが求められ、それによって追加の収益を獲得することができる場合がある。たとえば、開発途上国では、配水網の営業者が配水網を拡張する義務を負うことが一般的である。営業者は、サービスに対して料金を請求する権利に基づき、新しく加入

した利用者から収益を稼得する。

新しいインフラ資産を運営するためのライセンスにより創出される収益は、営業者に付与された当初のライセンスの条件に基づいて算定される。ただし、営業者が配水網の拡張が完了するまで、配水網の拡張に関してユーザーに対する請求を開始することはできない。配水網を拡張する義務は、それが実行されている間は認識されず、当初の無形資産の取得原価の追加要素にはならない。その代わりに、拡張の完了により、(拡張された配水網のユーザーに請求する権利を表す)新しい無形資産が創出され、上記セクション4.3で説明しているように、新しい建設収益を生じさせ、それ自体が当初の無形資産と同じ原則に基づいて取得原価で認識される新しい無形資産となる。

5.2 運営フェーズ中の会計処理

サービス委譲契約、の運営フェーズ中は金融資産モデルでも無形資産モデルでも同一の会計処理が適用される。2006年9月のIFRICアップデートによれば、「契約の運営フェーズ中の会計処理は、営業者が建設サービスの提供に関する対価として認識した資産の性質(金融資産又は無形資産)によって決まるものではない」とされている。[31]

運営サービスの収益及び費用はIFRS第15号に従って認識される*[IFRIC 12.20]*。すなわち、ほとんどの運営コストは未履行の費用であり、発生時に処理される。運営期間中、インフラ資産を所定の水準に維持するため、もしくは委譲契約の終了時点でインフラ資産を所定の状態にするためのメンテナンス、交換又は原状回復を含む契約上の義務は、そのような義務が改修要素を含まない場合は、下記の設例5-1に示すようにIAS第37号に従って認識、測定されなければならない*[IFRIC 12.21]*(義務が改修要素を含む場合は、追加の建設サービスとして扱う。上記セクション5.1を参照)。

弊法人のコメント

未履行の保守費用と契約上の義務とを区別することは、必ずしも単純ではない。そのような場合には、更新に係る支出が、認識する必要のある義務か、あるいは未履行契約であるかを決定するにあたり、判断が必要となる。

サービス委譲契約によっては、契約期間にわたり営業者が負担する支出の合計金額が定められている場合がある。契約には、契約期間の終了時に、営業者は合意した金額の不足分を委譲者に現金で支払われなければならないと定められている場合がある。特に古い契約の場合には、保守及び修繕の義務に関して、インフラ資産を「良好な作動状態」又は「最新の」状態に保つというような一般的表現が使われていることがよくある。また、耐用年数が特定の年数だけ残っている状態で、資産を引き渡すというような規定が義務に含まれている場合がある。

さらに、現地の法律や規制が変更されることもある。営業者は、委譲者に対して、その年に発生した保守及び更新に係る支出の水準、ならびに契約開始以降の累計額を毎年報告することが義務付けられることがある。営業者は時に、将来の一定の期間(たとえば、次の12ヵ月又は2年など)にわたる予想支出金額を報告しなければならない。このような状況では、委譲者はしばしば費用累計額を、営業者による支出の従前の

見積りか、あるいは契約開始時に予想され、かつ使用料に加味されていた支出のいずれかと比較する。

設例 5-1: 未履行契約、ならびにインフラ資産を保守及び原状回復する契約上の義務

供給のサービス委譲契約における営業者は、契約の一部として、4つの送水ポンプの性能が一定のレベルを下回った場合、すぐに交換することが求められている。営業者は、サービスを開始して15年経過したときに交換することを想定している。ポンプ交換にかかる予想費用は、1,000百万円である。営業者の最善の見積りは、ポンプの潜在用益能力が期間にわたり均等に消費されるというものであり、費用に対する引当金は、この前提に基づき、サービス委譲契約の開始時から交換の想定日までの期間にわたり計上される。この引当金は、営業者の割引率である5%を用いて、支払いが見込まれる金額の正味現在価値で測定される。最初の年に引き当てられる金額は、33.67百万円と計算できる。見積りに変更がないとすると、15年間で1,000百万円が引き当てられ、ポンプの交換に活用される。引当金は、ポンプの交換費用の見積りの変更、ポンプの劣化の状態、あるいは営業者の割引率の変更を考慮するため、累計ベースで調整される。

また解釈指針委員会は、IFRIC第12号の設例2に無形資産モデルの例を示し、実務上、運営費をIAS第37号に基づきどのように会計処理するかについて説明している。この設例は無形資産モデルについて説明したものであるが、どちらのモデルが適用されていてもIAS第37号を保守点検などの義務に適用できる。道路の再舗装を要するケースでは、大規模なメンテナンスの費用は、報告日において現在の義務を決済するのに必要となる支出の最善の見積りとして認識される。IFRIC第12号では、この再舗装義務は、「道路の利用の結果生じ」*[IFRIC 12.IE19]*、それゆえ毎年増加していくと述べられている*[IFRIC 12.IE20]*。このような義務に関する会計処理については、『IFRS 国際会計の実務 International GAAP 2022』下巻第32章でさらに検討している。

設例 5-2: 無形資産モデル_運営フェーズ中の会計処理

契約の条件は、上記の設例4-3と同じである。契約上のコストと無形資産の当初測定は、当該設例の表1と表2に示されている。

再舗装の義務

運営フェーズ中に道路が利用されると、営業者には再舗装を行う義務が生じる。再舗装の義務は、IAS第37号に従い、認識及び測定される。すなわち、報告日において現在の義務を決済するために必要となる支出の最善の見積額により測定される。

この例における営業者の契約上の義務は、一定日において現在の義務を決済するために必要な支出の最善の見積額であり、その日までに道路を利用した車両の台数に比例し、毎年CU17(現在価値割引前)だけ増加すると仮定する。営業者は、IAS第37号に従い、引当金を現在価値に割り引く。各会計期間の損益計算書に計上される費用は、以下のとおりである。

表3　再舗装の義務

年度	3	4	5	6	7	8	合計
	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU
各年度に生じる義務（CU17を6%で割引）	12	13	14	15	16	17	87
時の経過による過年度引当金の増加	-	1	1	2	4	5	13
損益計算書に計上される費用合計	**12**	**14**	**15**	**17**	**20**	**22**	**100**

キャッシュ・フロー計算書、損益計算書及び貸借対照表の要約

この設例では、営業者は、当該契約に必要な資金を全額、借入金及び内部留保（利益剰余金）により調達・充当していると仮定する。営業者は、借入金残高に対し年利6.7%の利息を支払っている。キャッシュ・フロー及び公正価値の実績が予測と同じ場合の、契約期間における営業者のキャッシュ・フロー計算書、損益計算書及び貸借対照表は以下のとおりである。

表4　キャッシュ・フロー計算書

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU
収入	-	-	200	200	200	200	200	200	200	200	1,600
契約上のコスト	(500)	(500)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(110)	(10)	(10)	(1,180)
借入コスト*	-	(34)	(69)	(61)	(53)	(43)	(33)	(23)	(19)	(7)	(342)
正味キャッシュ・インフロー（キャッシュ・アウトフロー）	**(500)**	**(534)**	**121**	**129**	**137**	**147**	**157**	**67**	**171**	**183**	**78**

*　借入金の期首残高（表6）×6.7 %

表5　損益計算書

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU
収益	525	525	200	200	200	200	200	200	200	200	2,650
償却費	-	-	(135)	(135)	(136)	(136)	(136)	(136)	(135)	(135)	(1,084)
再舗装費用	-	-	(12)	(14)	(15)	(17)	(20)	(22)	-	-	(100)
その他の運営費用**	(500)	(500)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(1,080)
借入コスト*（表 4）	-	-	(69)	(61)	(53)	(43)	(33)	(23)	(19)	(7)	(308)
純利益	**25**	**25**	**(26)**	**(20)**	**(14)**	**(6)**	**1**	**9**	**36**	**48**	**78**

*　建設フェーズ中の借入コストは、資産計上される。

** 設例4-3の表 1を参照

表6　貸借対照表

年度末	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU	CU
無形資産	525	1,084	949	814	678	542	406	270	135	-
現金／(借入金)*	(500)	(1,034)	(913)	(784)	(647)	(500)	(343)	(276)	(105)	78
再舗装義務	-	-	(12)	(26)	(41)	(58)	(78)	-	-	-
純資産	**25**	**50**	**24**	**4**	**(10)**	**(16)**	**(15)**	**(6)**	**30**	**78**

* 借入金の期首残高＋年間の正味キャッシュ・フロー（表 4）

上記の設例では、できる限り分かりやすくするために、契約期間を10年間とし、当該契約期間にわたり営業者が毎年受領する金額は一定であると仮定している。実際には契約期間はより長期にわたり、年間収益は時の経過とともに増加する場合もある。このような状況においては、純利益の毎年の変動額はより大きくなるであろう。

以下の開示例において、VINCI社は、委譲資産の状態を維持するための契約上の義務に対して、どのように引当金を認識するかを説明している。

開示例 5-1: VINCI 社 (2022 年)　　フランス

2022 年 12 月 31 日時点の連結財務諸表（抜粋）

2022 年 12 月 31 日時点の連結財務諸表の注記（抜粋）

H. その他の貸借対照表項目及び事業関連のコミットメント（抜粋）

19. 運転資金の要求及び引当金（流動）（抜粋）

19.3 引当金（流動）の内訳（抜粋）

引当金は、委譲資産の状態を維持するための契約上の義務に対して計上しております。それらは高速道路の委譲会社に関係するものであり、大規模な道路補修、橋梁、トンネル、水利施設の費用をカバーしています。また、空港の委譲会社が負担する費用（滑走路、車道その他の舗装面の補修）も含まれており、毎年更新される数年にわたる補修費の計画に基づき算定されています。これらの費用は、適切な指標（主にフランスのTP01、TP02、TP09指標）に基づき再評価されます。また、特定のインフラ資産に欠陥の兆候が見られた場合にも引当金を計上します。

（中略）

2022年12月31日現在、委譲資産の状態を維持するための契約上の義務は、主にASFグループに対する534百万ユーロ（2021年12月31日時点で501百万ユーロ）、Cofiroute社に対する264 百万ユーロ（2021年12月31日時点で270百万ユーロ）、ANAグループに対する125百万ユーロ（2021年12月31日時点で113百万ユーロ）を含むVINCIエアポート社に対する333百万ユーロ（2021年12月31日時点で224百万ユーロ）及びOMA社に対する94百万ユーロでした。

5.3 （対価の一部として）委譲者から営業者に付与される資産が存在するケース

両モデルによる会計処理の基礎となる基本原則に従い、サービス委譲のために委譲者が営業者に対し利用を許可したインフラ資産は、営業者の有形固定資産として認識されることはない*[IFRIC 12.27]*。これらのインフラ資産は、委譲者の支配下にとどまるためである。

一方、委譲対価の一部として営業者に付与され、営業者が自ら保有又は自由に処分できる資産については取扱いが異なる。これらの資産は、IAS第20号に定義される政府補助金として扱われることはない。その代わり、営業者はIFRS第15号に従い、これらの資産を取引価格の一部として会計処理する*[IFRIC 12.27]*（第27章セクション5を参照）。

このことは、たとえば、営業者が病院の建設用地の使用に係るライセンス又は類似の契約を付与される場合であっても、当該土地を資産として認識しないが、一方で、営業者が、余分に土地を付与され、そこに売却目的で私有の建物を建てることができる場合、営業者は資産を認識することを意味する。この場合の対価、すなわち当該土地の公正価値は、当該取引に関する残りの対価と合算され、採用されたモデルに従い会計処理される。

6 IFRIC 第 12 号の適用と IFRS 第 15 号及び IFRS 第 9 号との相互関係を説明する追加の設例

IFRIC第12号はIFRS第15号及びIFRS第9号の公表によって大きく修正されることはなく、IFRIC第12号の設例もほとんど変更されていない。ただし、IFRIC第12号の設例は、金融資産モデルと無形資産モデルの主な特徴を単純に示すことを目的としていることに留意しなければならない。そのようにすることで、それらの設例は実務でよく見られるサービス委譲契約のいくつかの側面を反映しているが、網羅的であることを意図したものではない。

2022年6月に、IFRS第15号の適用後レビューがIASBのアジェンダに追加された。2023年6月、IASBは、IFRS第15号の適用後レビューの一環として利害関係者からのフィードバックを求める情報要請を実施した。[32] 適用後レビューにおいてIFRS第15号とIFRIC第12号の相互関係については利害関係者に意見を聞いていない。これは、IFRIC第12号が相対的に影響を与える企業の母集団が狭く、IFRS第15号との相互関係に関して受け取ったフィードバックが比較的少なかったことがアウトリーチで示されたためである。[33] IFRS第15号の適用後のレビューについては、第27章セクション1.4で詳しく説明している。

弊法人のコメント

サービス委譲契約の現行の会計処理が、IFRS第15号の5ステップアプローチ及び IFRS第9号の規定に従い適切かどうか企業が判断するためには、自らのサービス委譲契約に関する事実及び状況を理解し評価することが重要である。

以下の設例では、IFRIC第12号の設例1及び2（上記セクション4.2の設例4-2、上記セクション4.3の設例4-3、上記セクション5.2の設例5-2に再掲）に示された事実パターンについて、IFRS第15号の5ステップアプローチとの関連で検討し、同一の基本的な事実パターンに対する会計処理が、委譲契約に含まれる条件の一定の変更、それらの条件に対する営業者の評価、ならびにその他の事実及び状況の導入によってどのような影響を受けるかを説明している。

設例 6-1: 金融資産モデル－建設工事が完了した時点で債権を認識し、債権の認識時に割引率を変更しない

契約条件

契約の条件は、上記セクション4.2の設例4-2と同様である。

営業者の年間収入は委譲契約期間にわたって一定であり、キャッシュ・フローと公正価 値の実績は予測と変わらず、契約期間中の契約の変更は行われず、また、サービス提供の時期が契約開始時点の予想から変更されることはないと仮定している。さらに、この設例では、営業者の履行が基準に満たない場合、ペナルティを受ける可能性があると仮定しており、ペナルティは、契約の3年目から10年目に営業者が権利を得る年間CU200から差し引く。ただし、この設例では、重要なペナルティが生じない可能性が非常に高いという判断に基づき、営業者は、契約に基づく取引価格を決定する際に潜在的なペナルティを

差し引いていない（下記のステップ3「取引価格を算定する」を参照）。さらに、営業者がIFRS第15号に従って取引価格を算定する際に使用した割引率と、IFRS第9号に従って当初認識時に債権の公正価値を算定する際に使用した割引率との間に差異がないと仮定している（下記のステップ5「企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する」を参照）。

これらの仮定や事実又は状況に何らかの変更があった場合には、IFRIC第12号及びIFRS第15号の規定を参照して評価する必要があり、その結果、以下に説明する会計処理とは異なる会計処理が行われる可能性がある。

ステップ1 - 顧客との契約を識別する

IFRS第15号において、契約は、強制可能な権利及び義務を生じさせる当事者間の合意と定義されている*[IFRS 15 Appendix A]*。

公的部門である委譲者がインフラ資産を支配しているため、建設及び改修（再舗装）サービスは委譲者に提供される。委譲者は、それらのサービスと交換に営業者に現金対価を支払う。委譲者は営業者が有する契約の唯一の当事者である。

営業者が負う義務が公共サービスの性質を有しているため、運営サービス（道路の運営）は社会一般に対して提供される。一方、顧客は、IFRS第15号において、企業の通常の活動のアウトプットである財又はサービスを対価と交換に獲得するために企業と契約した当事者と定義されている*[IFRS 15 Appendix A]*。契約条件に従い、営業者は通行料を一切徴収せず、道路の最終利用者は営業者に対価を渡していないため、顧客とはみなされない。したがって、本契約における営業者の唯一の顧客は委譲者であるとみなされる。

IFRS第15号に従った顧客との契約の特定については、第27章セクション3で説明している。

ステップ2 - 契約における履行義務を識別する

上記セクション4.2の設例4-2では、委譲者との契約における履行義務として、建設サービス、運営サービス及び道路再舗装を識別している。

IFRS第15号では契約において約束した財又はサービスとなりうる項目が例示されている。その例示の中には、顧客のための契約上合意された作業の履行や財又はサービスを提供できるように待機するサービスがある*[IFRS 15.26]*。これにより、保守サービスについても委譲者との契約における履行義務となる可能性が生じる。

次のいずれかに該当する場合、約束した財又はサービスは履行義務となる*[IFRS 15.22]*。

(a) 別個の財又はサービス

(b) ほぼ同一で、顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財又はサービス

約束した財又はサービスが別個のものとなるには、次の両方に該当しなければならない*[IFRS 15.27]*。

(a) 財又はサービス自体が別個のものとなりうる— それ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の

資源と組み合わせて顧客に便益を提供できる

(b) 契約の観点において別個のものである— 財又はサービスを顧客に移転するという企業の約束が、契約の中の他の約束と区分して識別可能である。

約束した財又はサービスが別個のものではない場合、企業は、別個の財又はサービスの束を識別するまで、その財又はサービスを他の約束した財又はサービスと結合しなければならない*[IFRS 15.30]*。

大規模な保守サービスによって委譲者が所有する資産が増価するため、当該保守作業は委譲者に便益を提供しているとの主張も考えられる。また、営業者に生じた保守サービスに関する支出が契約上で定められた水準を下回る場合、保守サービスに関して委譲者から前払いされた額の返還を求められることが多い。このことも、保守サービスが独立した履行義務であるとの主張を裏付けるものであろう。実務上は、契約において保守サービスがどのように定義されているかに基づいて、独立した履行義務であるかどうかの判断を行うことになる。改修サービスと性質が類似するインフラ資産を増価させるような大規模な保守サービスの提供が営業者に求められる場合には、保守サービスは独立した履行義務となりうる。しかし、運営サービスにおける安全確保のために道路を保全することや、契約終了時に委譲者に所定の状態で返還するために必要な小規模な保守作業は、委譲者へ別個の財又はサービスを移転するものではないと主張することが可能であろう。

上記セクション4.2の設例4-2では、保守サービスは独立した履行義務として識別されていない。これは、営業者が委譲契約の終了時に、道路を所定の状態で委譲者に返還することが求められていることに基づくと考えられる。IFRIC第12号は、インフラ資産の使用可能性を所定の水準に維持する又はサービス委譲契約の終了時点で所定の状態で委譲者に返還する契約上の義務を、IAS第37号に従って認識及び測定することを求めている*[IFRIC 12.21]*。この処理は、IFRS第15号における品質保証型の製品保証の会計処理に類似する。品質保証型の製品保証は、製品が合意された仕様に従っているという保証を顧客に提供するものであり、独立した履行義務ではない*[IFRS 15.B30]*。IFRS第15号は、品質保証型の製品保証義務の履行に係る見積コストをIAS第37号の規定に従って会計処理することを求めている*[IFRS 15.B30]*。サービス委譲以外の多くの取決めでは、8年間という期間の保守の約定は、品質保証型の製品保証としての取扱いが適切ではないと判断される可能性が高い。ただし、IFRS第15号に従い品質保証型の製品保証を識別する際には、業界内の保証に関する一般的な慣行や、企業の保証に関する取引慣行を考慮すべきである。IFRS第15号に従った製品保証の会計処理については、第27章セクション9.1で説明している。

一方、上記セクション4.2の設例 4-2では、保守サービスは契約の観点において別個の約定したサービスとみなされていないようである。営業者は、道路を安全な状態に保つ保守サービスを行わない場合、道路を運営するという約定を果たすことができないからである。したがって、保守サービスは運営サービスと組み合わされて1つの履行義務とされていると考えられる。

IFRS第15号に従った契約における履行義務の識別については、第27章セクション4で説明している。

ステップ3 - 取引価格を算定する

IFRS第15号によると、取引価格とは、「約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額である。これには、第三者の代わりに回収する金額は含まれない」と定

義されている[IFRS 15.47]。

また、取引価格の算定には、変動対価の要素も考慮しなければならない。ペナルティを受ける可能性があるという収益の要素は、IFRS第15号に従った変動対価の一形態とみなされることになる[IFRS 15.51]。IFRS第15号は、契約において約束した対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、企業は、自らが権利を得ることとなる対価の金額を見積らなければならないと定めている[IFRS 15.50]。変動対価の見積額は、変動対価に関する不確実性がその後に解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含められる[IFRS 15.56]。上記の契約条件のセクションで述べたように、この設例の目的上、基準に満たない履行に対して営業者がペナルティを受けると仮定し、ペナルティはサービス委譲契約の3年目から10年目に営業者が権利を得る年間CU200から差し引かれるものとする。IFRS第15号は、変動対価を、企業が権利を得ることとなる対価の金額をより適切に予測できると見込んでいる方法に応じて、期待値又は最も可能性の高い金額のいずれかを使用して見積ることを求めている[IFRS 15.53]。どちらのアプローチが最も適切かは、サービス委譲契約の事実及び状況、ペナルティの制度によって異なる。実務上、多くのサービス委譲契約では、期待値アプローチの方が、営業者が権利を得ると見込んでいる対価の金額をより適切に予測できる可能性がある。この設例では、ペナルティの性質上、最も可能性の高い金額が最も適切なアプローチであると営業者は判断している。営業者は、この業界における過去の経験に基づき、年間CU200の全額を受け取る(つまり、計CU1,600を受け取り、ペナルティが生じない)可能性が最も高く、重要なペナルティが生じない可能性が非常に高いと判断している。営業者は、年間CU200の全額を契約の取引価格に含めた場合、不確実性が解消された時点で重要な収益の戻入れが生じない可能性が非常に高いと判断している。そのため、営業者は、契約に基づく取引価格を算定する際に、潜在的なペナルティを差し引いていない。ペナルティがIFRS第15号の取引価格に与える影響の評価は、事実及び状況に依存する。経験豊富な営業者であれば、一部の委譲契約において収益が減額されないための要件を満たすことが可能であろうが、たとえば、経験の少ないインフラ資産に関わる委譲契約を締結した場合など、これがすべてのケースに当てはまるわけではない。

営業者による建設サービスの提供に対して委譲者からの支払いの時期が遅れるため、取引価格の決定において、重大な金融要素を考慮しなければならない可能性が高い。契約開始時において委譲者と独立した金融取引を締結した場合に営業者が用いたであろう割引率で、対価の総額を割り引く必要がある。割引率には、委譲者の信用特性を契約で移転される資産を含む提供される担保又は保証とともに反映する[IFRS 15.64]。すなわち、契約に固有の割引率となる。また、IFRS第15号は、「企業は、その率を次のような率の特定によって算定できる場合がある。それは、約束された対価の名目金額を財又はサービスが顧客に移転される時点で(又は移転されるにつれて)顧客が当該財又はサービスに対して現金で支払うであろう価格に割り引く率である」と述べている[IFRS 15.64]。上記セクション4.2の設例4-2では、契約上の計算利率は、営業者と委譲者との間の金融取引に反映されるであろう利率であると仮定しているが、サービス委譲契約では必ずしもそうではない場合がある。

弊法人のコメント

サービス委譲契約に重大な金融要素が含まれる場合に使用される割引率を決定する際に、我々は、一般的には、契約開始時において委譲者と独立した金融取引を締結した場合に営業者が用いたであろう利率を優先すべきであると考えている。契約上の計算利率を割引率の算定にあたって使用する可能性もあるが、契約上の計算利率の使用は、IFRS第15号第64項の目的と必ずしも整合しないと我々は考えている。しかし、サービス委譲の大部分の営業者が委譲者と自立型(free-standing)の金融契約を締結する事業を行っているわけではないため、適切な割引率を識別することは営業者にとって容易ではなく、判断が求められる場合がある。

金融要素は、取引価格を履行義務に配分する前に、取引価格から除外される。

この設例の契約条件によると、約定した建設、運営、保守及び改修サービスを委譲者に移転するのと交換に、営業者が権利を得ると見込んでいる対価の総額は、年CU200×8年、すなわちCU1,600となる。金融要素は、年利6.18%で計算されCU344である。よって、取引価格はCU1,256(CU1,600–CU344)となる。これは、上記セクション4.2の設例4-2の取引価格と一致する。

ステップ4 - 取引価格を契約における履行義務に配分する

IFRS第15号は概して、取引価格を相対的な独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しなければならないと定めている*[IFRS 15.74]*。

観察可能な独立販売価格を容易に入手できない場合は、企業が合理的に利用可能なすべての情報を考慮して見積る必要がある*[IFRS 15.78]*。営業者は、予想コストにマージンを加算する方法を用いて独立販売価格を見積ることができるが*[IFRS 15.79]*、別の方法も認められる。上記セクション4.2の設例4-2では、営業者は、予想コストにマージンを加算する方法により、各履行義務の独立販売価格を見積っている。

上記セクション4.2の設例4-2では、各別個のサービス(すなわち、建設、運用、改修)に配分される取引価格は独立販売価格の見積りに等しく、そのため、契約における履行義務間で配分すべき値引きはない。

IFRS第15号に従った取引価格の各履行義務への配分は、第27章セクション6で説明している。

ステップ5 - 企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

IFRS第15号は、企業が約束した財又はサービスを顧客に移転することにより識別された履行義務を充足した時、すなわち顧客が支配を獲得した時に収益を認識することを要求している*[IFRS 15.31]*。履行義務は一定の期間にわたって、又は一時点で充足される*[IFRS 15.32]*。

上記セクション4.2の設例4.2では、建設、再舗装及び運営サービスに対する収益は一定の期間にわたり認識されている。上記ステップ2で説明したように、本設例では保守サービスは独立した履行義務には該当しないと想定されており、したがって保守サービスに関して収益は認識されない。

一定の期間にわたる収益の認識に関するIFRS第15号の要件の1つに、企業の履行によって顧客が支配する資産を創出又は増価するという要件がある*[IFRS 15.35(b)]*。IFRIC第12号の適用対象となるた

めには、サービス委譲契約の委譲者が、重要な残余持分を含めてインフラ資産を支配していなければならない。したがって、建設及び再舗装サービスは、委譲者の資産を創出し、増価するものであるため、一定の期間にわたる収益の認識要件を満たしていると判断するのが合理的と思われる。

状況によっては、企業が建設サービスの履行義務の結果を合理的に測定できないことがある。また、損失が発生しないと判断することはできても、利益の金額を合理的に見積ることができないことがある。IFRS第15号は、企業が履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで、企業に発生したコストの範囲でのみ収益を認識することを求めている*[IFRS 15.45]*。この結果、営業者は、利益の金額を合理的に見積ることができるようになるまで建設サービスの利益を認識しないことになる。

一定の期間にわたる収益の認識に関するIFRS第15号の別の要件として、企業が履行するにつれて顧客が便益を同時に受け取って消費するという要件がある*[IFRS 15.35(a)]*。つまり、企業が現在までに完了した作業について、仮に他の企業が顧客に対する残存履行義務を履行することになったとしても作業の大幅なやり直しをする必要はないと企業が判断する場合には、履行義務は一定期間にわたり充足される*[IFRS 15.B4]*。上記セクション4.2の設例4-2の運営サービスは、この要件を満たしていると判断するのが合理的と思われる。

一定の期間にわたる進捗度は、インプット法を使用して、履行義務の充足のための営業者のインプット（たとえば、発生コスト、経過期間）が、当該履行義務を完全に充足するために予想されるインプット合計に占める割合に基づき測定することができる*[IFRS 15.B18]*。他の方法も認められるが、企業は、企業の履行を忠実に描写する最善の方法を決定すべきである。

上記セクション4.2の設例4-2では、工事収益は、発生したコストが建設サービスの履行義務の完全な充足に必要な予想コストの合計に占める割合を参照して、一定期間にわたって認識されているようである。運営サービスによる収益もインプット法により認識されている。

上記の設例4-2においては、運営コストはサービス委譲契約の運営フェーズにわたって均等に発生するため、設例に示された認識パターンは、経過期間によるインプット法、又は発生したコストが履行義務の完全な充足に必要な予想コストの合計に占める割合のいずれかを用いて導き出せるであろう。進捗状況の測定方法について、企業が自由に選択することはできない。IFRS第15号では、企業は、一定期間にわたる進捗度の測定において、履行義務の完全な充足に向け、企業の履行を忠実に描写する収益の認識方法を選択しなければならないとされている。改修サービスによる収益は、委譲者に所有及び支配されている資産を増価させているため、一定の期間にわたり収益を認識する要件を満たしているように見えるが、すべての改修サービスは8年目に行われるため、この履行義務に配分される収益はすべて8年目に認識される。

金融収益の認識に関して、IFRIC第12号では、工事活動中は委譲者から与えられた対価を契約資産に分類することを要求している*[IFRIC 12.19]*。営業者は、顧客から対価を受け取る無条件の権利を得て初めて、契約資産ではなく債権を認識することになる。対価に対する営業者の権利は、当該対価の支払いの期限が到来する前に時の経過だけが要求される場合には、無条件である*[IFRS 15.108]*。顧客から支払いを受ける権利を獲得する前に、営業者がまず契約における別の履行義務を充足しなければならない場合、対価の権利は無条件とはならない。

この設例では、サービス委譲契約の3年目から10年目、つまり建設が完了し、営業者が運営サービスを開始後、営業者は年間CU200の支払いを受ける。上記の契約条件のセクションで述べたように、この設

例の目的上、基準に満たない履行に対して営業者がペナルティを受けると仮定し、ペナルティはサービス委譲契約の3年目から10年目に営業者が権利を得る年間CU200から差し引かれるものとする。営業者が受け取る金額は、基準に満たない履行、又は所定の品質もしくは効率の要件を満たさなかった場合のペナルティによって減額する可能性があるが、本設例の目的上、たとえ契約上可能な最大のペナルティが発生した場合でも、3年目から10年目に権利を得る対価の総額は、建設サービスの履行義務の充足に関して収益として認識した金額を上回ると営業者は判断したものと仮定する。営業者は、契約内の他の履行義務を提供するか否かに関係なく、建設サービスに対する対価を受け取るため、建設活動が完了次第、建設サービスに対して委譲者から対価を受け取る無条件の権利を有することになると判断している。したがって、営業者は、工事が完了した後、建設サービスの履行義務に関する債権を認識する。これは、上記セクション4.2の設例4-2の取扱いと整合的である。

債権が認識されるまで契約資産を認識し、営業者は、IFRS第15号に従って契約の中の重大な金融要素を会計処理する。IFRS第15号に従い、建設の完了から1年超経過した後に支払いが行われる場合に重大な金融要素を認識することになる。これは、上のステップ3で取り上げた、上記の設例4-2やこの設例が該当する。設例4-2においては、8年目に提供される改修サービスに関して重大な金融要素を識別していない。契約開始時点において、企業は契約で受領する対価を各履行義務に配分するために企業が選択した方法に基づき、改修サービスの提供と支払いを受ける時期との間の期間が1年以内となると見込んでいるのであろう*[IFRS 15.63]*。

債権を認識した後は、委譲者に対する債権金額をIFRS第9号に従って会計処理する。IFRS第9号は、当初認識時に、金融資産を公正価値（純損益を通じて公正価値で測定される金融資産でない場合は取引コストを加算した金額）で測定することを求めている*[IFRS 9.5.1.1]*。そのため、この設例では、金融資産を建設が完了した後、公正価値で当初認識する。金融資産の公正価値は市場金利の変動の影響を受ける。（多くのインフラ・プロジェクトで一般的なように）建設又は改修の活動に相当の時間がかかる場合、市場金利が契約の建設フェーズ中に変動し、IFRS第9号に基づく金融資産の当初測定値と、IFRS第15号に基づき契約資産として認識された工事収益及び発生利息の金額には差異が生じる可能性がある。また、IFRS第9号に従った公正価値が市場金利を基礎とするのに対して、IFRS第15号に従って契約資産の一部として認識される発生利息は、「契約開始時における企業と顧客との間での独立した金融取引に反映されるであろう割引率」*[IFRS 15.64]*（すなわち、契約に固有の割引率）を用いて算定される。このことも、IFRS第15号に従って契約資産として認識される金額と、IFRS第9号に従った金融資産の当初測定値に差異が生じる原因となりうる。IFRS第15号は、IFRS第9号に従った金融資産の当初測定値と、それに対応するIFRS第15号に従って認識した収益の金額との間に差額があれば、費用として表示しなければならないと定めている*[IFRS 15.108]*。この設例では、2つの金額に差がないと仮定する。したがって、当初認識時の債権の公正価値は、建設完了時点における契約資産の帳簿価額と等しく、金融資産に対して6.18%の利息が認識される。これは、上記セクション4.2の設例4-2と一致している。以下の設例6-2は、IFRS第9号に基づく契約の開始から金融資産の当初認識までの間の金利の変化の影響を示している。

弊法人のコメント

IFRS第9号に基づき公正価値で測定される債権の当初測定値の算定に使用する利率は、支払期限までの時の経過及び取引先の信用リスクを考慮して決定される。割引率は、運営期間中に受領する対価がペナルティの対象となるリスクを反映してリスク調整されるべきではない。

適切な割引率の算定、したがって債権の公正価値の測定には、重大な見積りの不確実性が伴う可能性がある。この場合、IAS第1号第125項の開示要件を考慮しなければならない。

これは、「対価に対する無条件の権利がある場合、すなわち支払いの期限が到来する前に時の経過だけが必要な場合においてのみ、債権を認識する」というIFRS第15号の要求と整合的である*[IFRS 15.108]*。上で述べたように、上述の契約条件に基づき、契約上可能な最大のペナルティが発生したとしても、契約の3年目から10年目に権利を得る対価の総額は、建設サービスの履行義務の充足に関して収益として認識した金額を上回ると営業者は判断している。支払いに対する権利が営業者の将来の業績に左右される場合、営業者は対価に対する無条件の権利を有しておらず、したがって、債権ではなく契約資産を認識し続けるべきである。

IFRS第9号は、債権管理に関する営業者の事業モデルと、債権の契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて、債権を償却原価、その他の包括利益を通じた公正価値、又は純損益を通じた公正価値で事後測定することを求めている。この設例の目的上、営業者は、債権の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とした事業モデルを有していると仮定する。上述のとおり、建設サービスに対して認識する債権の回収可能性は、サービス委譲契約の将来の履行に依存しないと営業者は判断している。営業者は、債権がSPPIテスト(キャッシュ・フローが「元本及び元本残高に対する利息の支払のみ」であることを確認するテスト)を満たさないようなその他の特徴を識別していない。したがって、債権は、償却原価で事後測定される。これは、上記セクション4.2の設例4-2と整合する。IFRS第9号に従った金融資産の事後測定については、『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第7章「金融商品:事後測定」で説明している。

この設例の契約条件の下では、上記のとおり、営業者のキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表の概要は、上記セクション4.2の設例4-2で示したIFRIC第12号の設例1のものと整合する。この契約における営業者は、基準に満たない履行に対してペナルティを受ける可能性があるが、ペナルティに関する契約条件は、上述の理由により、営業者の主要な財務諸表の金額に影響を与えない。

建設フェーズで認識される契約資産と、建設が完了した後に認識される債権はどちらも、IFRS第9号の減損の要求事項の対象となる*[IFRS 15.107]*。IFRS第9号に従った金融資産の減損については、『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第8章で説明している。

設例 6-2: 金融資産モデル－工事が完了した後に認識される債権及び債権認識時の割引率の変動

契約条件

契約の条件は、上記の設例 6-1と同じである。ただし、この設例では、サービス委譲契約の開始時点と営業者が債権を認識する時点との間で、割引率の変動があったと仮定する。これにより、上記セクション4.2の設例4-2で示した結果と比べて、営業者の損益計算書と貸借対照表に変化が生じる。

これらの仮定や事実又は状況に何らかの変更があった場合には、IFRIC第12号及びIFRS第15号の規定を参照して評価する必要があり、その結果、以下に説明する会計処理とは異なる会計処理が行われる可能性がある。

債権の当初認識

IFRIC第12号は、委譲者に対する対価について、建設活動中は契約資産に分類することを求めている*[IFRIC 12.19]*。営業者は、顧客から対価を受け取る無条件の権利を得て初めて、契約資産ではなく債権を認識することになる。対価に対する営業者の権利は、当該対価の支払いの期限が到来する前に時の経過だけが要求される場合には、無条件である*[IFRS 15.108]*。上記の設例4-2及び6-1と整合的に、この設例の契約条件では、営業者は建設が完了した後に建設サービスの履行義務に関する債権を認識する。

債権を認識した後は、委譲者に対する債権金額をIFRS第9号に従って会計処理する。IFRS第9号は、当初認識時に、金融資産を公正価値（純損益を通じて公正価値で測定する金融資産でない場合は取引コストを加算した金額）で測定することを求めている*[IFRS 9.5.1.1]*。そのため、当該金融資産は当初、公正価値で認識する。金融資産の公正価値は市場金利の変動の影響を受ける。（多くのインフラ・プロジェクトで一般的なように）建設又は改修の活動に相当の時間がかかる場合、市場金利が建設フェーズ中に変動し、IFRS第9号に基づく金融資産の当初測定値と、IFRS第15号に基づき契約資産として認識された工事収益及び発生利息の金額には差異が生じる可能性がある。また、IFRS第9号に従った公正価値が市場金利を基礎とするのに対して、IFRS第15号に従って契約資産の一部として認識される発生利息は、「契約開始時における企業と顧客との間での独立した金融取引に反映されるであろう割引率」*[IFRS 15.64]*（すなわち、契約に固有の割引率）を用いて算定される。このことも、IFRS第15号に従って契約資産として認識される金額と、IFRS第9号に従った金融資産の当初測定値に差異が生じる原因となりうる。IFRS第15号は、IFRS第9号に従った金融資産の当初測定値と、それに対応するIFRS第15号に従って認識した収益の金額との間に差額があれば、費用として表示しなければならないと定めている*[IFRS 15.108]*。上記の設例4-2及び6-1では、この2つの金額に差異がないと仮定している。この設例では、建設完了時の債権の当初認識に適用された金利（6.73%）が、IFRS第15号に基づき適用された金利（6.18%）と異なり、その結果、IFRS第15号の契約資産よりも低い金額で債権が認識されたと仮定している。

弊法人のコメント

IFRS第9号に従った債権の当初測定値の算定に使用する金利は、支払期限までの時の経過及び取引先の信用リスクを考慮して決定される。割引率は、運営期間中に受領する対価がペナルティの対象となるリスクを反映してリスク調整されるべきではない。

適切な割引率の算定、したがって債権の公正価値の測定には、重大な見積りの不確実性が伴う可能性がある。この場合、IAS第1号第125項の開示要件を考慮しなければならない。

これは、「対価に対する無条件の権利がある場合、すなわち支払いの期限が到来する前に時の経過のみが必要な場合においてのみ、債権を認識する」というIFRS第15号の要求と整合的である*[IFRS 15.108]*。この設例では、契約上可能な最大のペナルティが発生したとしても、契約の3年目から10年目に権利を得る対価の総額は、建設サービスの履行義務の充足に関して収益として認識した金額を上回ると営業者は判断している。支払いに対する権利が営業者の将来の業績に左右される場合、営業者は対価に対する無条件の権利を有しておらず、したがって、債権ではなく契約資産を認識し続けるべきである。

営業者の損益計算書及び貸借対照表は以下のようになる。営業者のキャッシュ・フロー計算書は、上記セクション4.2の設例4-2に示したものと同じである。

損益計算書

（単位：CU）

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
収益 (a)	525	525	12	12	12	12	12	122	12	12	1,256
契約上のコスト (a)	(500)	(500)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(110)	(10)	(10)	(1,180)
金融収益 (b)	-	32	71	64	55	46	37	26	23	12	366
債権の当初認識時の費用(c)	-	(22)	-	-	-	-	-	-	-	-	(22)
借入コスト (a)	-	(34)	(69)	(61)	(53)	(43)	(33)	(23)	(19)	(7)	(342)
純利益	**25**	**2**	**4**	**4**	**5**	**5**	**5**	**15**	**6**	**7**	**78**

(a) 収益、契約上のコスト及び借入コストは、上記セクション4.2の設例4-2と同じである。

(b) 2年目の契約資産に対する金融収益は、IFRS第15号に従って算定した6.18%の利率で認識する。3年目から10年目までの債権の金融収益は、IFRS第9号に従って算定した6.73%の実効金利に基づいている。

(c) 当初認識時の債権の公正価値（CU1,060）と、IFRS第15号に基づき認識した収益及び金融収益の対応する金額（CU1,082）との差額

貸借対照表

（単位：CU）

年度末	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
委譲者に対する債権金額 (a)	-	1,060	943	818	686	544	393	341	176	-
契約資産	525	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現金／（借入金）(b)	(500)	(1,034)	(913)	(784)	(647)	(500)	(343)	(276)	(105)	78
純資産	**25**	**26**	**30**	**34**	**39**	**44**	**50**	**65**	**71**	**78**

(a) 委譲者に対する債権の期首残高に、期中に稼得した収益及び金融収益（損益計算書）を加算し、そこから3年目から10年目までの各年度の収入（CU200）を減算

(b) 現金／（借入金）及びキャッシュ・フロー計算書は、上記セクション4.2の設例4-2と同じ。

契約資産は、工事完了時に認識を中止する前はCU1,082で計上されていた。これは、1年目の終了時点での契約資産CU525に、2年目の収益CU525及び2年目に6.18%の利率で発生した利息CU32を加えたものである。営業者は、当初認識時の債権の公正価値を、割引率6.73%によりCU1,060と算定した。営業者は、債権の当初認識時点である2年目の終了時点において、CU22（CU1,082-CU1,060）の費用を損益計算書に計上した。IFRS第15号は、IFRS第9号に従った金融資産の当初測定値と、それに対応するIFRS第15号に従って認識した収益の金額との間に差額があれば、費用（たとえば、減損損失）として表示しなければならないと定めている*[IFRS 15.108]*。

IFRS第9号は、債権管理に関する営業者の事業モデルと、債権の契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて、債権を償却原価、その他の包括利益を通じた公正価値、又は純損益を通じた公正価値で事後測定することを求めている。この設例では、営業者は、債権の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とした事業モデルを有しており、債権がSPPIテストを満たさないような特徴は認められていない。したがって、債権は、償却原価で事後測定され、債権に対する利息は実効金利6.73%で認識される。そのため、営業者は運営期間にわたって、金利が変動しなかったと仮定した場合よりも多額の金融収益を認識することになる。この設例では、サービス委譲の残存期間にわたって、金融収益と金融資産の当初認識時の減損損失とを相殺することにより、委譲から生じる全体の純利益はCU78となり、上記の設例6-1と一致する。IFRS第9号に従った金融資産の事後測定については、『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第7章で説明している。

建設フェーズで認識される契約資産と、建設が完了した後に認識される債権はどちらも、IFRS第9号の減損の要求事項の対象となる*[IFRS 15.107]*。IFRS第9号に従った金融資産の減損については、『IFRS 国際金融・保険会計の実務 International GAAP 2022』第8章で説明している。

設例 6-3: 金融資産モデル－建設サービスに関連する契約資産は、契約に含まれる他の履行義務が充足される期間にわたって債権に振り替えられる

契約条件

契約条件は、上記の設例 6-1と同じであるが、この設例では、営業者が運営、保守及び改修サービスを完全に履行しない場合、契約の3年目から10年目に発生するペナルティは、年CU200に達する可能性があると仮定する。したがって、仮に営業者に最大のペナルティが生じる場合、3年目から10年目に営業者が受け取る合計金額はゼロとなる。その結果、営業者の損益計算書及び貸借対照表は、これまでの設例で示したものに比べて変化する。

これらの仮定や事実又は状況に何らかの変更があった場合には、IFRIC第12号及びIFRS第15号の規定を参照して評価する必要があり、その結果、以下に説明する会計処理とは異なる会計処理が行われる可能性がある。

債権の当初認識

IFRIC第12号は、委譲者に対する対価について、建設活動中は契約資産に分類することを求めている[IFRIC 12.19]。営業者は、顧客から対価を受け取る無条件の権利を得て初めて、契約資産ではなく債権を認識することになる。対価に対する営業者の権利は、当該対価の支払いの期限が到来する前に時の経過だけが要求される場合には、無条件である[IFRS 15.108]。顧客から支払いを受ける権利を獲得する前に、営業者がまず契約における別の履行義務を充足しなければならない場合、対価に対する権利は無条件とはならない。

本設例では、営業者は3年目から10年目まで、つまり建設が完了し、営業者が運営サービスを開始した後、年間CU200の支払いを受ける権利を得る。ただし、この金額は、営業者の履行が基準に満たない場合、あるいは所定の品質もしくは効率の要件を満たさない場合には、ペナルティの分だけ減る可能性がある。営業者が運営、保守及び改修サービスをまったく履行しなかった場合、ペナルティは年間CU200となり、3年目から10年目に営業者が受け取る総額はゼロとなる。営業者は、多額のペナルティが発生するとは見込んでいないが、建設サービスに対する対価の支払いに義務が生じる前に要求されるのは時の経過だけではないため、工事が完了した時点では、対価に対する無条件の権利を有しているわけではない。むしろ、営業者は建設サービスに対する対価を受け取るためには、他のサービスを、満足のいく水準で提供しなければならない。営業者は、建設サービスに対する対価を受け取る権利を得る前に、まず契約に含まれる別の履行義務を充足しなければならないため、建設が完了した後も契約資産を引き続き認識する。毎年、営業者が運営及び保守の履行義務を果たすにつれ、対価に対する営業者の権利であるCU200が無条件のものとなる(すなわち、CU200の支払いに義務が生じる前に要求されるのは時の経過のみとなる)。したがって、建設サービスに対して支払われる金額は、契約に含まれる他の履行義務が営業者によって充足される期間にわたって、契約資産から債権へ振り替えられる。

弊法人のコメント

実務上は、サービス委譲契約で課される契約上のペナルティの性質により、建設サービスと交換に営業者に支払われる金額は、契約上の他の履行義務が営業者によって充足される期間にわたって、契約資産から債権へと時折振り替えられるのみである。ただし、契約上のペナルティの性質によっては、営業者が対価を受け取る無条件の権利を有し、したがって債権を認識する時点を識別するために判断が必要となる場合がある。

IFRS第9号は、当該債権を公正価値で当初認識することを求めている[IFRS 9.5.1.1]。金融資産の公正価値は、市場金利の変動の影響を受ける。建設又は改修活動にかなりの時間がかかる場合(多くのインフラ・プロジェクトでよくあることであるが)、市場金利が当該契約の建設フェーズにわたって変動する可能性があり、その結果、IFRS第9号に基づく金融資産の当初測定値とIFRS第15号に基づく契約資産の帳簿価額との間に差額が生じる。さらに、IFRS第9号に基づく公正価値は市場金利に基づいているのに対し、IFRS第15号に基づいて契約資産の一部として認識される未払利息は、「(中略)契約開始時に企業とその顧客との間の個別の融資取引に反映されるであろう利率、つまり契約に固有の利率(中略)」を使用して決定される[IFRS 15.64]。これにより、IFRS第15号に基づいて契約資産として認識される金額と、IFRS第9号に基づく金融資産の初期測定との間に差異が生じる可能性もある。IFRS第15号では、IFRS

第9号に基づく金融資産の当初測定と、それに対応してIFRS第15号に基づいて認識される収益額との差額を、損益計算書で収益又は費用として表示することを要求している。この例では、これら2つの金額に差がないことを前提としている。上記の設例6-2は、IFRS第9号に基づく契約の開始から金融資産の当初認識までの間の金利の変化の影響を示している。

営業者は、IFRS第15号に従い、契約資産の残存部分に対して、当初の金利である6.18%で、利息の計上を継続する。営業者が建設サービスを提供した後に市場金利が変動した可能性があるのに対して、IFRS第15号は、契約開始後の状況又は金利の変動について、企業は(約束された対価を割り引くために使用する)割引率を見直してはならないとしている*[IFRS 15.64]*。

契約資産と債権は、いずれもIFRS第9号の減損の要求事項の対象となる*[IFRS 15.107]*。

営業者の損益計算書及び貸借対照表は以下のようになる。営業者のキャッシュ・フロー計算書は、上記セクション4.2の設例4-2に示したものと同じである。

損益計算書

(単位:CU)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	**合計**
収益 (a)	525	525	12	12	12	12	12	122	12	12	1,256
契約上のコスト (a)	(500)	(500)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(110)	(10)	(10)	(1,180)
金融収益 (b)	-	32	67	59	51	43	34	25	22	11	344
借入コスト (a)	-	(34)	(69)	(61)	(53)	(43)	(33)	(23)	(19)	(7)	(342)
純利益	**25**	**23**	**-**	**-**	**-**	**2**	**3**	**14**	**5**	**6**	**78**

(a) 収益、契約上のコスト及び借入コストは、上記セクション4.2の設例4-2で示したIFRIC第12号の設例1と同じである。

(b) 契約資産に対する金融収益は、契約開始時にIFRS第15号に従って算定した、6.18%の利率で引き続き認識する。

貸借対照表

(単位:CU)

年度末	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
委譲者に対する債権金額 (a)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
契約資産	525	1,082	961	832	695	550	396	343	177	-
現金/(借入金) (b)	(500)	(1,034)	(913)	(784)	(647)	(500)	(343)	(276)	(105)	78
純資産	**25**	**48**	**48**	**48**	**48**	**50**	**53**	**67**	**72**	**78**

(a) 委譲者に対する契約資産の期首残高に、期中に稼得した収益及び金融収益(損益計算書)を加算し、そこから3年目から10年目までの各年度の収入(CU200)を減算

(b) 現金/(借入金)及びキャッシュ・フロー計算書は、上記セクション4.2の設例4-2で示したIFRIC第12号の設例1と同じである。

設例 6-4: 無形資産モデル

契約条件

契約条件は、上記セクション4.3の設例4-3及び上記セクション5.2の設例5-2と同じである。設例4-3及び5-2は、IFRIC第12号の設例2に基づいており、営業者の年間収入は委譲契約期間にわたって一定であり、キャッシュ・フローと公正価値の実績は予測と変わらず、契約期間中の契約の変更は行われず、また、サービス提供の時期が契約開始時点の予想から変更されることはないと仮定している。これらの仮定や事実又は状況に何らかの変更があった場合には、IFRIC第12号及びIFRS第15号の規定を参照して

評価する必要があり、その結果、上記の設例4-3及び5-2で示した会計処理とは異なる可能性がある。

ステップ1 - 顧客との契約を識別する

IFRS第15号において、契約は、強制可能な権利及び義務を生じさせる当事者間の合意と定義されている*[IFRS 15 Appendix A]*。顧客は、IFRS第15号において、企業の通常の活動のアウトプットである財又はサービスを対価と交換に獲得するために企業と契約した当事者と定義されている。

公的部門である委譲者がインフラ資産を支配しているため、建設及び改修(再舗装)のサービスは委譲者に提供される。委譲者はサービスと交換に、営業者に対して無形資産の形態で対価を支払う。

営業者が負う義務が公共サービスの性質を有しているため、運営サービスは道路を利用する社会一般に対して提供される。たとえば、道路利用者が道路の入り口に設けられた料金所でチケットを受け取る場合など、営業者と各道路利用者との間で文書による契約が存在する可能性がある。文書による契約がない場合であっても、一般の道路利用者は、道路の利用と交換に営業者に対価を移転するため、営業者との黙示的な契約が存在しているとみなすことが可能であろう。IFRS第15号では文書による契約の存在は求められておらず、契約は口頭によるものでも黙示的なものでもよいが、法的に強制可能なものでなければならない*[IFRS 15.10]*。営業者と道路利用者との間の契約における特定された財又はサービスは、有料道路へのアクセスの提供である。アクセスする権利は、営業者が提供する運営サービスを通じて、営業者が物理的に支配している。

上記の設例4-3及び5-2は、取決めに含まれる2つの契約上の顧客関係、すなわち、(1)有料道路の建設を目的とした建設サービスを提供する委譲者との契約、及び(2)営業者が実施する有料道路へのアクセスを提供する個々の公道利用者との多数の契約を表したものであり、いずれの契約上の顧客関係においても営業者が本人として行動している。

IFRS第15号に従った顧客との契約の特定については、第27章セクション3で説明している。

ステップ2 - 契約における履行義務を識別する

上記の設例4-3及び5-2では、営業者は以下の履行義務に関して収益を認識する。

- 委譲者との契約— 別個の履行義務である建設サービス
- 道路利用者との多数の契約— 別個の履行義務である運営サービス

委譲者との契約により、営業者は、当初の表面が劣化し一定水準以下となったときに、道路の再舗装が求められる。再舗装は独立した履行義務として識別されない。道路の再舗装を要求されるのが、特定の時点ではなく、当初の表面が一定の水準以下に劣化したときであるため、営業者はこれをIAS第37号に従って認識及び測定される道路を原状回復する契約上の義務とともに、インフラ資産を保守又は原状回復する契約上の義務として処理する*[IFRIC 12.21]*。これは、IFRS第15号における品質保証型の製品保証の会計処理に類似する。品質保証型の製品保証は、製品が合意された仕様に従っているという保証を顧客(この設例では道路の利用者)に提供するものであり、独立した履行義務ではない*[IFRS 15.B30]*。

IFRS第15号に従った契約における履行義務の識別については、第27章セクション4で説明している。

ステップ3 - 取引価格を算定する

委譲者との契約における対価は、建設サービスと交換に営業者が権利を得ると見込んでいる金額となる。当該対価は、有料道路利用者に課金できる権利であり、つまり、その公正価値を信頼性をもって見積れない場合を除き、公正価値で測定される非現金対価である。企業が現金以外の対価の公正価値を信頼性をもって見積れない場合には、当該対価は、約束した財又はサービスの独立販売価格を参照して間接的に測定される*[IFRS 15.66, IFRS 15.67]*。上記の設例4-3及び5-2では、無形資産の公正価値を約束した建設サービスの独立販売価格を参照して間接的に測定している。

上記の設例4-3及び5-2は、営業者は1年目と2年目に建設サービスを提供し、2年目の終わりに建設が完了した時に無形資産を受け取るというタイミングの違いがあるにもかかわらず、営業者による建設サービスの提供に関連する重要な金融要素を識別していない。これは、建設サービスの現金販売価格と約束した対価との差額の理由が、資金提供以外の理由で生じており、その差額が理由に見合っていると営業者が判断したためと考えられる*[IFRS 15.62]*。この設例では、約束した対価が、有料道路の利用者に課金できる権利を表す無形資産であり、その権利は有料道路が建設されるまで行使できないことから、営業者はこのような結論に達したものと思われる。したがって、この設例では、対価の性質上、営業者による建設サービスの提供と約束した対価である無形資産の受取との間に遅延が生じざるを得ない。

営業者は運営サービスと交換にそれぞれの有料道路の利用者から現金対価を受け取る。運営サービスに対する対価の総額は、有料道路を利用する車両の台数によって変動する。しかし、各契約は個々の道路利用者(顧客)とのものであるため、契約ごとに分離して考えるのが適切と思われる。各契約の取引価格は、各道路利用者が支払う通行料である。

IFRS第15号に従った取引価格の決定については、第27章セクション5で説明している。

ステップ4 - 取引価格を契約における履行義務に配分する

IFRS第15号は、取引価格を相対的な独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しなければならないと定めている*[IFRS 15.74]*。観察可能な独立販売価格を容易に入手できない場合は、企業が合理的に利用可能なすべての情報を考慮して見積る必要がある*[IFRS 15.78]*。営業者は、予想コストにマージンを加算する方法を用いて独立販売価格を見積ることができるが*[IFRS 15.79]*、別の方法も認められる。

上記ステップ2で説明しているように、委譲者との契約における別個の履行義務は建設サービスのみである。したがって、取引価格は建設サービスに配分される。同様に、個々の道路利用者との各契約における別個の履行義務は、運営サービスの提供である。

IFRS第15号に従った取引価格の各履行義務への配分は、第27章セクション6で説明している。

ステップ5 - 企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれ)収益を認識する

上記の設例4-3及び5-2では、建設及び運営サービスに対する収益は一定の期間にわたり認識されている。

一定の期間にわたる収益の認識に関するIFRS第15号の要件の1つに、企業の履行によって顧客が支配する資産を創出又は増価するという要件がある*[IFRS 15.35(b)]*。IFRIC第12号の適用対象となるた

めには、サービス委譲契約の委譲者が、重要な残余持分を含めてインフラ資産を支配していなければならない。したがって、建設サービスについては、一定の期間にわたる収益の認識要件を満たしていると判断するのが合理的と思われる。一定の期間にわたる進捗度は、インプット法を用いて、履行義務の充足に向けての営業者のインプット(たとえば、発生コスト、経過期間)が、当該履行義務を完全に充足するために予想されるインプット合計に占める割合に基づき測定することができる*[IFRS 15.B18]*。他の方法も認められるが、企業は、企業の履行を忠実に描写する最善の方法を決定すべきである。上記の設例4-3及び5-2では、工事収益は、発生したコストが建設サービスの履行義務を完全に充足するために必要な予想コストの合計に占める割合を参照して、一定期間にわたって認識されているようである。

一定の期間にわたる収益の認識に関するIFRS第15号の別の要件として、企業が履行するにつれて顧客が便益を同時に受け取って消費するという要件がある*[IFRS 15.35(a)]*。各道路利用者は、営業者によって提供される便益を、営業者が道路運営サービスを提供するにつれて同時に受け取って消費するため、営業者は一定の期間にわたり収益を認識する。ただし、この事例では、営業者が各道路利用者に道路運営サービスを提供する期間(すなわち、道路利用者が有料道路を通行する時間)が短いことに鑑み、営業者は通行料を徴収したときに通行料収益を認識する。

本設例の契約条件では、上述のとおり、営業者のキャッシュ・フロー計算書、損益計算書及び貸借対照表の概要は、IFRIC第12号の設例2(上記セクション4.3の設例4-3及び上記セクション5.2の設例5-2)のものと一致することになる。

IFRS第15号に従った履行義務の充足については、第27章セクション7で説明している。

契約資産又は無形資産への分類、及び減損テスト

IFRIC第12号は、建設又は改修の期間中、営業者が対価を契約資産として分類することを求めている*[IFRIC 12.19]*。

IFRIC第12号は、建設期間又は改修期間中に対価を契約資産として分類することを求めている一方、IFRIC第12号の設例2では、建設フェーズにおいては契約資産は無形資産に表示されるとしている*[IFRIC 12.IE15]*。

IAS第38号によると、無形資産の償却は、当該資産が使用可能となった時点、すなわち、当該資産が経営者の意図した方法で稼働可能となるのに必要な場所及び状態に置かれたと きに開始しなければならない。これは、道路の建設が完了し、営業者が道路を運営する権利を使用して収益を生み出すことができるようになってからのことであろう。

前述のとおり、IFRIC第12号は、建設又は改修期間中、営業者が対価を契約資産として分類することを求めている。契約資産は、IFRS第9号の減損の要求事項の対象となる*[IFRS 15.107]*。契約資産は債権又は現金ではなく、無形資産の形態で実現されると見込まれることから、営業者は、契約資産の減損テストをどのように行うかの決定に際して、判断が必要となる可能性がある。営業者は、契約資産の予想信用損失を算定するために、自らが権利を与えられている基礎となる無形資産の価値をキャッシュ・フローの代わりとして用いることができるかどうか、またそれをどのように用いるかを検討する可能性がある。

借入コストの資産化

無形資産モデルでは、建設期間中の借入コストを資産化しなければならない*[IFRIC 12.22]*。しかし、

前述のようにIFRIC第12号は、建設期間中の対価を無形資産ではなく契約資産に分類することを求めている*[IFRIC 12.19]*。解釈指針委員会は2019年3月、一定の期間にわたり収益が認識される建築物に係る借入コストの資産化に関するアジェンダ決定を公表した。解釈指針委員会は、アジェンダ決定の中で、検討した特定の事実パターンにおいて、契約資産の意図した使用が、それが可能となるまでに相当の期間を要する使用に該当しないため、契約資産は適格資産ではないと指摘した。IAS第23号は、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストの資産化を要求している*[IAS 23.8, IAS 23.5]*。無形資産モデルでは建設フェーズ中の借入コストを資産化するというIFRIC第12号の要求と、今回のアジェンダ決定との間には対立関係があると主張する人がいるかもしれない。

弊法人のコメント

2019年3月のアジェンダ決定は、無形資産モデルの下では建設期間中に借入コストを資産化しなければならないIFRIC第12号第22項の要求を覆すものではないと我々は考えている。

7 開示規定:SIC 第 29 号

IFRIC第12号には、特別の開示規定は定められていないが、適用されるさまざまな会計基準書(たとえば、IFRS第9号、IFRS第7号「金融商品:開示」*[IFRIC 12.23]*、IFRS第15号及びIAS第38号)の開示規定に適宜従わなければならない。IFRIC第12号の数年前に公表されたSIC第29号には、追加の開示規定が含められている*[IFRIC 12.10]*。SIC第29号の適用範囲は、IFRIC第12号のようには定められておらず、IFRIC第12号の適用範囲より広範である可能性が高いことに留意すべきである。すなわち、SIC第29号は、当該解釈指針書に記載されている取引(ただし、SIC第29号に定義は規定されていない)に適用されるが、それは上記セクション3で述べた支配基準に基づくものではない。また、SIC第29号は取引の両当事者に適用されるが、IFRIC第12号は委譲契約の営業者のみに適用される。

SIC第29号では、サービス委譲を、企業(営業者)が別の企業(委譲者:政府機関等公的部門の場合もあれば民間企業の場合もある)に代わり、主要な経済的かつ社会的施設に公にアクセスできるようにするためのサービスを提供する契約であると説明されている。なお、SIC第29号では、サービス委譲契約の例として、水処理や上水施設、高速道路、駐車場、トンネル、橋、空港や通信ネットワークが取り上げられている*[SIC-29.1]*。

また、SIC第29号では、すべてのサービス委譲契約に共通する特徴は、営業者が公共サービスを提供する権利を取得すると同時にその提供義務を負うことであると説明されている*[SIC-29.3]*。また、その適用範囲から、内部サービス業務(たとえば、従業員カフェテリア、ビルの保守点検、会計機能や情報技術機能)の外部委託を行っている企業は除外されている*[SIC-29.1]*。

弊法人のコメント

上記で説明したように、主要なインフラ資産の建設を伴わない契約の中には、SIC第29号の対象とならないものがある(ただし、サービス委譲契約と外部委託契約の間に明確な境界線を引くことはできない)。たとえば、政府部門と委譲運営者との間のハードウェア及びソフトウェアの交換など、既存のコンピュータ・システムの保守点検に関する契約は、SIC第29号の適用対象外となる。

しかし、ある企業が別の企業に代わって主要な経済的かつ社会的施設に公にアクセスできるようにするためのサービスを提供する契約は、IFRIC第12号第5項の支配要件準を満たしていない場合でも、SIC第29号の開示要件の適用対象となる。

SIC第29 号では、権利と義務が以下のようにまとめられている*[SIC-29.2]*。

サービス委譲契約は一般的に、委譲期間にわたる委譲者から営業者への次のものの移転を伴う。

(a) 主要な経済的・社会的施設への公的なアクセスを与えるサービスを提供する権利

(b) 場合によっては、特定の有形資産、無形資産又は金融資産を使用する権利

営業者はその代わりに、

(a) 委譲期間に一定の条件に従ってサービスを提供する責任を負う。

(b) 該当する場合には、委譲期間の終了時点で、委譲期間開始時点に受領した権利及び/又は委譲期

間の間に取得した権利を返還する責任を負う。

SIC第29号では、サービス委譲契約に関してIAS第16号（第18章を参照）、IFRS第16号（第23章を参照）及びIAS第38号（第17章を参照）等で部分的に求められる開示に追加する形で開示事項を定めている*[SIC-29.5]*。

SIC 第 29 号からの抜粋	
6	サービス委譲契約に関わるすべての局面を、注記での適切な開示を決定する際に検討しなけれ ばならない。営業者と委譲者は、各期間について次の開示を行わなければならない。 (a) 契約の内容 (b) 将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性に影響を与えるかもしれない契約の重大な条件（例えば、委譲期間、価格改定日及び価格改定又は再交渉が決定される根拠） (c) 次のものの内容及び範囲（例えば、数量、期間又は適切な場合には金額） (i) 特定の資産を使用する権利 (ii) サービスを提供する義務又はサービスの提供を期待する権利 (iii) 有形固定資産を取得又は建設する義務 (iv) 委譲期間の終了時点で特定の資産を引き渡す義務又は受領する権利 (v) 更新と解約オプション (vi) その他の権利と義務（例えば、大規模な定期点検） (d) 期間中に発生する契約の変更 (e) サービス契約の分類方法
6A	建設サービスを金融資産又は無形資産と交換した場合には、営業者は当該期間に認識した収益 及び純損益の金額を開示しなければならない。

上記のSIC第29号第6項で求められている開示は、サービス委譲契約の各々について個別に又はサービス委譲契約の各クラスについて総額で示すべきである。クラスとは、類似の性質（たとえば、通行料の徴収、通信及び水処理サービス）のサービスを伴うサービス委譲契約をグループ化したものをいう*[SIC-29.7]*。

VINCI社は、契約の主な条件について集約的な開示を行っている。以下の開示例は、委譲契約を取り上げた開示の一部のみである。

開示例 7-1: VINCI 社 (2022 年)　フランス

2022 年 12 月 31 日時点の連結財務諸表（抜粋）

2022 年 12 月 31 日時点の連結財務諸表の注記（抜粋）

F. 委譲事業：PPP 契約、委譲契約、その他のインフラ（抜粋）

12. 委譲事業における主な契約の特徴（抜粋）

委譲事業における主な契約の特徴について、下表で事業分野ごとに示しています。

	国	サービス委譲契約終了日	モデル	連結方法
VINCIオートルート 社(*)				
ASF グループ				
ASF 有料高速道路2,730km	フランス	2036 年	無形資産	FC
Escota 有料高速道路471km	フランス	2032 年	無形資産	FC
	（中略）			
VINCIエアポート 社(**)				
ソシエテコンセッショネア空港 ナント・アトランティック空港及びサン=ナゼール・モントワール空港	フランス	(***)	無形資産	FC
リヨン空港 リヨン・サンテグジュペリ空港及びリヨン・ブロン空港	フランス	2047年	無形資産	FC
ANAグループ 10空港	ポルトガル	2063 年	無形資産	FC
ベルファスト国際空港	英国	2993 年	無形資産	FC
	（中略）			

(*)　報酬は委譲契約に定める価格法に基づいており、価格の値上げは委譲者の許可を受けなければなりません。

(**)　報酬は利用者と航空会社の両方から得ています。航空料金は一般に規制されています。

(***)　委譲契約は公共の利益に基づき2019年10月24日に終了しました。終了は、入札募集が行われた新たな委譲契約の署名日までに発効する予定です。

FC：全部連結、EM：持分法

	国	サービス委譲契約終了日	モデル	連結方法
VINCIハイウェイ社				
Gefyra リヨン・アンティリオン有料橋	ギリシャ	2039年	無形資産	FC
Lima Expresa	ペルー	2049年	無形資産	FC

アマリージャ線:有料高速道路　25km				
Strait Crossing Development社 カナダのプリンスエドワード島とニューブランズウィック州を結ぶ連合橋	カナダ	2032年	無形資産	FC
A4 Horselberg A-Modell　45km	ドイツ	2037年	無形資産	EM

特定の契約では、委譲者からの投資助成金の恩恵を受ける場合があります。これは主に金融資産モデルに基づく契約に関係しますが、交通量のリスクを伴う特定の契約にも関係しています(Arcour (A19)、LISEA及びConsortium Stade de France)。

原則として、契約が終了すると、委譲に関するインフラ資産は無償で委譲者に返還されます。契約が解除された場合、又は委譲資産が委譲者によって早期に買い取られた場合は、委譲保有者に補償金が支払われます。その金額は、契約上又は法律上の定めに基づいて決定されます。

15　サービス委譲契約に基づくオフバランスのコミットメント(抜粋)

15　サービス委譲契約に基づくオフバランスのコミットメント

15.1 グループにより支配されている企業

契約上の投資及び更新義務

(単位:百万ユーロ)	2022年12月31日	2021年12月31日
ASFグループ	1,039	690
OMA(Grupo Aeroportuario del Centro Norte-メキシコ)	488	-
Cofiroute	370	467
VINCIハイウェイ	286	28
ANAグループ(ポルトガル)	199	106
North Region空港	176	-
Cobra IS	143	105
ベルグラード空港(セルビア)	62	184
ADLリヨン空港	57	20
ロンドン・ガトウィック空港(英国)	38	64
Lima Expresa(ペルー)	34	80
その他	29	95
合計	**2,922**	**1,837**

高速道路委譲会社の契約上の投資義務は、主として、委譲契約、2015年の高速道路活性化計画の一環としての複数年のマスター契約、及び2018年に承認された高速道路投資計画に基づいて行われる事業から構成されています。VINCIオートルート社の事業額は2022年12月31日時点で14億900万ユーロに達しており、主に計画されているモンペリエ西部バイパスに関連する3億4,100万ユーロの増加による

ものでした。

これらの事業の増加は、メキシコのOMAの空港とブラジルのマナウス空港で行われる投資と、ブラジルのサンパウロ州の高速道路の委譲運営会社であるEntreviasの55%を取得するというVINCIハイウェイ社の事業も反映されています。Cobra ISの投資義務は主に、エクアドルのVillocano Energyプロジェクトとブラジルの Dunasプロジェクトに関するものです。

上記の金額には、委譲契約に基づくインフラ資産の保守のための支出に関する義務は含まれておりません。当該義務に関しては、保守計画に基づき固有の引当金を計上しております（注記H.19.3「引当金（流動）の内訳」を参照）。

金融資産モデル又は分離モデルが適用される場合には、子会社は投資コミットメントの見返りとして委譲者から支払いを受けることが保証されています。

資金調達に関する担保

通常、子会社と行う資金調達を確保するために担保証券（株式の担保の形式で）を差し入れていますが、その内訳は以下のとおりです。

（単位：百万ユーロ）	開始日	終了日	金額
ロンドン・ガトウィック空港	2011	2049	2,600
Arcour	2008	2047	578
OMA（Grupo Aeroportuario del Centro Norte）	2022	2029	423
Aerodom	2017	2029	358
Arcos	2018	2045	358
Lima Expresa	2016	2037	284
ベルファスト空港	2018	2035	249
ADL：リヨン空港	2016	2033	220
Gefyra	1997	2029	122
その他のサービス委譲の運営会社			285
合計			**5,476**

その他のサービス委譲プロジェクトの資金調達に関連する担保権が107百万ユーロ付与されています。

SIC第29号で要求されている開示に加えて、IFRS第15号の開示規定についても考慮する必要がある。詳細は、第27章セクション10を参照されたい。VINCI社は、サービス委譲契約から稼得した収益及び利益についても開示している。以下の開示例では、事業分野別の収益の構成要素として、委譲契約から生じる収益を開示している。なお、この開示例は、IFRS第15号の開示要求を説明することを意図したものではない。

開示例 7-2: VINCI 社 (2022 年) フランス

2022 年 12 月 31 日時点の連結財務諸表（抜粋）

2022 年 12 月 31 日時点の連結財務諸表の注記（抜粋）

C. 事業分野別及び地域別の財務指標（抜粋）

1. 事業分野別のセグメントに関する情報（抜粋）

1.2 サービス委譲事業に関する情報（抜粋）

2022 年

	サービス委譲			
（単位：百万ユーロ）	VINCI オートルート社	VINCI エアポート社	VINCIハイウェイ社、VINCIレールウェイ社、VINCIスタジアム社、その他	合計
損益計算書				
収益(*)	**6,003**	**2,679**	**479**	**9,162**
サービス委譲子会社の収益	543	111	8	663
収益合計	6,546	2,791	487	9,825
経常的活動による営業利益	**3,127**	**983**	**61**	**4,171**
収益に対する割合	*52.1%*	*36.7%*	*12.8%*	*45.5%*
経常的な営業利益	**3,109**	**941**	**49**	**4,099**
営業利益	**3,109**	**940**	**90**	**4,140**

(*) グループ以外の会社が実施した作業から生じるサービス委譲子会社の収益を除いております。

付録 A - よくある質問

質問 3-1: インフラ資産が第三者からリースされるサービス委譲契約について、営業者はどのように会計処理するのか 23
質問 4-1: IFRIC 第 12 号の適用対象のサービス委譲契約に関して、営業者は委譲者への支払いをどのように会計処理するのか 59

References

1 Exposure Draft ED/2021/1: *Regulatory Assets and Regulatory Liabilities*, IASB, January 2021. Available on the IFRS Foundation's website.

2 Exposure Draft ED/2021/1: *Regulatory Assets and Regulatory Liabilities*, IASB, January 2021, para. 7-8. Available on the IFRS Foundation's website.

3 Exposure Draft D12 *Service Concession Arrangements - Determining the Accounting Model*.

4 *IFRIC Update*, September 2005, available on the IFRS Foundation's website.

5 *IFRIC Update*, September 2005, available on the IFRS Foundation's website.

6 Exposure Draft ED/2021/1: *Regulatory Assets and Regulatory Liabilities*, IASB, January 2021, para. 16. Available on the IFRS Foundation's website.

7 Exposure Draft ED/2021/1: *Regulatory Assets and Regulatory Liabilities*, IASB, January 2021, para. 8. Available on the IFRS Foundation's website.

8 Exposure Draft ED/2021/1: *Regulatory Assets and Regulatory Liabilities*, IASB, January 2021, para. B47. Available on the IFRS Foundation's website.

9 IASB Staff Paper 9H: Project: *Rate-Regulated Activities*, Paper topic: *Feedback summary-interaction with other IFRS Standards*, IASB meeting, October 2021, paras. 13 and 14. Available on the IFRS Foundation's website.

10 Exposure Draft ED/2021/1: *Regulatory Assets and Regulatory Liabilities*, IASB, January 2021, para. B47. Available on the IFRS Foundation's website.

11 Exposure Draft ED/2021/1: *Regulatory Assets and Regulatory Liabilities*, IASB, January 2021, para. 16. Available on the IFRS Foundation's website.

12 Exposure Draft ED/2021/1: *Regulatory Assets and Regulatory Liabilities*, IASB, January 2021, paras. 3 to 5. Available on the IFRS Foundation's website.

13 Exposure Draft ED/2021/1: *Regulatory Assets and Regulatory Liabilities*, IASB, January 2021, para. 7. Available on the IFRS Foundation's website.

14 *IFRS Foundation work plan*, IFRS Foundation website (accessed 26 September 2023).

15 *IASB Update*, September 2022, available on the IFRS Foundation's website.

16 IPSAS 32, *Service Concession Arrangements: Grantor*, International Public Sector Accounting Standards Board, October 2011.

17 *IFRIC Update*, July 2009, available on the IFRS Foundation's website.

18 IFRIC Update, September 2005, available on the IFRS Foundation's website.

19 IASB Staff Paper 06, Project: *IFRIC 12* Service Concession Arrangements, Paper topic: *Service concession arrangements with leased infrastructure*, IFRS IC Meeting, March 2016, p.11. Available on the IFRS Foundation's website.

20 *IFRIC Update*, September 2016, available on the IFRS Foundation's website.

21 *IFRIC Update*, March 2016, available on the IFRS Foundation's website.

22 *IFRIC Update*, July 2016, available on the IFRS Foundation's website.

23 *IFRIC Update*, March 2019, available on the IFRS Foundation's website.

24 *IFRIC Update*, March 2006, available on the IFRS Foundation's website.

25 IAS 38 (2007), *Intangible Assets*, IASB, 2007 Bound Volume, para. 98 stated that "there is rarely, if ever, persuasive evidence to support an amortisation method for intangible assets with finite useful

lives that results in a lower amount of accumulated amortisation than under the straight-line method." This was removed by Improvements to IFRSs, May 2008.

26 *IFRIC Update*, September 2004, available on the IFRS Foundation's website.

27 *IFRIC Update*, March 2006, available on the IFRS Foundation's website.

28 *IFRIC Update*, July 2016, available on the IFRS Foundation's website.

29 *IFRIC Update*, July 2016, available on the IFRS Foundation's website.

30 *IFRIC Update*, March 2020, available on the IFRS Foundation's website.

31 *IFRIC Update*, September 2006, available on the IFRS Foundation's website.

32 Request for Information: Post-implementation Review IFRS 15 *Revenue from Contracts with Customers*, June 2023. Available on the IFRS Foundation's website.

33 IASB Staff Paper 6E: Project: *Post-implementation Review of IFRS 15*, Paper topic: Analysis of outreach feedback - Interaction with other IFRS Accounting Standards, IASB meeting, March 2023, paras. 47, 48 and 49. Available on the IFRS Foundation's website.

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、 ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書は *International GAAP®2024*（2023 年 9 月時点で執筆）を翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com/ja_jp